第四款　決　算

大正八年度の歳入歳出總決算に計上する所の經常部歳入額は十億六千三百十二萬九百九圓九十四錢二厘、臨時部歳入額は七億四千五百五十一萬二千二百九十四圓四錢五厘、歳入合計十八億八百六十三萬三千二百三圓九十八錢七厘にして、之に對する經常部歳出額は五億二百七十八萬五千九百四十八圓五十七錢七厘、臨時部歳出額は六億六千九百五十四萬二千三百五十六圓十一錢四厘、歳出合計十一億七千二百三十二萬八千三百四圓六十九錢一厘なり。故に歳入歳出差引六億三千六百三十萬四千八百九十九圓二十九錢六厘の剩餘を生じたり。該剩餘金は會計法第二十條に依り之を大正九年度の歳入に繰入せり。今右歳入歳出決算を豫算に比較して其の大要を說明すれば左の如し。

第一　歳　入

大正八年度歳入の決算額十八億八百六十三萬三千二百三圓九十八錢七厘を以て、其の豫算額十億六千四百十九萬三百四十圓に對比すれば、七億四千四百四十四萬二千八百六十三圓九十八錢七厘を增加せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳入の決算額は十億六千三百十二萬九百九圓九十四錢二厘にして、之を其の豫算額八億三千九百十四萬九百四十三圓に對比すれば、二億二千三百九十七萬九千九百六十六圓九十四錢二厘を增加し、臨時部歳入の決算額は七億四千五百五十一萬二千二百九十四圓四錢五厘にして、之を其の豫算額二億二千五百四萬九千三百九十七圓に對比すれば、五億二千四十六萬二千八百九十七圓四錢五厘を增加せり。今歳入の增減を生じたる重要の事項を擧ぐ

（一）　經常部

租稅は所得金額の多かりしが爲め所得稅の收入增加せしと、酒類造石高の多かりし等の爲め酒稅の收入增加せしと、有稅品の輸入多かりし等の爲め關稅の收入增加せしと、其の他砂糖消費稅・織物消費稅・取引所稅及營業稅等の收入增加せしとに依り、一億七千九百六十三萬九千二百七十八圓十四錢一厘を增加せりと雖も、地租の收入減少せしに依り五萬五千三百八十圓八十五錢五厘を減少せしを以て、差引一億七千九百五十八萬三千八百九十七圓二十八錢六厘を增加せり。

印紙收入は收入印紙賣捌代の收入多かりし等に依り、四千六百九十五萬千六十七圓五十二錢七厘を增加せり。

官業及官有財產收入は、製鐵所に於ける製品の生產數量減少及販賣價格低落竝に益金納付年度を大正九年度に繰延べたる等の爲め製鐵所益金の減少せしと、其の他東京砲兵工廠益金・大阪砲兵工廠益金等の減少せしとに依り、三千五百十二萬七千五百五十四圓五十二錢二厘を減少せりと雖も、木竹拂下代の收入多かりし等の爲め森林收入の增加せしと、電話使用料・市外電話通話料及葉書賣捌代の收入多かりし等の爲め郵便電信及電話收入の增加せしと、其の他專賣局益金・囚徒工錢及製作收入等の增加せしとに依り、二千六百六十六萬千四百六十三圓六錢七厘を增加せしを以て、差引八百四十六萬六千九十一圓四十五錢五厘を減少せり。

雜收入は雜入辨償及違約金等の收入增加せしに依り、六百三十四萬三千八百八十六圓六十五錢七厘を增加せしと雖も、小笠原島地方收入の減少せしに依り三百五圓九十六錢を減少せしを以て差引六百三十四萬三千五百八十圓六十九錢七厘を增加せり。

預金特別會計より繰入は、郵便貯金に係る利子の仕拂に要する繰入少かりし等に依り、四十三萬二千四百八十七圓十一錢三厘を減少せり。

（二）臨時部

官有物拂下代は米穀の拂下ありし等の爲め物品拂下代の收入增加せしと、其の他地所拂下代家畜拂下代等の收入增加せしとに依り、三千二百九十四萬二千七十六圓二十一錢を增加せりと雖も船舶拂下代の收入減少せしに依り四萬二千百九十五圓十一錢を減少せしを以て、差引三千二百八十九萬九千八百八十一圓十錢を增加せり。

雜收入は國庫金預入等に係る利子の收入多かりしが爲め利子收入の增加せしと、貨車及客車收入の多かりし等の爲め山東鐵道收入の增加せしと、其の他青島事業收入及海軍受託造修收入等の收入增加せしとに依り、千七百五十九萬五千七百五十六圓六十三錢七厘を增加せりと雖も、臨時受託造修收入及戰時海上再保險收入減少せしに依り、五百六十四萬三千三百五十八圓六十四錢一厘を減少せしを以て、差引千百九十五萬二千三百九十七圓九十九錢六厘を增加せり。

地方分擔納付金は治水費に係る分擔納付金の收入多かりしに依り、二萬三千七百五十七圓を增加せり。

港灣設備費納付金は神戸及門司港灣設備費納付金の收入少かりしに依り、百四十四萬圓を減少せり。

河川改修費納付金は延納を許可したるものありしに依り、百五十九萬千圓を減少せり。

公債募集金は、公債支辨に係る電話交換擴張費の財源に充用すべき公債募集額の少かりしと、高等諸學校創設及擴張費の財源に充用すべき公債募集額なかりしとに依り、四百九十九萬六千四百三十圓を減少せり。

森林資金繰入は、國有林野經營費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりしに依り二萬五千九百十三圓四十二錢五厘を減少せり。

陸軍營繕費補充資金繰入は、營繕費及土地建造物利用費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりしに依り、二千六百二十三圓九十七錢を減少せり。

造幣局資金繰入は、造幣局設備擴張費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりしに依り、二十三萬五千八百八十五圓九十錢を減少せり。

帝國學士院學術研究奬勵金受入は、寄付金の收入なかりしに依り一萬八千圓を皆滅せりと雖も學術研究費下賜金の收入ありしに依り一萬圓を皆增せしを以て、差引八千圓を減少せり。

獻納金は學校建築費獻納金の收入多かりしに依り、五十六萬七千五百圓を增加せり。

戰時利得稅は利得金額多かりし等に依り、六千九百六十三萬七千七百一圓七十五錢五厘を增加せり。

借入金は本年度內借入なかりしに依り二千二百萬圓を皆滅せり。

前年度繰入金は歳計剩餘金の繰入多かりしに依り、四億三千四百七十五萬二千四百四十一圓六十二錢七厘を增加せり。

高等諸學校創設及擴張費獻納金は、高等諸學校創立費の財源に充つべき獻納金ありしに依り九十一萬八千圓を皆增せり。

臨時事件費償還金受入は、講和條約實施委員派遣費償還金の受入ありしに依り一萬千七十圓八十六錢二厘を皆増せり。

第二　歳　出

大正八年度歳出の決算額十一億七千二百三十二萬八千三百四圓六十九錢一厘を以て、其の豫算額十億六千四百十九萬三百四十圓に對比すれば、一億八百十三萬七千九百六十四圓六十九錢一厘を増加せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳出の決算額は五億二百七十八萬五千九百四十八圓五十七錢七厘にして、之を其の豫算額五億五百九十三萬六千六百九十二圓に對比すれば、三百十五萬七百四十三圓四十二錢三厘を減少し、臨時部歳出の決算額は六億六千九百五十四萬二千三百五十六圓十一錢四厘にして、之を其の豫算額五億五千八百二十五萬三千六百四十八圓に對比すれば、一億千百二十八萬八千七百八圓十一錢四厘を増加せり。

大正八年度歳出豫算額は十億六千四百十九萬三百四十圓なるも、豫算決定後に於て會計法第二十一條第二十二條及明治四十四年法律第二號に依り、前年度の殘額を本年度に繰越したるが爲め六千二百七十九萬七千三百六十三圓十三錢九厘、國庫豫備金外に臨時支出を爲したるものありしが爲め一億七千四百三十九萬七千五百九十八圓三十一錢を増加せり。依て右歳出豫算額及豫算決定後増加額を合計すれば十三億百三十八萬五千三百一圓四十四錢九厘にして、同年度支出濟額は十一億七千二百三十二萬八千三百四圓六十九錢一厘、同年度に於て支出を終らずして翌年度に繰越したる金額は九千三百六十二萬六千九百三十八圓七十二錢なるを以て、差引三千五百四十三萬五十八圓三錢八厘の不用額を生せり。今翌年度繰越及豫算不用に係る重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）　翌年度繰越

艦船及兵器の製造修理・營繕土木の工事・航海の補助・陸海軍の演習其の他林野の經營等に關し、時局の影響に依り物品の供給意の如くならざりしと、天候不良其の他避くべからざる事故に依り、事業を遅延し又は豫定の計畫を遂行すること能はざるものありし等との爲め、年度内支出を終らざりし經費にして會計法第二十一條に依り翌年度に繰越したる金額は、千九百六十九萬九千二十二圓二十八錢九厘なり。

河川及港灣の修築・軍艦及兵器の製造・製鐵所の擴張其の他營繕工事等の繼續事業にして、時局の影響に依り物品の供給意の如くならざりしと、天候不良其の他の事故に依り豫定の如く事業進行せざるものありしとの爲め、會計法第二十二條に依り翌年度に繰越したる金額は六千五百九十萬七千三百三十四圓四十三錢一厘なり。

公共團體の經營に係る工事の經費に對する補助にして、年度内支出を終らざりし爲め、明治四十四年法律第二號に依り翌年度に繰越したる金額は八百二萬五百八十二圓なり。

以上翌年度繰越額の合計は九千三百六十二萬六千九百三十八圓七十二錢なり。

（二）　豫算不用

俸給及地所家屋借料等の支出少かりしが爲め、在外公館の經費に於て不用に歸したる金額は七十一萬四千二百十一圓八十六錢、阿片費等の支出少かりしが爲め、衞生試驗所の經費に於て不用に歸したる金額は二十二萬三千百七圓十六錢、預金利子の支出少かりしが爲め、預金利子及手數料に於て不用に歸したる金額は四十三萬二千四百八十七圓十一錢三厘、大藏省證券の發行を要せざり

し等の爲め、國債整理基金繰入に於て不用に歸したる金額は百八十五萬九千百五十五圓五錢五厘俸給及諸手當等の支出少かりしが爲め、陸海軍軍事費及憲兵費に於て不用に歸したる金額は三百四十一萬六千七百六十七圓八十四錢三厘、製鐵所擴張に關する繼續費の事業を繰延べ、豫定年割額を改定し、後年度に追加するの必要ある爲め、製鐵所擴張費に於て不用に歸したる金額は千三百五十三萬五千九百十圓、諸拂戻金及遞信事業費等の支出少かりしが爲め、遞信費に於て不用に歸したる金額は三百二十七萬五千百四十三圓八十七錢一厘、航路擴張に關する補助金の支出少かりしが爲め、補助費に於て不用に歸したる金額は九十一萬六千四百八十五圓十二錢、臨時事件に關する經費の支出を要すること少かりしが爲め、各省大正三年臨時事件費に於て不用に歸したる金額は八百八十一萬三千二百八十圓四十八錢四厘、其の他諸般の經費に於て不用に歸したる金額は二百二十四萬三千五百九圓五十三錢二厘にして、以上豫算不用額の合計は三千五百四十三萬五十八圓三錢八厘なりとす。

大正八年度に於て大藏省證券發行最高額は五千萬圓の豫定なりしも、實際之が發行を爲さず。

今大正八年度決算額を其の豫算と對照すれば左の如し（四位以下切捨）。

大正八年度歳入歳出決算額豫算額對照表

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
歳入			
經常部			
租稅			
地租	七三、七五四、一四一 円	七三、八〇九、五二三 円	△五五、六八二 円
所得稅	一九三、一四八、一四六	一三一、〇四五、六九五	六二、一〇三、四五一
營業稅	四四、〇七五、一九七	三三、七四五、六〇六	一〇、三九、五九一
相續稅	五、三二、八一五	三、九四三、九九四	一、三八八、八二一
通行稅	八、八三〇、二四九	六、九六五、〇四〇	一、八六五、二〇九
鑛業稅	一〇、三二一、一四五	五、〇八五、八三三	五、三三五、八三三
兌換銀行券發行稅	八、二四三、三五〇	八九六、二三七	七、三四七、二九三
酒稅	一三七、六三六、九一六	一〇九、三三七、九六三	二八、二六八、九五三
醬油稅	五、八九一、三一五	五、二四九、七九〇	六四一、五二五
砂糖消費稅	四六、一六八、四三二	三、一一三、五三八	一五、〇五四、八九五
綿織物消費稅	三六、五〇〇、三三〇	二、八四四、六四六	一四、六五五、六八四
石油消費稅	一、四五、五四〇	一、〇一三、九一	一三二、五四九
寶藥參業稅	三八三、二二八	三八八、三四四	四三、八七四
取引所稅	一九、一一〇、五二五	八、五一〇、五〇三	一〇、六〇〇、〇二二
關稅	八一、三五、九三七	五九、三九三、七四七	二一、七四二、一九〇
噸稅	八三九、二七二	五五九、〇六二	二六〇、二一〇
印紙收入	九八、九〇四、五一三	五一、九五三、四四六	四八、九五一、〇六七
官業及官有財產收入	二五一、五五九、八三三	二六〇、〇三五、九一五	△八、四六六、〇九三
郵便電信及電話收入	一三三、七九九、三一七	一二六、八六六、九九三	五、九二三、三一五
森林收入	三三、九〇〇、八一八	一六、五三三、二八六	一六、三六八、五三三
配當金收入	三、九五三、九九三	三、八六七、一八〇	八五、八一三
囚徒工錢及製作收入	四、〇七、一八〇	二、二九八、八二四	一、七一八、三二六
官有物貸下料	五、七、八四三	三三一、九七九	一八五、六四三
印刷局益金	八、七〇、〇一五	六、九六五、〇四〇	一、七三五、九七五
專賣局益金	七四、四六七、一九	七三、八〇七、七四一	一、六九九、四七七
東京砲兵工廠益金	一、三一五	五九、七〇〇	△五八、七〇〇
大阪砲兵工廠益金	三	六六、五六〇	△六六、五六〇
千住製絨所益金	四、一五	三、三〇五	九三〇
海軍採炭所益金	一六、三三〇	一六、八四四	△五、四四
海軍工廠資金益金	一、三一〇、五五九	一、〇〇〇、〇〇〇	三一〇、五五九
海軍火藥廠益金	七〇三、四五三	七〇〇、〇〇〇	三、四五三
製鐵所益金	〇	三三、〇〇三、〇九九	△三三、〇〇三、〇九九
雜收入	二二、二七三、三〇八	五、九五九、七二八	六、三四三、三七〇
免許及手數料	四〇五、七四三	二四八、八四六	一五六、八九六
懲罰及沒收金	一、六六六、九六六	一、〇三七、八二四	六五八、九三二
辨償及違約金	三、三九六、三〇六	七九一、四〇三	二、六〇四、九〇四
稅關雜收入	三三九、八〇七	三三三、四七四	一六、三三三
雜入	四、九八四、六六一	二、三六六、九六〇	二、六一七、七〇一
官吏遺族扶助法納金	四〇七、一二三	四〇五、一二〇	六六、〇二三
學校圖書館職員退隱及遺族扶助料法納金	三六六、九一九	二二一、四二〇	二三五、四五九
一年志願兵及幼年學校自費生納金	七六八、九六五	五四一、四四〇	一九七、五二五
小笠原島地方收入	二、八三六	三、四三	△五〇六

科目	決算額	比較増減(△)	予算額	比較増減(△)
歳入総合計	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
歳出総合計	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
歳入				
臨時陸軍費補充金受入	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
歳出				
陸軍省	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
臨時軍事費	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
臨時軍事費	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
臨時軍事費	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円

科目	決算額	比較増減(△)	予算額	比較増減(△)
歳入総合計	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
歳出総合計	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
歳入				
臨時陸軍費補充金受入	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
歳出				
陸軍省	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
臨時軍事費	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円
臨時軍事費	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円	一、〇四九、三五六円

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
繰越金	一、三五六、二四五円	一、三五六、二四五円	円
歳入			
特別会計歳入金補充金	一、三五六、二四五	一、三五六、二四五	〇
一般会計歳入金補充金	一、三五六、二四五	一、三五六、二四五	〇
雑収入	一、三五六、二四五	一、三五六、二四五	〇
歳出			
国債費	一、三五六、二四五	一、三五六、二四五	〇
元金	一、三五六、二四五	一、三五六、二四五	〇
歳入歳出差引剰余金	一、三五六、二四五	一、三五六、二四五	〇
歳入歳出外現金	一、三五六、二四五	一、三五六、二四五	〇
歳入	一、三五六、二四五	一、三五六、二四五	〇
歳出

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
電氣試驗所費	一、七〇七、四三四	一、七〇七、四三四	△ 一、七〇七、四三四
航路標識費	四、四七九、四三八	四、四七九、四三八	△ 四、四七九、四三八
商船及學校費	三、〇九八、四三四	四、四七九、四三八	△ 四、四七九、四三八
金融及田畑勘測費	四、四七九、四三八	四、四七九、四三八	△ 四、四七九、四三八
支那金銀貨幣整理費	六、八六六、三三二	六、八六六、三三二	△ 六、八六六、三三二
合計	六、八六六、三三二	六、八六六、三三二	△ 六、八六六、三三二
關東都督府所管			
經常部合計	五、〇八二、三三二	五、〇八二、三三二	△ 五、〇八二、三三二
臨時部合計	一、七八四、四三四	一、七八四、四三四	△ 一、七八四、四三四
合計	六、八六六、三三二	六、八六六、三三二	△ 六、八六六、三三二
外務省所管			
領事館費	一、三七〇、四三四	一、三七〇、四三四	△ 一、三七〇、四三四
在外公館移轉費	三、四三四、四三四	三、四三四、四三四	△ 三、四三四、四三四
在外公館創立費	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
亞同文會事業補助費	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
東京同仁會事業補助費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△ 一〇〇、〇〇〇
大正三年臨時事件費	五、四三四、四三四	五、四三四、四三四	△ 五、四三四、四三四
災害	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
在支那帝國居留民防疫費	三、四三四、四三四	三、四三四、四三四	△ 三、四三四、四三四
在外國籍民救助費	一、三七〇、四三四	一、三七〇、四三四	△ 一、三七〇、四三四
合計	一、七四〇、四三四	一、七四〇、四三四	△ 一、七四〇、四三四
内務省所管			
補助	三、一一〇、四三四	三、一一〇、四三四	△ 三、一一〇、四三四
治水事業費	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
河川改良費	四、〇〇〇、四三四	四、〇〇〇、四三四	△ 四、〇〇〇、四三四
港灣改良費	三、四三四、四三四	三、四三四、四三四	△ 三、四三四、四三四
道路港灣調査費	四、〇〇〇、四三四	四、〇〇〇、四三四	△ 四、〇〇〇、四三四
北海道拓殖費	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
營繕費	一、〇四四、四三四	一、〇四四、四三四	△ 一、〇四四、四三四
造營	三、四三四、四三四	三、四三四、四三四	△ 三、四三四、四三四
神宮使廳營繕費	一、〇四四、四三四	一、〇四四、四三四	△ 一、〇四四、四三四
明治神宮外苑工事施行費	一〇、四三四、四三四	一〇、四三四、四三四	△ 一〇、四三四、四三四
神社調査費	三、四三四、四三四	三、四三四、四三四	△ 三、四三四、四三四
神職養成及神社調査費	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
傳染病豫防費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△ 一〇〇、〇〇〇
醫務	五、四三四、四三四	五、四三四、四三四	△ 五、四三四、四三四
藥品製造檢定費	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
衛生試驗所費	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
國立公園調査及施設費	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
國立公園協會補助	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
事業費	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
保健衛生調査及試驗費	四、四三四、四三四	四、四三四、四三四	△ 四、四三四、四三四
保健衛生調査會諮問

科目	決算額	豫算額	比較減（△）
産業貿易調査費	三五七、七四五円	三五七、七四五円	円
合計	三五七、七四五	三五七、七四五	
陸軍省所管			
營繕費			
基地建築費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
土地建造物整理費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
陸軍建築事務費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
陸軍建築部費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
陸軍建築部出張所費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
陸軍建築部支部費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
陸軍建築部出張所費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
陸軍建築部支部出張所

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
營繕費	二、〇四三、三九一円	二、一三〇、六四一円	△一七、三五〇円
大正三年臨時事件費	六、〇一八、八四六	〇	六、〇一八、八四六
災害費	三七、五三七	〇	三七、五三七
議員總選擧檢察費	三〇、〇〇〇	〇	三〇、〇〇〇
合計	八、三四六、九四二	二、一三六、九四一	六、〇一七、八〇一
文部省所管			
營繕費	一、六六九、五四三	二、一六八、七三〇	△五九九、一八七
學校創立費	一、三四〇、九三一	二、五五九、九〇〇	△一、二一八、九六九
大學及學校圖書館臨時支出金	一、五八三、七八一	一、五八三、七八一	〇
臨時調査費	二五、二三七	二一、四二五	三、八一二
教育諮問委員會費	一四、三三〇	一五、〇〇〇	△六七〇
臨時教員養成費	二四、七三二	二六、五二四	△一、九三二
臨時外國留學生費	六七、一八九	六七、二〇〇	△一一
臨時維新史料編纂事務局費	四五、四四九	四五、五三九	△四五、〇九〇
縣債利子補給	四、四五五	五、五九三	△一、二三七
古社寺特別保護建造物及國寶臺帳調製費	九、九四八	一〇、〇〇〇	△五四
高等諸學校創設及擴張費	八八九、〇〇六	二、九八六、四三〇	△二、〇九七、三四四
大正三年臨時事件費	五、六三五、一八八	〇	五、六三五、一八八
臨時外國行諸費	二九、二四五	〇	二九、二四五
電信電話營繕費	二、四〇二、一三六	三、八五七、〇三七	△一、一八五、八九一
航路標識營繕費	三一〇、五四二	二一〇、九四四	△四五三
營繕費	一、五〇三、〇六〇	一、五六七、二七七	△六五、一九七
電話交換擴張費	一九、四三一、三四二	三二、一〇〇、〇〇〇	△三、六八一、六五八
電氣工業用發電水力調査費	一八六、三六六	一八五、四〇三	九三
無線電信局設置費	四一四、二一四	六一〇、一三〇	△一九五、九一六
受託造修費	四六、三二九	二〇、〇三九	二六、二九〇
電信電話裝置改良研究費	六八、七一三	七二、一七四	△三、四六二
器具機械設備費	八四、二六二	八七、一九九	△二、九三七
船用品檢査所設備費	一六八、九九	一六九、二四五	△五六
營繕費	一、五五四、一五九	一、二七九、二六三	△二四、八七六
災害費	〇	三五、二五九、三五六	△三五、二五九、三五六
合計	六五、九四四、八四三	三七、六九一、三三五	二七、二五二、五〇八
臨時部合計	六六九、五四三、三五六	五五八、三五三、六四八	一一二、六八八、七〇八
歳出總計	一、一九三、三八、三〇四	一、〇六四、一七〇、三四〇	一〇八、一三七、九六四

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
災害費	一〇九、六三一円	〇円	一〇九、六三一円
災害費臨時支出金	三八、一三〇	〇	三八、一三〇
合計	一、四八六、六八五	九、五八〇、一〇一	△一、八九六、六八五
農商務省所管			
産業奬勵費	四、五四七、四六五	三、七二九、六九一	八一七、七七四
製鐵所擴張費	一、三〇七、六六五	三、八七五、七八〇	△九、五六八、一一五
營繕費	一、五四六、六六五	二、一一〇、七〇八	△五六四、〇七三
國有林野經營費	四、八三三、三七	四、八四九、二五一	△三五、九一四
治水事業費	一、〇一四、五五四	一、〇〇〇、〇〇〇	一四、五五四
獸疫及害蟲費	九四、二四五	九二、五〇〇	七三五
腦脬獸保護費	五四、〇六九	五四、七一四	△六四五
漁業免許處分費	三、六七七	三、六八〇	△三
臨時調査費	三九八、〇七八	三一四、七八八	△一六、七一〇
特許局分類整理費	一三、五六〇	一三、五六〇	〇
大正三年臨時事件費	九三、一五六、〇三六	〇	九三、一五六、〇三六
災害費	一四、八三九	一四、八六八	△二九
合計	二二六、八四四、一三五	三三、〇四五、七二三	八三、八二八、四一二
遞信省所管			
補助費	四、六七七、五〇一	六、三八〇、六五三	△一、七〇三、一五二

右大正八年度歳入歳出總決算は、同年度各特別會計決算及會計檢査院の檢査報告と共に、大正十一年二月十三日第四十五回帝國議會に提出せられたり。衆議院決算委員會に於ては審議の末、一般會計歳入に於て課稅標準の決定其宜しきを得ざるもの四件、課稅の決定緩慢なりしが爲徵收の途なきに至りたるもの四件、監督上不注意なりしが爲租稅の拂込を遲延せしめたるもの二件、監督上の注意周到を缺き多額の稅金を逋脫せしめたるもの一件、租稅の徵收不足に屬するもの八十件、租稅の徵收過に屬するもの十八件、監督不十分なりしが爲課稅價格を低下し登錄稅を騙取せられたるもの一件立木其他物件の代價を歳入に編入せず直に之を使用したるもの一件、過當に斟酌を加へ違約處分を爲したるもの一件、歳入金の納付を遲延し所屬年度を紊りたるもの一件、豫定價格の算定其宜しきを得ず低價に物件の拂下を爲したるもの一件、同歳出に於て豫算目的外の支出を爲したるもの一件工事施行上の注意を缺き國庫に損失を及ぼしたるもの一件、虛構の事實に對し支出を爲したるもの十

件、豫算の使用其宜しきを得ざるもの五件、監督其宜しきを得ず出來形設計に違背したる粗造の工事に對し之が代金の全部を仕拂ひたるもの三件、物件を購入するに當り請託の爲國庫に損失を及ぼしたるもの一件、合計百三十五件及官有物に於て印紙切手類の出納保管に關し監督其宜しきを得ず國庫に損失を及ぼしたるもの一件を不當なるものと議決し、又一般會計歳出に於て競爭入札に付すべき工事及物件の購買を隨意契約に依りたるもの二件を不法なるものと議決し、更に『印紙切手類の保管出納に就ては從來監督手續上周到の注意を缺けるものありと認めらるるに付、將來一層の注意あらんことを望む』との希望條件を議決したり。三月二十四日決算委員長は右委員會審議の結果を本會議に報告せしが、本會議に於ては採決の結果多數を以て委員會議決の通可決確定したり。

貴族院決算委員會に於ては審議の末、官有物に於て一件は政府の措置不當なりと認め、一般會計歳出に於て五件は政府の措置穩當を缺くものと認め、又一般會計歳入に於て百四十五件、同歳出に於て二十六件、合計百七十一件は政府に對し將來の注意を促すべきものと認め、其の他は總て異議なきものと議決し、三月二十五日決算委員長伯爵兒玉秀雄は、本會議に於て右決算委員會審議の結果を報告し、更に其の決議に就き大要左の如く報告したり。

『大正八年は周知の如く最も景氣の好況を呈せし時期なりしを以て、其の結果人心動もすれば放慢に流れ、官紀動もすれば紊亂せんとするの傾ありしなり。其の影響を受けて大正八年度に於ては不正行爲に屬するもの多數に上りしを以て、委員會は「大正八年度の決算に於て不正行爲の事件頗る多し。之を審査するに多くは監督取締の不行屆に歸す。政府は十分なる注意あらんことを望む」との希望條件を議決したり。尚之と共に報告すべきことは、決算の審査に當りて政府の措置不當なりと認めしものを存することと之なり。決算委員會が不當の決議を爲せしは大正四年以來絶えて無き所にして、今玆に此の決議案を報告することは委員會の頗る遺憾とする所なり。本件は當議場に於て屢〻論議せられ、又天下の耳目を聳動せしめたる所謂寶塚事件にして、右は現内閣就任當時に於て其の端を發し、數年間に亙りて不正行爲は發覺せず、遂に二百餘萬圓の印紙切手類の横領を見るに至りしものなり。斯くの如きは政府監督の怠慢なるは勿論、官紀の紊亂實に極まれりと謂はざるを得ず。今其の決議案を朗讀すべし。

貴族院は遞信省所屬職員兵庫縣寶塚郵便局長津下某、福岡縣八幡郵便局通信書記水町某、同田中某、京都府七條郵便局通信事務員小谷某、東京中央郵便局書記補松岡某等が、大正七年以降數年に亙り收入印紙切手類其額二百四十三萬八千八百圓を横領したるは、政府の監督其宜しきを得ず、官紀弛廢し、國庫に多大の損害を及ぼしたるものにして不當なりと決議す。』

貴族院は右報告に對し異議なく總て委員長報告の通可決確定したり。

第十九節　大正九年度歳計

第一款　豫　算

第一項　豫算案の大綱

大正九年度豫算の編成に當りては、政府は戰後内外に於ける形勢の變化に鑑み、其の最も急施を要するものに付き大體左記の計畫を樹てたり。

（一）世界大戰後の形勢に稽へ平和の維持上我國防を充實するの緊切なるを認め、之に必要なる諸般の計畫を定め、之が實行に要する財源を補足する爲新に所得稅及酒稅增徵の計畫を立てしこと。

（二）交通通信機關の整備は產業の發達、國運の進展に緊切なる關係あるを以て、鐵道・道路・港灣及電信電話の擴張改良に付き必要なる方策を立てしこと。

（三）敎育の振興に就ては新に中等諸學校及實業補習學校の校長竝に敎員年功加俸の制を設け、又實業補習敎育補助及私立大學補助費等を計上せしこと。

（四）產業の奬勵に就ては開墾奬勵費の增加、窒素研究事業の擴張、公有林野の造林等に關し各相當の計畫を樹てしこと。

（五）大正三年臨時事件費は之を整理し、其の中尙存置を要する事項は之を普通豫算中に編入し、官吏以下の臨時手當・物價騰貴に依る廳費・旅費其の他の經費の補足等は、何れも相當の程度に之を普通豫算の增額として計上せしこと。

以上の方針に依り編成せられたる大正九年度歳入歳出總豫算の金額は、各十二億七千六百五十七萬三千六百八十一圓にして、內歳入經常部十億四千三百二十萬四千七百圓、同臨時部二億三千三百十六萬八千九百八十一圓、歳出經常部七億五千二百八十萬千五百二十六圓、同臨時部五億二千三百七十七萬二千百五十五圓なり。今之を前年度豫算總額に比較すれば左の如し。

區分	大正九年度豫算額	大正八年度豫算額	比較增	比較減
歳入經常部	一、〇四三、二〇四、七〇〇圓	八三九、一四〇、九四三圓	二〇四、〇六三、七五七圓	○圓
歳出經常部	七五二、八〇一、五二六	五〇五、八九八、三九二	二四六、九〇三、一三四	○
歳出臨時部	五二三、七七二、一五五	五五八、二九一、九四八	○	三四、五一九、七九三
歳出合計	一、二七六、五七三、六八一	一、〇六四、一九〇、三四〇	二一二、三八三、三四一	○
臨時部合計	二三三、三六八、九八一	二二五、〇四九、三九七	八、三一九、五八四	○

（備考）前年度豫算額中經常部と臨時部との間に組替揭記せるものあるを以て、該年度決定金額と符合せず。

大正九年度歳入豫算中前年度に比して增加したるものに就き、其の事項金額の主なるものを擧ぐれば左の如し。

經常部

所得稅の增加	八〇、六六六、六四六圓
營業稅の增加	九、五三一、六八八
通行稅の增加	一、〇三七、四五四
鑛業稅の增加	二、三五五、九〇九
酒稅の增加	二六、八三一、〇七八
砂糖消費稅の增加	八、一六八、八九〇
織物消費稅の增加	一七、六三六、二八四
取引所稅の增加	一、二一九、七五七
關稅の增加	六、九六六、三八〇
印紙收入の增加	一三、八七五、四六八圓
郵便電信及電話收入の增加	三二、四七三、三四八
森林收入の增加	六、九九二、四五三
專賣局益金の增加	一五、二六六、二八一
海軍燃料廠益金	七〇〇、〇〇〇
預金利子及手數料繰入の增加	八、一二七、〇五八

臨時部

地所拂下代の增加	一、五九二、一六三
物品拂下代の增加	六六三、三二六
利子收入の增加	四、六七五、三一六

山東鐵道收入の增加　五、九八〇、六二二円
青島事業收入の增加　七五一、二六八
公共團體工事費納付金の增加　一、三五五、三〇〇
公共團體工事費分擔金の增加　八四五、三六二
森林資金繰入の增加　六一六、三七七

大正九年度歳出豫算中新規要求に係るもの及前年度に比して增額したるものに就き、其の事項金額の主なるものを擧ぐれば左の如し。

所管省	事項	金額			備考
		經常部	臨時部	計	
		円	円	円	
外務省	外務本省局增設及職員增加に關する經費	九三、二六一	二三〇、〇〇〇	三二三、二六一	
	機密費の增加	一、〇九〇、〇〇〇	〇	一、〇九〇、〇〇〇	
	電信料の增加	六〇〇、〇〇〇	〇	六〇〇、〇〇〇	
	波蘭及希臘二公使館新設に關する經費	三三〇、一九五	七〇、〇〇〇	三九〇、一九五	
	青島總領事館外四領事館新設に關する經費	二八三、三〇六	八〇、五〇〇	三六三、七〇六	
	在外公館職員增加に關する經費	五二九、三八一	〇	五二九、三八一	
	商務官設置に關する經費	一〇〇、〇〇〇	〇	一〇〇、〇〇〇	
	官吏以下增俸及增給	五七〇、三五〇	〇	五七〇、三五〇	
	在勤俸其他給與の增額	一、一六六、四〇七	〇	一、一六六、四〇七	
	旅費の增額	二四八、八六五	〇	二四八、八六五	
	物價騰貴に依る廳費其他の增加	三五二、三三〇	〇	三五二、三三〇	
	東亞同文會事業費補助の增加	〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	
	同仁會事業費補助の增加	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	臨時調査費	〇	一三二、三七八	一三二、三七八	
內務省	神宮及神社に關する經費の增加	二九五、八八九	〇	二九五、八八九	
	社會局設置に關する經費	三六、六八七	〇	三六、六八七	
	史蹟名勝天然紀念物調査及保存に關する經費の增加	一六一、八六四	〇	一六一、八六四	
	都市計畫に關する經費	九七、一八四	〇	九七、一八四	
	警察機關の充實に關する經費	三四〇、六六九	〇	三四〇、六六九	
	地方產業事務に關する經費	八八、七六〇	〇	八八、七六〇	
	大阪府港務部設置に關する經費	四四、二八	〇	四四、二八	
	地方廳屬增員に關する經費	二五八、〇〇〇	〇	二五八、〇〇〇	
	軍事救護費の增加	三三三、〇九二	〇	三三三、〇九二	
	警察費連帶支辨金の增加	三、六四三、五九八	〇	三、六四三、五九八	
	官吏以下增俸及增給	四、〇七二、五六三	〇	四、〇七二、五六三	
	旅費の增額	九八七、九四六	〇	九八七、九四六	
	物價騰貴に依る廳費其他の增加	四三〇、〇九一	〇	四三〇、〇九一	
	水道費補助の增加	六三〇、〇〇〇	〇	六三〇、〇〇〇	
	圓山川改修費補助	五〇、〇〇〇	〇	五〇、〇〇〇	
	青森港修築費補助	一三五、〇〇五	〇	一三五、〇〇五	
	長崎港修築費補助	二五〇、〇〇〇	〇	二五〇、〇〇〇	

總額二、五〇〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降十箇年度間に補助するものなり。
總額二五、〇〇〇圓にして、大正九年度以降四箇年度間に補助するものなり。
總額七五〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降三箇年度間に補助するものなり。

所管省	事項	金額			備考
		計	臨時部	経常部	
内務省	名古屋港修築費補助	100,000円	100,000円	0円	九箇年總額ニ對スル本年度ノ割合ハ百分ノ十ニシテ其ノ金額ハ十箇年度ニ亘リ毎年度均等額ヲ補助スルモノトス
	道路改良費補助ノ增加	2,000,000	2,000,000	0	
	東京府立精神病院建築費補助	150,000	150,000	0	
	治水事業費ノ追加	2,650,000	2,650,000	0	昭和二年度ニ於テ繰越シタル金額ニ對スル本年度ノ割合ハ百分ノ十ニシテ其ノ金額ハ十箇年度ニ亘リ毎年度均等額ヲ補助スルモノトス
	四山川改修費	150,000	150,000	0	九箇年總額ニ對スル本年度ノ割合ハ百分ノ十ニシテ其ノ金額ハ十箇年度ニ亘リ毎年度均等額ヲ補助スルモノトス
	長崎港修築費	500,000	500,000	0	九箇年總額ニ對スル本年度ノ割合ハ百分ノ十ニシテ其ノ金額ハ十箇年度ニ亘リ毎年度均等額ヲ補助スルモノトス
	陸羽街道利根川架橋費	2,000,000	2,000,000	0	九箇年總額ニ對スル本年度ノ割合ハ百分ノ十ニシテ其ノ金額ハ十箇年度ニ亘リ毎年度均等額ヲ補助スルモノトス
	北海道拓殖費ノ增加	六、三四一、九一	六、三四一、九一	0	廢止
	警察講習所建設費	150,000	150,000	0	
	神宮別當創建費	90,000	90,000	0	
	男爵神宮御造營費ノ追加	六四、九五〇	六四、九五〇	0	廢止
	住吉神社境内整理費	40,000	40,000	0	
	上杉神社特殊費	111、九00	111、九00	0	
	醫藥品製造試驗ニ關スル經費	三、三四五	三、三四五	0	
	國民衞生試驗ニ關スル經費	三五、五三一	三五、五三一	0	
	小笠原島水產經營費	七、六九	七、六九	0	
社會事業及地方制度調査費ノ增加		二八、四四	二八、四四	0	
民力涵養ニ關スル經費		一一一、四五0	一一一、四五0	0	

所管省	事項	金額			備考
		計	臨時部	経常部	
大藏省	造幣局設備擴張費ノ追加	0	0	0	
	棒太廳經費補充金ノ增加	0	0	0	
	朝鮮總督府經費補充金	10,000,000	10,000,000	0	
	貴族院及衆議院總令其他修繕費	三三、六四0	三三、六四0	0	
	稅務署總令其他新營及購買費	四00,000	四00,000	0	
	專賣局中央研究所新營費	六八、九四四	六八、九四四	0	
	煙草製造工場其他擴張費	一0、六五、九五	一0、六五、九五	0	
	印刷局設備擴張費	七三、000	七三、000	0	
	醫事實用含麻新營費	五六、五00	五六、五00	0	
	門司稅關陸上設備費	五五、000	五五、000	0	
	大阪稅關火災復舊其他新營費ノ追加	五六、110	五六、110	0	
	物價騰貴ニ依ル臨費其他ノ增加	四八、0三五	四八、0三五	0	
	旅費ノ增額	五三、五三一	五三、五三一	0	
	官吏以下增俸及增給	四、三三、一四七	四、三三、一四七	0	
	貴衆兩院議員歲費ノ增額	七11、000	七11、000	0	
	諸稅還付及補塡金ノ增加	一一、二四、四三五	一一、二四、四三五	0	
	稅務官署事務增加ニ伴フ經費ノ增加	四七、六四九	四七、六四九	0	
	稅法改正ニ伴フ經費ノ增加	七三、八七三	七三、八七三	0	
	判任官中俸給平均額ノ增加	九四、0四五	九四、0四五	0	
	預金利子及手數料ノ增加	八、三七、0五八	八、三七、0五八	0	

支追總
出加額
すし、八
るも大七、
のの正、二
なり°度七
以七
降を
二既
箇定
年繼
度續
間費
にに

所管省	事項	金額 常部	金額 臨時部	金額 計	備考
陸軍省	小額紙幣整理費	〇円	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円	
	既定計画に依る新造艦の建造費	七、五〇〇、〇〇〇	〇	七、五〇〇、〇〇〇	
	既定計画に依る新造艦の建造費に充つる為の公債発行額	七、五〇〇、〇〇〇	〇	七、五〇〇、〇〇〇	
	既定計画に依る新造艦の建造費に充つる為の公債発行額に対する利子	七、〇〇〇、〇〇〇	〇	七、〇〇〇、〇〇〇	
	既定計画に依る新造艦の建造費に充つる為の公債発行額に対する利子以外の諸費	一〇一、〇〇〇	〇	一〇一、〇〇〇	
	既定計画に依る新造艦の建造費に充つる為の公債発行額に対する割引料	二、〇〇〇、〇〇〇	〇	二、〇〇〇、〇〇〇	
	既定計画に依る新造艦の建造費に充つる為の公債発行額に対する利子以外の諸費	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、〇〇〇

所管省	事項	金額 常部	金額 臨時部	金額 計	備考
農商務省	蚕業の増額	二、六三五、四三四円	五七、九三五円	二、六九三、三六九円	
	物価騰貴に依る雇員其他の増加	五七、九三五	〇	五七、九三五	
	京都地方裁判所区裁判所建築費の追加	八五、〇〇〇	二五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	
	札幌控訴院建築費	一七、〇〇〇	一三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
	林田地方裁判所区裁判所建築費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	秩父鉱業所建築費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	帝室林野管理局建築費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
文部省	中等諸学校及実業補習教育諸学校長教員年功加俸に関する経費	四五、六〇〇円	〇	四五、六〇〇円	
	実業補習教育費補助に関する経費	三〇、〇〇〇	〇	三〇、〇〇〇	
	直轄事業諸学校学科講義録増加等に関する経費	八五、一七〇	〇	八五、一七〇	
	官吏以下増俸及増給	四四、〇五〇	〇	四四、〇五〇	
	在勤俸其他給与の増額	六、九三二	〇	六、九三二	
	旅費の増額	二、八三七	〇	二、八三七	
	物価騰貴に依る雇員其他の増加	一、八四〇	〇	一、八四〇	
	私立大学補助に関する経費	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	三四、〇〇〇	
	中等教員養成に関する経費	二、九六〇	〇	二、九六〇	
	航空研究所事業進捗に伴ふ経費	一五、五〇〇	一五、五〇〇	三一、〇〇〇	
	第九高等工業学校創立費の追加	〇	三四、七五〇	三四、七五〇	
	第十高等工業学校創立費の追加	〇	三四、七五〇	三四、七五〇	

所管省	事項	金額 常部	金額 臨時部	金額 計	備考
農商務省	旅費の増額	二、六三五、四三四円	五七、九三五円	二、六九三、三六九円	
	物価騰貴に依る雇員其他の増加	五七、九三五	〇	五七、九三五	
	京都地方裁判所区裁判所建築費の追加	八五、〇〇〇	二五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	
	札幌控訴院建築費	一七、〇〇〇	一三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
	林田地方裁判所区裁判所建築費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	秩父鉱業所建築費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	帝室林野管理局建築費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
文部省	中等諸学校及実業補習教育諸学校長教員年功加俸に関する経費	四五、六〇〇円	〇	四五、六〇〇円	
	実業補習教育費補助に関する経費	三〇、〇〇〇	〇	三〇、〇〇〇	
	直轄事業諸学校学科講義録増加等に関する経費	八五、一七〇	〇	八五、一七〇	
	官吏以下増俸及増給	四四、〇五〇	〇	四四、〇五〇	
	在勤俸其他給与の増額	六、九三二	〇	六、九三二	
	旅費の増額	二、八三七	〇	二、八三七	
	物価騰貴に依る雇員其他の増加	一、八四〇	〇	一、八四〇	
	私立大学補助に関する経費	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	三四、〇〇〇	
	中等教員養成に関する経費	二、九六〇	〇	二、九六〇	
	航空研究所事業進捗に伴ふ経費	一五、五〇〇	一五、五〇〇	三一、〇〇〇	
	第九高等工業学校創立費の追加	〇	三四、七五〇	三四、七五〇	
	第十高等工業学校創立費の追加	〇	三四、七五〇	三四、七五〇	

九年以降五箇年度間ニ支出スヘキ金額ハ既定ノ額ニ左ノ通リ追加スルモ大正九年度ニ於テ三、四五六円ヲ減ス

既定ノ額ニ左ノ通リ追加スルモ大正九年度ニ於テ三、四五六円ヲ減ス

所管省	事項	金額 常部	金額 臨時部	金額 計	備考
逓信省	現在官吏俸給に対する俸給の増額	九、六三〇円	〇	九、六三〇円	
	官吏以下増俸及増給	一四、二五二	〇	一四、二五二	
	在勤俸其他給与の増額	六、九三二	〇	六、九三二	
	旅費の増額	二、八三七	〇	二、八三七	
	物価騰貴に依る雇員其他の増加	一、八四〇	〇	一、八四〇	
	通信機関の増置維持に関する経費	五五、三四〇	〇	五五、三四〇	
	電信線増設及改良に関する経費	八〇〇、〇〇〇	〇	八〇〇、〇〇〇	
	電話交換線増設費追加に関する経費	一五〇、〇〇〇	〇	一五〇、〇〇〇	
	臨時に伴ふ通信施設の維持に要する経費	七六、九三五	〇	七六、九三五	
	通信及為替貯金業務増進に伴ふ経費	五六、四三四	〇	五六、四三四	
	通信及為替貯金現業員補充に関する経費	六七、九三五	〇	六七、九三五	
逓信省	既往の実績等に依る俸給の増加	三五、七三五	〇	三五、七三五	
	現在官俸給に対する俸給の増額	九、六三〇	〇	九、六三〇	
	官吏以下増俸及増給	一四、二五二	〇	一四、二五二	
	在勤俸其他給与の増額	六、九三二	〇	六、九三二	
	旅費の増額	二、八三七	〇	二、八三七	
	物価騰貴に依る雇員其他の増加	一、八四〇	〇	一、八四〇	
	通信機関の増置維持に関する経費	五五、三四〇	〇	五五、三四〇	
	電信線増設及改良に関する経費	八〇〇、〇〇〇	〇	八〇〇、〇〇〇	
	電話交換線増設費追加に関する経費	一五〇、〇〇〇	〇	一五〇、〇〇〇	
	臨時に伴ふ通信施設の維持に要する経費	七六、九三五	〇	七六、九三五	
	通信及為替貯金業務増進に伴ふ経費	五六、四三四	〇	五六、四三四	
	通信及為替貯金現業員補充に関する経費	六七、九三五	〇	六七、九三五	

所管省	事項	金額				備考
		經常部	臨時部	計		
	官吏以下增俸及增給	三、六七、一四 円	〇 円	三、六七、一四 円		
	旅費の增額	四三、七二七	〇	四三、七二七		
	物價騰貴に依る廳費其他の增加	三、七九、九二〇	〇	三、七九、九二〇		
	南米航路擴張に依る補助費の增加	〇	一、〇三八、八六三	一、〇三八、八六三		
	近海航路擴張に依る補助費の增加	〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇		
	電氣試驗所出張所設置に關する經費	一三、四八〇	三一〇、〇〇〇	三三、四八〇		
	通信現業用器具機械設備費	〇	九二、一〇〇	九二、一〇〇		

大正九年度に於て新に要求に係る繼續費は五億六千六百三十八萬八千五圓、既定繼續費に對し新に追加を要するもの十二億四千九百八十九萬千九百八十九圓にして、之を大正九年度以降の既定繼續費總額八億四千四十萬七千三百八十圓に加ふるときは、大正九年度以降の繼續費の總額は二十六億五千六百六十八萬七千三百六十九圓となるの計算なり。

大正九年度に於て國庫豫備金は第一豫備金三百萬圓、第二豫備金五百萬圓なり。

大正九年度に於て會計法第九條に據り定むべき大藏省證券發行最高額は五千萬圓なり。

第二項　豫算不成立及實行豫算の編成

大正九年度歳入歳出總豫算案は大正九年一月二十二日第四十二回帝國議會の開會に當り、同年度

各特別會計豫算案と共に衆議院に提出せられ、同日大藏大臣高橋是清は衆議院に於て大要左の如き演說を爲したり。

『余は玆に大正九年度歳計豫算に關し其の大要を說明するの光榮を有す。大正九年度豫算編成に關する大體方針及其の施設事項の主なるものに就き述ぶれば、先づ世界戰後の形勢に鑑みて平和の維持上國防充實の切要なるを認め、之が爲め新に相當の計畫を立てたり。次に交通通信機關の整備は時勢の最も要求する所にして、其の結果は產業の發達、國運の進展に重大なる關係ありと認め、鐵道道路港灣電信電話等、何れも相當其の計畫改良に意を用ゐて新に施設經營の方策を樹てたり。又敎育の振興に就きては中等敎育、實業補習敎育等に就き新に施設を加へ、又私立大學に補助を與ふることとせり。又產業の奬勵に關しては或は開墾の奬勵、或は窒素研究に相當の經費を增加し、又公有林野の經營に就きても新に官行造林の計畫を立てたり。大正三年臨時事件費は日獨戰爭の當時之を設け、以て今日に及べるものなる所、時勢の狀況は今尙事變の影響を全く脫却せりと稱するを得ずと雖も、既に平和の克復を見たるを以て今回之を整理し、大正九年度より之を廢止することと爲したり。然れども臨時事件費を以て支辨し來りし事項にして俄に廢止することの困難なるものを存するを以て、此等は之を普通豫算に編入したり。隨て各省に共通なる官吏以下の臨時手當、物價騰貴に依る廳費旅費等の補足は、何れも相當の程度に之を普通豫算に計上せり。以上は豫算編成方針の大綱なり。次に歳入歳出豫算の計數に就て其の大要を述ぶれば、歳入經常部十億四千三百餘萬圓、臨時部二億三千三百餘萬圓、合計十二億七千六百餘萬圓、歳出經常部七億五千二百餘萬圓、臨時部五億二千三百餘萬圓、合計十二億七千六

百餘萬圓にして、歳入臨時部中前年度剰餘金繰入額は一億四百餘萬圓となる計算なり。歳入豫算中主なるものを擧ぐれば經常部に於て租稅收入は六億四千七百餘萬圓にして、之を前年度の豫算に比すれば一億五千五百餘萬圓を增加し、印紙收入は六千五百餘萬圓にして、前年度に比し千五百餘萬圓を增加し、官業及官有財產收入は二億八千五百餘萬圓にして前年度に比し二千五百餘萬圓を增加せり。而して租稅收入增加の中五千七百餘萬圓は稅制改正に伴ふ新規增收額にして、是は後述の如く新規國防計畫の財源の一部に充つるものなり。歳出豫算を前年度豫算に比較すれば、經常部に於て二億四千六百餘萬圓を增加し、臨時部に於て三千四百餘萬圓を減少し、差引總計に於て二億千二百餘萬圓の增加を示せり。斯くの如く經常部に於て著しき增加を示し臨時部に於て却て減少を來せし所以は、前年度に於て臨時部に屬せし臨時事件豫備費を整理して之を普通費に編入し、其の大部分を經常部に組入れしに因るものなり。大正九年度豫算中最も重要なる事項は國防の充實にして、之が爲め將來巨額の繼續費を必要とするものなるを以て、之に對して確定的の財源を得るの必要あるが故に、政府は今回新に所得稅及酒稅に於て增收の計畫を定め、右國防費の大部分は之を以て支辨することと爲したるも、尙其の不足する所に對しては當分の內國債償還を停止して之が補足に充つることとしたり。右新規國防計畫に依り大正九年度に於て更に陸海軍經費の增加すべき金額は、經常臨時を合して九千九百餘萬圓なり。此計畫に依れば陸軍に屬する臨時費は總額四億八千六百餘萬圓にして、大正九年度以降大正二十二年度に至る十四箇年度間に亙り支出するものなり。又海軍に屬する臨時費の總額は八億六千三百餘萬圓にして、大正九年度より大正十六年度に至る八箇年度に亙り支出するもの

なり。而して其の大正十年度以降に要する金額は經常臨時を合して毎年約一億六千萬圓なり。他面に於て增收計畫に依る稅法改正の結果、將來所得稅に於て七千八百餘萬圓、酒稅に於て五千七百餘萬圓、合計一億三千五百餘萬圓の增收を得る見込なるも、其の實施の初年度たる大正九年度に於ける增收額は所得稅に於て五千二百餘萬圓、酒稅に於て五百餘萬圓、合計五千七百餘萬圓なりとす。前に述べたる國債償還資金繰入の停止に就ては特に一言するの必要ありと信ず。此の國債償還資金繰入の中止に關し考慮を要すべきは、去る明治三十八年の發行に係り來る大正十四年に償還期限の到來すべき四分半利付英貨公債五億八千五百餘萬圓の償還に就てなり。但し現今に於ては右發行總額の中一億六千九百餘萬圓は既に買入銷却濟となり、此の他大正八年度內に買入銷却見込のもの少くも六千餘萬圓を存するを以て、剩す所は三億五千五百餘萬圓となるの計算なり。而して現に預金部所有の在外正貨は三億八千餘萬圓に達せるを以て、預金部は裕に右四分半利付英貨公債の借換に應ずるの資力を有せり。卽ち政府は現狀に於て既に來る大正十四年の外債借換償還に對する確實の準備を有するものなり。而も國債償還資金の繰入の停止は長くも三四箇年を出でずして之を復活する考なるを以て、何等支障を來すことなしと信ず。故に我國防充實の爲め租稅を增徵するの已むを得ざる時機に際しては、暫く國債償還のことを中止して國家の急務に應ずるこそ最も時宜に適したる處置と信ずるなり。此の機會に於て增收計畫に伴ふ稅制改正の要點を略言すれば、法人の所得に對しては從來の源泉課稅を廢し、其の益金を株主等に配當したる場合其の箇人に對し綜合課稅することとせり。尤も法人の所得中之が配當を爲さずして社內に留保する金額に對しては之に課稅することとし、又法

人の所得が一定の利廻を超過するときは其の超過割合の多少に應じ超過累進率を以て課稅することとせり。尙大正八年度に於て課稅せられたる法人の配當を受けたる箇人に對しては、大正九年度に於ては課稅せざることと爲せしを以て、其の缺陷を補塡する爲め大正九年度に限り法人の超過所得稅に對し稅額の十五割を增徵することとしたり。個人の所得に就ては從來課稅したる所得の外、法人より受くる配當金及賞與金を綜合課稅することとし、山林の所得は之を他の所得と分離して稅率を適用することとし、六千圓以下の所得者に對しては其の勤勞所得に對する控除歩合を多くし、又三千圓以下の所得者にして其の同居家族中老者・幼者又は不具癈疾者ある場合に於ては、其の所得額中より一定の金額を控除し、課稅最低限は前二樣の控除を爲したる殘額を以て之を定むることと爲せしのみならず、尙從來の五百圓を六百圓に高め、稅率は從來最低百分の三より百分の三十に至る超過累進率を適用せしを改め、最低百分の一より一定額を超ゆる毎に其の超過額に對しては遞增して百分の五十に止むることと爲したり。之を要するに擔稅力の小なる者に對し負擔を輕減すると同時に、擔稅力大なる者に對しては其の能力に應じ負擔を增すこととせり。酒造稅に在りては酒類一石に付十圓を高むると同時に、其の他の酒精及酒精含有飮料竝麥酒に就ても之に應じて夫々稅率を高めたり。以上は稅制改正の極めて大綱にして、其の詳細は稅法改正案の審議に當りて說明すべし。次に通信機關の整備に就ては、電話交換擴張費に就ては既定總額一億千百餘萬圓に對し更に二億二千五百萬圓を增加し、總額三億三千七百萬圓に改めたり。其の大正九年度額は四千十萬圓なり。又電信事務の繁劇は近時頗る甚しきに至りしを以て、其の設備を完全にすることの必要を痛感し、新に公債財源を以て之を完備するの計畫を立て、大正十五年度に至る七箇年度間に亙り總額七千三百八十萬圓を支出することとしたり。而して之に要する大正九年度額は八百萬圓なり。官吏以下臨時手當、物價騰貴に依る廳費・旅費等の補足の如き、各省共通的經費の增加は之を普通豫算に編入したることは前述の如くなるが、其の內官吏以下の增俸增給の大體の方針は、地位高き者に對しては比較的其の增率を薄くし、地位低き者に對しては厚くすることとし、年俸七千五百圓以上の者には全く增俸を爲さず、其以下の者に對しては增俸割合最も少きは七歩餘、夫より漸次遞增して最低の地位の者に在りては倍額以上に達するものあり。又官吏以下の增俸等に伴ひて新に從來の受恩給者に對しても相當の增給を爲し、又貴衆兩院議員歲費も五割を增加することとせり。特別會計豫算中一般會計と密接の關係ある點に就て述ぶれば、朝鮮總督府特別會計に在りては其の歲計の狀況に鑑み大正九年度に於て一般會計より千萬圓の補充金を繰入るるの必要あり、又樺太廳特別會計に在りては從來の補充金を增加して六十五萬圓と爲す必要を認めしに依り、是等補充金の增加を計上せり。又帝國鐵道特別會計の資本勘定に就き一言すれば、其の建設及改良費は一億七千萬圓にして、內建設費は五千九百萬圓、改良費は一億千百萬圓、之に要する公債財源は一億圓と定めたり。大正三年臨時事件費を整理することは既に前に述べたる如くなるも、臨時軍事費は目下の狀況に於て尙之を存續するの必要あるを以て、大正九年四月より大正十年三月に至る間の所要額として一億六千百餘萬圓を豫算したり。其の內千百餘萬圓は歲入を伴ふ特別の支出なるを以て、眞の所要額は一億四千九百餘萬圓にして、其の財源は主として公債又は借入金に依る計畫なり。大正九年度に於ける公債又は借入金の額は、前述臨事軍事費

の財源として要する一億四千八百餘萬圓を首めとし、一般會計に屬する各種事業公債五千四百餘萬圓、特別會計に屬する各種事業公債一億三千七百餘萬圓、合計約三億四千餘萬圓なりとす。財政計畫の大要は以上述べたる如くなるが、余は此の機會に於て經濟界の狀況に就き一言せんと欲す。世界大戰は既に終了を告げしと雖も、各國の經濟界は今尙戰時と同樣の異常なる狀態を脫却し得ず、各國は戰後財政の變理、不換紙幣の整理、產業組織の改造、金融の改善等、遠き將來に涉れる重大問題を有せるのみならず、焦眉の急にして而も至難なる復舊事業、勞資問題、其の他に對して最善の努力を注がざるべからざる狀態に在り。此の時に當り我國の經濟狀態を通覽するに、前後五年の間我財界は幾多の波瀾曲折を經しも、幸にして進步發展の趨勢を持續することを得たり。大戰以來大正七年末に至る期間に於ける輸出超過額、貿易外の收入超過額、事業計畫及拂込資本總額等に就きては前議會に於て述べたる如くなるが、世上或は財界に變調を來すことなきやを懸念したる平和初年卽ち昨年の輸出額は二十億九千八百萬圓、輸入額は二十一億七千三百餘萬圓に上り、差引輸入超過額七千四百餘萬圓となりしも、貿易總額に於ては未曾有の巨額に達したるのみならず、一面貿易以外に於ける國際貸借上の受取勘定は約三億圓に上りしを以て、結局正貨の受取超過額は二億圓以上に達したり。又各種事業勃興の狀況を見るも、昨年中に於て成立したる銀行會社の公稱資本總額二十三億七千餘萬圓、拂込資本金額十二億三千餘萬圓に達し、我經濟界は依然として好調を持續するを得たるが爲め、我國は追次聯合諸國に對し財政上の援助を爲すと共に、內外に涉りて商工業の發展を遂ぐるを得たり。之と同時に政府の公債發行も金融市場に格別苦痛を與ふることなくして、昨年中に借替を了したるもの二億六百餘

萬圓、新規發行のもの三億九百餘萬圓に達するを得しが、之に就ては各銀行其の他關係諸方面の努力を多とするものなり。尙來年度の募債計畫の實行に就ても、政府は金融市場の情勢に鑑み緩急宜しきを制し、努めて公債を民衆化せしめんことを期す。今や世界各國は物資の缺乏、勞働界の不安等經濟上に幾多の困難なる問題を存せるも、各國共に此の難局に處するの途は生產の助長を根本方針とし、國民の自制と相俟つて徐ろに其の效果を收むるの外なしとせり。我國の戰後經濟策に就ても亦同樣にして、一面に於ては生產資金の供給を圓滑にし、金融竝企業組織の改善及合同と其の健實なる發展とに依りて、能ふ限り物資の供給を潤澤ならしむると同時に、他面に於ては各人自ら戒めて不生產的消費を抑制し、苟も餘裕あれば之を生產事業に向はしめ、以て勤儉力行の美風を振作するを緊要と認むるなり。要するに今日は我國民經濟の過渡時代なり。此の重大なる時機に方り濫に過去に於ける財界の好況に馴れ、投機心に驅られて無謀の計畫を立つるが如きは大に愼まざるべからざるも、之と同時に、徒に姑息退嬰して列强間の經濟競爭に後れを取るが如きことなきを要するは勿論にして、我國民は一致協力以て此の異常の時勢に處し、進退共に誤らざるの覺悟なかるべからずと信ず。終に臨み余は玆に提出したる豫算案に對し審議の上速に協贊を與へられんことを切望す。』

衆議院に於ては一月二十六日より豫算委員會を開き質問應答を重ね二三の修正案等提出せられたるも、結局多數を以て原案の通可決すべきものと決定し、二月十二日豫算委員長中村啓次郎は豫算委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『本年度の豫算は政府に於て戰後に於ける內外の形勢に鑑み、外交通商の機能を敏活にし、通信交

迪の機關を整備し、教育振作の途を講じ、産業發展の計を立てたるは勿論、國際聯盟上帝國の東亞に於ける盟主たるの責任上、必要且緊切なる程度の國防充實を計畫せり。而して過去數年間は歐洲戰亂の影響に依り國民の富力增進し、著しく物價の騰貴を見たるが、此の物價の騰貴は豫算編成の上に重大なる關係を有せるものにして、卽ち歲出豫算に於ては經費の一大膨脹を來すと同時に、歲入豫算に於ては多額の自然增收を計上せり。以下委員會に於ける質問應答の重要なるものを綜合して報告すべし。先づ第一に本年度の豫算に於ては、自然增收一億五六千萬圓を計上せるも、本年度の如き財界の反動期に向ふに非ざるやを懸念せらるるが如き場合に於ては或は斯かる自然增收を得ること能はざるに至る虞あり。本豫算の基礎は極めて薄弱ならずやとの質問ありしに對し、政府は既往の實績に依り又國民の富力增進の程度より考ふれば決して斯くの如き悲觀的觀察を爲す要なし。卽ち所得稅に於ても所得稅法制定以來今日迄如何なる悲境の時代に會するも、年々其の稅額は增加し、未だ嘗て減少せしことなし。殊に大正八年末の會社の拂込資本金額のみにても五十四億餘萬圓に上り、又郵便貯金は七億圓以上に達せる狀況にして、國民の富力は大に增加せるが故に、一億五六千萬圓程度の自然增收を計上するも決して豫算の基礎を危くするものにあらずと答辯したり。第二は公債計畫に關し、本年度は事業費一億九千萬圓、軍事費一億五千萬圓、合計三億四千萬圓の公債募集計畫を樹てしが、本年度の如く經濟界の稍〻反動期に入らんとする時期に於て三億四千萬圓に上る多額の公債を募集せんとせば必ず產業界を壓迫し、而も公債の募集も亦結局不結果に終るべし。卽ち今日の如き場合に當つて斯くの如き公債政策を立てたることは豫算の基礎を危くするものにあらずやとの質問あり

しが、之に對して政府は大正八年に於て外國貿易は外米輸入等の爲め七千四百萬圓の輸入超過を見たるも、貿易外正貨の受取勘定超過が三億二百萬圓に上れるを以て、差引正貨の受取勘定超過は二億二千八百萬圓に達せるのみならず、昨年末以來帝國輸出貿易の大宗たる生絲の價格は頗る騰貴せり。斯くの如き狀勢なるが故に三億四千萬圓の公債も決して募集困難に非ず。寧ろ之に依り產業資金を脅すことなくして消費資金を吸收し、一は以て國用を足し、一は以て通貨の膨脹を抑制することを得べしと答辯したり。第三は減債基金中止に關する質問應答なり。卽ち減債基金の中止は政友會の從來の主張に反するものにして、帝國財政の基礎を危くするものに非ずやとの質問に對して、政府は減債基金制度は日露戰爭後に於て戰時中賦課したる非常特別稅を廢止せずして之を通常稅に引直し、其の財源を以て日露戰爭に要せし軍費の公債償還に充て、一は以て帝國財政の信用を保維し一は以て來るべき外債償還に支障なからしめんとして制定せられしものなるが、後に至り大隈內閣は此の減債基金三千萬圓を償還方面に繰入れずして之を鐵道特別會計の建設改良費に使用したり。而して之に對し減債基金の繰入を中止するは不當なりと爲せしもの卽ち政友會の主張なりしに拘らず、之を他の財政運用の資に供する以上は當然之を以て租稅廢減を行ふべきものなりしなり。然るに今日は帝國財政の基礎は極めて鞏固にして、我國の公債の如きは其の聲價の高きこと世界に冠たりと稱するも不可なきのみならず、大正十四年に償還期限の到達せる英貨公債三億五千萬圓の如きも、預金部所有の在外正貨三億八千萬圓を以て之を償還して餘り有り。殊に今日國民に、租稅を增課することに依り帝國國防の充實を圖るが如き場合に方りては、減債基金の繰入を中止し、以て國防計畫等の計畫に

資する事は眞に機宜を得たるものなりと答辯せり。尙前述の如く政府が預金部所有の在外正貨三億八千萬圓を以て三億五千萬圓の英貨公債償還に充て、決して償還に支障を來すことなしとの說明に對して、或る委員は預金部所有の在外正貨は國庫金に非ずして國民の預金に係るものなるが故に、一朝經濟界が悲況に際會したる場合郵便貯金の取付に會するときは、政府は所期の目的を達する事を得ざるに非ずやと質問せしが、之に對して政府は郵便貯金の取付に際會せる如き事實は未だ嘗て之れ無き所にして、嘗て大正二年及三年の十二月に於て始めて二百萬圓の引出に際會せしことあるも、當時の郵便貯金額は旣に二億圓に達せるを以て、其の約一分に當る。今日七億圓以上に達せる郵便貯金の內より假に七百萬圓程度の引出ありとするも、決して之が爲め在外正貨償還の三億五千萬圓に支障を生ずるが如きこと斷じてあるべきに非ずと答辯したり。第四は物價調節の問題なり。物價騰貴の結果歲出豫算は一大膨脹を來し、之が爲に政府は其の爲すべき經綸を行ふ能はず。何故に政府は物價の調節を圖らざるかとの質問に對して、政府は物價騰貴は輸出貿易及貿易外正貨の受取勘定の超過せしこと、其の爲に通貨の膨脹せしこと、及國民富力の增加に依る欲求の增進竝に物資の世界的缺乏の結果に因るものなり。而して國民富力の增進に依る物價の騰貴は一面には歲出豫算の膨脹を來すと同時に、又一面歲入豫算の上に於て自然增收若くは國民の擔稅力の增大を來すものなるが故に、決して財政計畫の上に何等の支障を齎すものに非ず。又國民經濟上より見るも、富力增進に因る物價の騰貴は却て國民大多數の幸福を增進するものなり。唯一定の俸給を受け、或は一定の恩給に座食して生產事業に從事せざる者は物價騰貴の脅威を受け、物價の下落を希望するものなるが、是等の人

人に對しては政府は或は公設市場を開設し、或は生活品輸送賃金の減免を行ひ、或は穀物輸入稅を減免し、或は食料品輸出の制限を行ふ等、種々の社會政策を試みつつあり。殊に外米の大輸入を企て、昨年に於ては外米五百五十餘萬石を輸入し、之が爲に昨年の端境期卽ち八·九·十月の交、米の生產地地方に在りても一石百二三十圓以上の時期に於ても、我國は支那を除くの外世界中最も低廉なる米價を以て國民に食料米を供給することを得たりと答辯せり。又通貨膨脹は物價の騰貴を齎す原因なるを以て、政府は物價の下落を圖る爲め通貨の收縮を行ひては如何との質問に對して、政府は物價の騰貴は通貨の膨脹と相伴ふものに非ず。卽ち通貨の指數と物價の指數とは竝行するものには非ず。個々の物價に就て點檢すれば、或物は一割·二割又は三割の騰貴を來せると同時に、或物は却て下落せる事實を認むるを得べし。故に國民富力の增長に伴ふ通貨の膨脹は、物價の騰貴を齎す原因の一たるを失はずと雖も、其の全部には非ず。斯くて通貨を抑制して物價の漫りに騰貴するを防ぐが爲には、現內閣の實行しつつある通貨收縮卽ち郵便貯金の奬勵、或は小額國庫債券の發行等に依り消費資金の吸收を行ふの外なしと答辯したり。第五は外米買入に就ての質問應答なり。卽ち外米の買入に方り政府は何故管理令に依りて最初より自ら買入を爲さざりしや、自ら買入を爲さずして之を商人に委せし爲に斯くの如き大なる損失を來せしものに非ずやとの質問ありしに對し、政府は初より政府自ら米の買入を行ふときは米の產地に於て商人との間に買入の競爭を惹起し、勢ひ產地に於ける米價の騰貴を招來するの虞あり。故に政府は單に外米の關稅を撤廢し、船腹を供給し、或は爲替の便を與ふる等の方法に依り商人をして能ふ限り低廉なる米の輸入を爲さしむることと爲せしなり。之が爲に昨年

六月迄の間に於て商人の手に依り最も低廉なる外米四百萬石を買入るることを得たり。然るに昨年六月以後に至り産地に於て一石百圓以上百二三十圓の高價に達し、到底商人に於て採算不可能となりしを以て、茲に政府自ら百五十萬石の買入を行ひしなり。斯くして前述の如くにして端境期に於ても極めて低廉なる食糧米を國民に供給し、而も尙ほ四百十八萬石に上る大量の米を本年度に持越すことを得たりしなりと答辯したり。更に又本年度の食糧政策に對する政府の對策如何との質問に對して、政府は大正九年度卽ち本年度に於ては未だ內地に於ける米の實收報告に接せざるも、第二回豫報に依れば收穫は六千七十萬石に達し、之に臺灣よりの百四十萬石、朝鮮よりの百三十萬石、昨年よりの持越米四百十萬石を合すれば、本年に於ては六千七百萬石の大量を有する計算なるを以て、此間麥或は馬鈴薯混食の奬勵等と相俟ちて、幸に本年に於ては國民の食糧に關して脅威を受くるが如きことは萬無かるべき見込なりと答辯したり。概略以上の如き質問應答の後討議に入り、分科會及國民黨竝に憲政會等より修正案提出せられたり。依て此等修正案の中先づ第一分科の修正案と憲政會及國民黨の修正案と共通のもの卽ち司法省所管に於ける函館控訴院移轉に關する經費及札幌控訴院建築費十七萬七千七十二圓を削除する案に就き採決の結果、修正案は少數を以て否決せられ、次に憲政會及國民黨の修正案に共通のもの卽ち朝鮮總督府特別會計に於て朝鮮農事改良株式會社補助二十萬圓を削除する案を採決の結果、之れ又少數を以て否決せられ、更に右共通のものを除き憲政會及國民黨の各修正案に就き採決の結果、何れも否決せられたり。最後に原案に就き採決の結果、多數を以て原案の通可決したり。』

次で三土忠造は修正案を提出して其の趣旨を左の如く辯明せり。

『本員は此場合に於て豫算案に對して微細なる修正を試みんと欲す。右は一昨日本院を通過せし所得稅法及酒造稅法改正案の修正に伴ふものにして、卽ち右法律案修正の結果、所得稅に於て三萬三千六百三十六圓、酒稅に於て五萬六百四十一圓、合計八萬四千二百七十七圓の減收を來すこととなるも、之と同時に所得稅の修正が主に個人所得に對して行はれし結果、國稅徵收手數料の歳出に於て十八萬千九百七十六圓を減少するを以て、差引歳入に於て九萬七千六百九十九圓の不要額を生ずるの計算となれり。仍て歳入經常部及同臨時部に於て前年度剩餘金繰入中九萬七千六百九十九圓を削減し、之に對し歳出經常部に於て市町村交付金中十八萬千九百七十六圓を削減せんとするものなり。』

次で濱口雄幸鈴木梅四郎及佐々木平次郎は夫々修正案を提出して、其の趣旨を辯明せしが、翌二月十三日に至り採決の結果、此等濱口・鈴木・佐々木の各修正案は少數を以て否決せられ、三土提出の修正案は多數を以て可決せられたり。今政府提出原案と衆議院議決修正案とを對照すれば左の如し。

區分	政府原案	衆議院修正案削減額	差引衆議院議決額	備考
歳入 經常部	一、〇四三、二〇四、七〇〇圓	八四、二七七圓	一、〇四三、一二〇、四二三圓	稅法修正に伴ふ所得稅及酒稅の削減
歳入 臨時部	二三三、三六八、九八一	九七、六九九	二三三、二七一、二八二	前年度剩餘金繰入の削減
歳入 合計	一、二七六、五七三、六八一	一八一、九七六	一、二七六、三九一、七〇五	
歳出				

區分	政府原案	衆議院修正案創減額	差引衆議院議決額	備考
經常部	七五二、八〇一、五二六円	一八一、九七六円	七五二、六一九、五五〇円	大藏省所管内國稅徵收費中市町村交付金の削減
臨時部	五二三、七七二、一五五	○	五二三、七七二、一五五	
合計	一、二七六、五七三、六八一	一八一、九七六	一、二七六、三九一、七〇五	

貴族院に於ては二月十三日衆議院より豫算案を受領し、直に豫算委員會に於て之が審査に著手せしが、同月二十六日衆議院に於て衆議院議員選擧法中改正法律案の討議中衆議院の解散を命せられしを以て、大正九年度豫算案は遂に不成立に歸し、同年三月十六日勅令第四十三號を以て、大正九年度に於ては憲法第七十一條に依り前年度の豫算を施行する旨公布せられたり。

依て政府は右施行豫算の範圍内に於て大正九年度に於て實際施行せらるべき標準豫算を編成せしが、今之を施行豫算及不成立豫算と比較掲載すれば左の如し。

科目	施行豫算額	不成立豫算額	實行豫算額（實行豫算增額を含む）	施行豫算額に比し增減（△）	不成立豫算額に比し增減（△）
歳入					
經常部					
租稅	四九二、八〇一、九九一円	六四七、九三四、〇九六円	五九〇、五八七、六一八円	△五七、三四六、四七八円	
印紙收入	五一、九五三、四四六	六五、八二八、九一四	六五、七四八、九七五	△七九、九三九	
官業及官有財産收入	二六〇、〇二五、九一五	二八五、五一一、四七一	二七四、三五七、七八七	△一一、一五三、六八四	
雜收入	五、九二九、七二八	七、三七三、二九八	六、九四三、三八八	△四二九、九一〇	
預金特別會計より繰入	二八、四二九、八六三	三六、五五六、九二一	二八、四二九、八六三	○	△八、一二七、〇五八
官有物拂下代	三、九四二、九八七	六、三三七、五七一	二、二三四、五四八	△一六〇、〇三六	
雜收入	三一、八三六、二九〇	三五、八八四、六〇九	三、九一三、四八〇	△一三四、八三九	
地方分擔納付金	五、四五五、二二二	五、九八五、五八四	四、五〇八、五八四	△一、四七七、〇〇〇	
港灣設備費納付金	一、六五〇、〇〇〇	一、九六五、〇〇〇	一、九六五、〇〇〇	○	
港灣修築費納付金	七四五、〇〇〇	一、二四四、〇〇〇	七四四、〇〇〇	△一、〇〇〇	△五〇〇、〇〇〇
河川改修費納付金	二、八二〇、〇〇〇	三、三七〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	△五五〇、〇〇〇	
道路改良費納付金	○	三〇六、三〇〇	○	△三〇六、三〇〇	
公債金	二四、〇八六、四三〇	五四、三一四、二二六	一七、九九四、六八〇	△六、〇九一、七五〇	△三六、三一九、五四六
森林資金繰入	四、八四九、二五一	五、四六五、六二八	四、八四九、二五一	○	△六一六、三七七
陸軍營繕費補充資金繰入	六二〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	△一〇〇、〇〇〇	
前年度剩餘金繰入	二七、三二七、八〇六	一〇四、一七一、七八八	一八、〇五〇、〇二五	△九、二七七、七八一	△八六、一二一、七六三
學術研究奬勵金受入	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	○	○
學校及圖書館資金繰入	三七五、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	△九五、〇〇〇	
造幣局資金繰入	二、〇二一、一六二	一、一六九、七三七	三六八、九五四	△一、六五二、二〇八	△八〇〇、七八三
獸納金	二、六七四、九〇〇	二、六二八、五〇〇	二、四二八、五〇〇	△二四六、四〇〇	△二〇〇、〇〇〇
戰時利得稅	九二、六二五、三四九	七、一七九、〇三八	七、一七九、〇三八	△八五、四四六、三一一	○
高等諸學校創設及擴張費下賜金	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	○	○
高等諸學校創設及擴張費獻納金	○	三二七、〇〇〇	三二七、〇〇〇	○	○
合計	**八三九、一四〇、九四三**	**一、〇四三、二〇四、七〇〇**	**九六六、〇六七、六三一**	**△七七、一三七、〇六九**	**△七六、一六七、〇六八**
臨時部			**一二六、九二六、六八八**		

科目	借入金	施行豫算額	不成立豫算額	實行豫算額（實行豫算額を含む）	比較し施行豫算減（△）額	比較し不成立豫算減（△）額
内務省所管						
歳入						
經常部						
宮内省		四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇		
外務省		六、五八〇、〇七六	一二、一四七、〇八八	六、五八〇、〇七六		五、〇三二、七九九
内務省		一九、二七四、四四五	三〇、九四二、三八三	一九、二七四、四四五		一一、六六四、九三八
大蔵省		一七、七九二、九六六	一八、〇四九、八五七	一八、二〇四、二三三		九、八四二、三三七
陸軍省		九七、〇四三、四七五	一一六、九八〇、四二一	九六、七一七、〇六二		七三、九三八、九三九
海軍省		六〇、八六六、九三八	一二四、七七七、三四二	六〇、八六六、九三八		六三、八九〇、四〇二
司法省		一六、四八二、三八〇	二六、三八〇、一六五	一六、四八二、三八〇		九、八九〇、七八五
文部省		二一、七四八、六一九	三〇、一八三、〇一九	二一、七四八、六一九		八、四三七、六一九
農商務省		九、〇八四、二七〇	一六、六〇二、〇二一	九、〇八四、二七〇		七、五七五、九三三
逓信省		九二、五五二、四九三	一五九、八一七、六四七	九二、四八五、五二一		六七、三三二、一二六
合計		二三、〇〇〇、〇〇〇	三三、三六八、九八一	一〇六、四八二、三三七	△一一八、五六七、〇六〇	△二六、八六六、六四四
歳出						
經常部						
宮内省		四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇		
外務省		六、五八〇、〇七六	一二、一四七、一〇八	六、五八〇、〇七六		五、〇三二、七九九
内務省		一九、二七四、四四五	三〇、九四二、三八三	一九、二七四、四四五		一一、六六四、九三八
大蔵省		一七、七九二、九六六	一八、〇四九、八五七	一八、二〇四、二三三		九、八四二、三三七
陸軍省		九七、〇四三、四七五	一一六、九八〇、四二一	九六、七一七、〇六二		七三、九三八、九三九
海軍省		六〇、八六六、九三八	一二四、七七七、三四二	六〇、八六六、九三八		六三、八九〇、四〇二
司法省		一六、四八二、三八〇	二六、三八〇、一六五	一六、四八二、三八〇		九、八九〇、七八五
文部省		二一、七四八、六一九	三〇、一八三、〇一九	二一、七四八、六一九		八、四三七、六一九
農商務省		九、〇八四、二七〇	一六、六〇二、〇二一	九、〇八四、二七〇		七、五七五、九三三
逓信省		九二、五五二、四九三	一五九、八一七、六四七	九二、四八五、五二一		六七、三三二、一二六
合計		二三、〇〇〇、〇〇〇	三三、三六八、九八一	一〇六、四八二、三三七	△一一八、五六七、〇六〇	△二六、八六六、六四四
歳入						
經常部						
宮内省		四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇		
外務省		六、五八〇、〇七六	一二、一四七、一〇八	六、五八〇、〇七六		五、〇三二、七九九
内務省		一九、二七四、四四五	三〇、九四二、三八三	一九、二七四、四四五		一一、六六四、九三八
大蔵省		一七、七九二、九六六	一八、〇四九、八五七	一八、二〇四、二三三		九、八四二、三三七
陸軍省		九七、〇四三、四七五	一一六、九八〇、四二一	九六、七一七、〇六二		七三、九三八、九三九
海軍省		六〇、八六六、九三八	一二四、七七七、三四二	六〇、八六六、九三八		六三、八九〇、四〇二
司法省		一六、四八二、三八〇	二六、三八〇、一六五	一六、四八二、三八〇		九、八九〇、七八五
文部省		二一、七四八、六一九	三〇、一八三、〇一九	二一、七四八、六一九		八、四三七、六一九
農商務省		九、〇八四、二七〇	一六、六〇二、〇二一	九、〇八四、二七〇		七、五七五、九三三
逓信省		九二、五五二、四九三	一五九、八一七、六四七	九二、四八五、五二一		六七、三三二、一二六
合計		二三、〇〇〇、〇〇〇	三三、三六八、九八一	一〇六、四八二、三三七	△一一八、五六七、〇六〇	△二六、八六六、六四四

第一一款　追加豫算

（一）本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は歳入二億五千六百九十一圓、歳出四億六千五百十二萬四千百十圓にして、歳入歳出差引歳入不足額二億五千九百三萬六千九百九十圓を以て之を支辨する爲の計畫なり。

今其の追加豫算案は、第四十三回及第四十四回帝國議會に於て各一件提出せられたり。

（二）第一　今共の内容及之が審議の經過を說明すれば左の如し。

大正九年度總豫算に對する追加豫算に於ける歳入超過額を以て歳入歳出差引歳入不足額二億五千九百三萬六千九百九十圓を要する事項金額の重なるものを擧ぐれば左の如し。

大正九年度實行豫算に於ける歳入超過額を以て歳入歳出差引歳入不足額二億五千九百三萬六千九百九十圓を要する事項金額の重なるものを擧ぐれば左の如し。

歳入經常部

税法改正に伴ふ所得税の増加	二一、九六七、九四二円
税法改正に伴ふ酒税の増加	一、五二七、八一六
郵便電信及電話收入の増加	八、九三三、〇三九
森林收入の増加	四、〇一七、八七八
官有物貸下料の増加	二〇二、八三五
專賣局益金の増加	一、四四八、三五六
預金利子及手數料繰入の増加	八、一二七、〇五八

歳入臨時部

外國米拂下等に依る物品拂下代の増加	一八、三八五、〇三六
地方分擔納付金の増加	一、四七、〇〇〇
長崎港修築費納付金	五〇〇、〇〇〇
圓山川改修費納付金	一五〇、〇〇〇
電話事業公債金の増加	二五、一〇〇、〇〇〇
電信事業公債金	八、〇〇〇、〇〇〇
道路公債金	二、五〇〇、〇〇〇
森林資金繰入の増加	五八七、五一四
學校及圖書館資金繰入の増加	五〇〇、〇〇〇
造幣局資金繰入の増加	四〇〇、七四六
高等諸學校創設及擴張費獻納金の増加	六〇五、〇〇〇
利根川架橋費納付金	三〇六、三〇〇円
前年度剩餘金繰入	一五〇、六八四、五三五

歳出經常部

外務省所管

外務本省局増設及職員増加に關する經費	六三、三五四
電信料の増加	六〇〇、〇〇〇
機密費の増加	七二七、〇〇〇
波蘭及希臘二公使館新設に關する經費	一九六、五八三
滿洲里領事館外三領事館新設に關する經費	一一一、一六四
在外公館職增員加に關する經費	三六三、七七一
國際勞働理事會理事派遣費	二一一、二五四
官吏以下増俸及増給	三九八、二五〇
在勤俸其他給與の増額	七七〇、九三九
旅費の増額	三三一、八二二
物價騰貴に依る廳費其他の増加	二九二、一六一

內務省所管

神宮及神社に關する經費の増加	二九五、八八九
社會局設置に關する經費	二、六八四六
警察機關の充實に關する經費	二三六、九六五
地方廳屬增員に關する經費	一八六、〇〇一

軍事救護費の増加	三二二、〇九二
警察費連帶支辨金の増加	九、〇三八、三五一
官吏以下増俸及増給	二、七三六、四八二
旅費の増額	一、三一九、〇〇六
物價騰貴に依る廳費其他の増加	二八七、五四三

大藏省所管

貨幣交換差金の増加	五一六、八〇六
預金利子手數料の増加	八、一二七、〇五八
貴衆兩院議員歳費の増加	七一一、〇〇〇
臨時議會に要する貴衆兩院經費の増加	一四五、四一一
衆議院議員定員増加に伴ふ經費の増加	二八〇、〇六一
衆議院議員改選に伴ふ歳費の増加	一五四、九九九
判任官中俸給平均額の増加	六六〇、三〇〇
税法改正に伴ふ經費の増加	三八九、二八一
税務官署事務増加に伴ふ經費の増加	四七七、六四九
諸拂戻及缺損補塡金の増加	一、一四七、四一五
官吏以下増俸及増給	二、七五六、六二〇
旅費の増額	七六四、六九〇
物價騰貴に依る廳費其他の増加	三三一、六一一

陸軍省所管

新規計畫に係る國防充實に關する經費	七、〇六六、〇三五
既定計畫に係る軍備充實其他に要する豫定年割額の増加	五、四六九、五九九
精米精麥及馬糧の價格騰貴に依る經費の増加	一三、二七六、六一三
上等兵以下給料増加に關する經費	七二九、八三〇
滿期退營下士卒に軍服支給の爲要する經費	一、五〇五、一二一
賄料の増加	一、一五一、五一一
物價騰貴に依る船舶借上料等の増加	七〇九、四七五
航空局設置に關する經費	一六一、九二八
官吏以下増俸及増給	一四、五一一、二七五
在勤加俸其他給與の増額	四九六、九七〇
旅費の増額	二、四九七、三五五
物價騰貴に依る廳費其他の増加	一一、一八五、四一五

海軍省所管

新規計畫に係る國防充實に關する經費	七、一五三、一三四
既定計畫に係る新造艦船の維持費	七、四八〇、九八〇
既定計畫に係る航空隊經費豫定年割額の増加	一、〇七八、六八一
艦船役務變更竝給額改正に伴ふ航海加俸等の増加	六六二、七三四
物價騰貴に依る衣糧費の増加	六、四八四、五四八
物價騰貴に依る造船造兵及修理費の増加	八、六五〇、八七一
物價騰貴に依る艦營費の増加	四、七二五、七二一

給額改正の爲下士卒家族扶助金の增加	三六九、五一八円
官吏以下增俸及增給	八、三七四、四二八
在勤加俸其他給與の增額	五一、五七一
旅費の增額	五三二、四九二
物價騰貴に依る廳費其他の增加	一、三九九、七五六
司法省所管	
典獄典獄補看守及女監取締俸給平均額の增加	二七六、九六八
官吏以下增俸及增給	四、五二九、三五三
在勤加俸其他給與の增額	一三三、三四七
旅費の增額	二二一、一三五
物價騰貴に依る廳費其他の增加	三七七、二九一
文部省所管	
中等諸學校及實業補習學校長教員年功加俸支給に關する經費	二一〇、六一八
實業補習教育奬勵に關する經費	一五〇、〇〇〇
直轄學校學科學級增加等に關する經費	六二一、八一九
官吏以下增俸及增給	二、六八六、〇三六
在勤俸其他給與の增額	三四二、一〇八
旅費の增額	二〇一、一五八
物價騰貴に依る廳費其他の增加	一、二二七、二五七
農商務省所管	
工務局に勞働課設置の爲要する經費	六八、六〇四円
斫伐作業費の增加	二、二三二、四〇四
官吏以下增俸及增給	一、二六七、五四四
旅費の增額	二五九、〇二二
物價騰貴に依る廳費其他の增加	一、七一〇、六四六
遞信省所管	
共濟組合擴張に要する經費	一、〇三九、八二七
通信及爲替貯金現業員補充に要する經費	六、三三四、〇七二
通信及爲替貯金業務增進に伴ふ經費	五、七七〇、三九一
時局に伴ふ通信施設の繼續維持に要する經費	四、八二六、七二七
本年度擴張電話事業の維持費	六一五、九八〇
電信擴張及改良に伴ふ維持費	二五六、六五八
通信機關の增置擴張に關する經費	二二九、五八四
名古屋爲替貯金支局設置に關する經費	一三八、四〇六
通信吏員養成機關の擴張に關する經費	一二八、五一三
官吏增俸に伴ふ恩給の增加	六〇四、九五四
現在受恩給者に對する恩給の增額	二、一〇二、五九六
既往の實蹟等に依る恩給の增加	一、九三五、四二四
官吏以下增俸及增給	一四、四二一、二〇四
在勤俸其他給與の增額	六七、二〇五

旅費の增額	五六四、九七〇
物價騰貴に依る廳費其他の增加	四、二五〇、二六八
歳出臨時部	
外務省所管	
外務本省廳舍其他增築費	一二〇、〇〇〇
同仁會事業費補助の增加	一〇〇、〇〇〇
但し總額五〇〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降三箇年度間に補助するものなり。	
臨時平和條約事務局費	一七三、一七〇
講和條約實施委員派遣費	一、九〇四、五四五
日獨混合仲裁裁判所費	一六二、五〇三
内務省所管	
水道費補助の增加	五七四、〇〇〇
國山川改修費補助	五〇、〇〇〇
但し總額二、五〇〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降十箇年度間に補助するものなり。	
青森港修築費補助	一三五、〇〇〇
但し總額二二五、〇〇〇圓にして、大正九年度以降四箇年度間に補助するものなり。	
長崎港修築費補助	二五〇、〇〇〇
但し總額七五〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降三箇年度間に補助するものなり。	
名古屋港修築費補助	一〇〇、〇〇〇
但し總額三、二九五、八〇〇圓にして、大正九年度以降十箇年度間に補助するものなり。	
東京府立精神病院建築費補助	一五〇、〇〇〇
協調會事業費補助	二、〇〇〇、〇〇〇
治水事業費の追加	五、八三五、三七一
但し總額二二、三三八、九六五圓を既定繼續費に追加し大正九年度以降十箇年度間に支出するものなり。	
國山川改修費（地方納金を以て支辨する依託工事費）	一五〇、〇〇〇
但し總額五、〇〇〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降十箇年度間の繼續費なり。	
長崎港修築費（地方納金を以て支辨する依託工事費）	五〇〇、〇〇〇
但し總額一、五〇〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降三箇年度間の繼續費なり。	
北海道拓殖費の增加	六、七五六、八三五
警察講習所新營費	二五〇、〇〇〇
神宮別宮創建費	九〇、〇〇〇
但し總額四〇六、六五八圓にして、大正九年度以降四箇年度間の繼續費なり。	
明治神宮御造營費の追加	五二三、一三三
但し總額七五八、三七二圓を既定繼續費に追加し、大正	

九年度以降二箇年度間に支出するものなり。

上杉神社再築費　一一九、〇〇〇円
但し總額二三九、〇〇〇圓にして、大正十年度に亙る繼續費なり。

縣債利子補給の增加　四五一、三九七
島根外七縣災害土木費補助　二、六七六、〇〇〇
道路改修及助成費　二、五〇〇、〇〇〇
陸羽街道利根川架橋費（地方納金を以て支辨する依託工事費）　三〇六、三〇〇
但し總額六六六、九〇〇圓にして、大正九年度以降三箇年度間の繼續費なり。

醫藥品製造試驗に關する經費　一九五、五三〇
國民榮養調査に關する經費　二八八、七五六
社會事業及地方制度調査諸費　一〇二、二九六

大藏省所管

專賣局中央研究所新營費　六八〇、三四九
樺太廳經費補充金の增加　三五〇、〇〇〇
朝鮮總督府經費補充金　一〇、〇〇〇、〇〇〇
造幣局設備擴張費の追加　四〇〇、七四六
但し總額八三七、二七七圓を既定繼續費に追加し、大正九年度以降三箇年度間に支出するものなり。

小額紙幣製造費　五九四、〇〇〇

陸軍省所管

新規計畫に係る國防充實に關する經費　一五、三三〇、七二八圓
物價騰貴に依る既定繼續費の追加　六、〇五二、五〇八
鹿兒島外八箇所各部隊給水設備費　二八〇、二二九
青島守備軍民政部費　三、一二五、八四四
銀相場騰貴に依る在勤加俸其他臨時增給　三二一、五八四

海軍省所管

新規計畫に係る國防充實に關する經費　三二、一一〇、七四七
物價騰貴に依る軍艦製造費の追加　八〇、七五二、〇九七
物價騰貴に依る水陸設備費の追加　四、二七九、四八五
物價騰貴に依る航空隊設備費の追加　九七〇、〇九三
物價騰貴に依る無線電信所設備費の追加　二三六、七八八
海軍工廠資金補足の增加　五〇〇、〇〇〇

司法省所管

京都地方裁判所區裁判所建築費の追加　八二、五〇〇
但し總額二〇〇、〇〇〇圓を既定繼續費に追加し、大正九年度以降二箇年度間に支出するものなり。

秋田地方裁判所區裁判所建築費　一〇〇、〇〇〇
但し總額二六二、五〇〇圓にして、大正九年度以降三箇年度間の繼續費なり。

青森監獄建築費　一〇〇、〇〇〇

但し總額五〇〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降五箇年度間の繼續費なり。

文部省所管

中等教員養成に關する經費　一二三、四一六
航空研究所事業進捗に伴ふ經費　二二四、七四七
緯度觀測所擴張に關する經費　一二一、七二三
帝國大學入學期繰上に要する經費　四三六、九八四
神戸商船學校創立費　五〇〇、〇〇〇
但し總額一、〇〇〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降三箇年度間の繼續費なり。

第九及第十高等工業學校創立費の追加　六九二、七三五

農商務省所管

緬羊飼育奬勵に關する經費の增加　三五二、四三五
開墾奬勵費の增加　五七八、八八七
水產講習所漁船機械試驗部擴張に伴ふ新營費　五〇、〇〇〇
但し總額二〇〇、〇〇〇圓にして、大正十年度に亙る繼續費なり。

工事繰延に伴ふ製鐵所擴張費の追加　一三八、七八〇
但し工事繰延に伴ひ大正八年度に於て不用とすべき金額一三、五三五、九一〇圓を既定繼續費に追加し、大正九年度以降三箇年度間に支出するものなり。

燃料研究所新營費　二五〇、〇〇〇
但し總額一、〇〇〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降三箇年度間の繼續費なり。

公有林野官行造林に關する經費　五一六、七二四

遞信省所管

沖島燈臺新設費　九六、〇〇〇
但し總額一六八、〇〇〇圓にして、大正十年度に亙る繼續費なり。

電話交換擴張費の追加　二五、一〇〇、〇〇〇
但し總額二二五、五〇〇、〇〇〇圓を既定繼續費に追加し、大正九年度以降八箇年度間に支出するものなり。

電信擴張及改良費　八、〇〇〇、〇〇〇
但し總額七三、八〇〇、〇〇〇圓にして、大正九年度以降七箇年度間の繼續費なり。

電氣試驗所出張所設置に伴ふ新營及設備費　一八三、八一一
恩給給與額更正の爲要する經費　一〇六、六一一

右追加豫算案は大正九年七月三日衆議院に提出せられ、同日大藏大臣高橋是清は右追加豫算案の編成及財政計畫に關し、衆議院に於て左の如き演說を爲したり。

『余は茲に大正九年度歳計豫算追加案の大要を說明するの光榮を有す。大正九年度財政計畫の方針に就ては曩に前期議會に於て既に之を述べたる如くにして、其の方針に基き提出したる總豫算は衆議院の議決を經たりしも、解散の結果遂に成立を見るに至らざりき。仍て憲法の條規に依り前年度豫算を施行し、其の範圍内に於て實行豫算を編成して、年度初頭以來之を實行し來りしが、右實行豫算のみを以てしては時勢に順應する政策を遂行することを得ざるが故に、茲に追加豫算提出の必要を見たる次第なり。追加豫算編成の方針は大體前期議會に提出したる總豫算と同樣にして、卽ち國防の充實、交通通信機關の整備、敎育の振興、産業の奬勵を以て其の骨子とせり。但し前期議會に提案したる諸般の施設中、已むを得ず之が實行を他日に期して今回提出の追加豫算には姑く其の計上を見合せたるものを存すると同時に、又時勢の推移に應じて更に增加したるものも多少之を存せり。然れども最も重要なる事項卽ち新規國防充實の計畫鐵道、道路、港灣、電信、電話の改良擴張、中等敎育、實業補習敎育に對する新施設、開墾の奬勵、窒素の研究公有林野の經營等に就ては略同樣の計畫を立て、以て國運の進展、國力の充實の上に一日も弛緩なからしめんことを期したり。而して大正三年臨時事件費は當初の計畫通り之を廢止するの方針にして、卽ち之を以て支辨し來りたる諸種の經費の中、尙引續き其の必要を認むるものは本年八月以降普通豫算に編入することとせり。隨て官吏以下の臨時手當、物價騰貴に依る廳費、旅費等の補足の如きは、何れも相當の程度に之を追加豫算に計上せる金額に就て其の大要を述ぶれば、歳入經常部四千六百餘萬圓、臨時部二億九百餘萬圓、合計二億五千五百餘萬圓、歳出經常部二億二千二百餘萬圓、臨時部二億四千二百餘萬圓合計四億六千五百餘萬圓にして、歳入歳出差引歳入不足二億九百餘萬圓は、曩に編成實施したる實行豫算上の歳入超過額を以て之を支辨するの計畫なり。歳入豫算追加額中最も主なる事項は租稅二千三百餘萬圓にして、是は主として新規國防計畫の財源に充當する爲め計畫したる增收額なり。當初提出豫算に於ては右の金額は五千七百餘萬圓なりしも、年度央より施行する等の爲め多少の變更を加へたる結果、大正九年度に於ては二千三百餘萬圓の增收に止まるものなり。但し平年度に於ては一億三千五百餘萬圓の增收を得る見込にして、卽ち當初提出額と同樣なり。右の外歳入追加額は大體歳出追加額と相伴ふものにして、公債募集額三千五百餘萬圓の如きは電話交換擴張費、電信擴張及改良費、道路改良費等の財源に充當すべきものとし、當初提出の計畫と異なる所なきものなり。歳出追加額中最も重要なるものは國防充實費にして、之が財源として所得稅及酒稅に於て增收の計畫を定め、尙其の不足する所に對しては當分の中國債償還を停止して之が補足に充つるの計畫なり。右は當初提出案と同樣なりと雖も、前述の如く本年度に於ては之が財源に充つべき租稅增收に於て減少を來すべきを以て、其の財源の關係上大正九年度に於ては當初提出額の約三分の二に止り、其の差額は已むを得ず之を後年度に繰延ぶることとせしも、歳計の狀況に應じ能ふ限り速に之が繰戻しを爲して、國防充實完成の年限を前回提出案通りと爲し、以て國防に缺陷を來すが如き危惧なからしめんことを期したり。右新規國防計畫の財源の補足に充つべき國債償還資金繰入停止のことに就ては、前期議會以來種々の機會に於て其の必要竝理由を述ぶる所ありしを以て今茲に之を再說せず。又租稅增收計畫に伴ふ稅法改正案の主義方針は前回提出のものと同樣にして、卽ち負擔の權衡を圖り、尙擔稅力の小なる者に對して

負擔を輕減すると同時に、擔稅力大なる者に對しては其の能力に應じて負擔せしむるを綱領とせり。唯前回と異なる所は施行期限の變更に伴ふものに過ぎざるを以て今玆に詳說せず。通信機關の整備に就ては電話交換擴張費に追加を爲して以て其の完成を期し、又電信の擴張改良に就ては新に公債財源を以て之を遂行するの計畫を樹てたることは、何れも其の緊急目睫に迫れるを以て、前回提出豫算の通之を計上したり。官吏以下の增俸增給、貴衆兩院議員歲費の增額等も前回の提案と同樣の方針なるが、現在受恩給者に對する恩給の增額に關しては、前回の提案に比し更に其の歩合を增加し、現在額に對し平均五割の增給を爲すこととし、又旅費に就ては時勢の必要に應じて、前回提出額に比して更に增加計上することとせり。以上述べたる如く今回追加要求に係る事項の中主要なるものは略、前期議會に提出したる總豫算と同樣なるが、右は國運の進展上何れも措き難き經費に屬するものにして、已むを得ざるものなりとす。此の追加豫算額と施行豫算の範圍內に於て編成實施する實行豫算額とを合算すれば、大正九年度豫算の總額は歲入歲出各十三億千六百餘萬圓にして、當初提出總豫算に比し更に四千餘萬圓の增加なり。然れども右金額中には臨時軍事費豫算追加不成立の結果是が財源に充當する爲め一般會計より繰入たる金額三千餘萬圓を存するを以て、之を控除すれば其の他の金額に於ては當初提出の豫算額と大差なき計算なり。臨時軍事費の所要額は目下の狀況に於ては其の見積最も困難にして、狀況の如何に依ては增額の必要あるやも測られずと雖も、玆には大體前回提出の計畫に基きて、大正十年三月に至る迄の所要見積額として一億三千四百餘萬圓を追加要求したり。其の財源中一億二千二百餘萬圓は借入金又は公債に依る計畫なり。各特別會計中帝國鐵道特別會計の資本勘定に就て一言すれば、其の建設及改良費追加要求額は七千七百餘萬圓にして、實行豫算額と合して一億七千萬圓なり。其の財源の中一億圓は公債に依ることとせり。是は總て前回の提案と變化なし。大正九年度に於ける公債又は借入金の額は前記臨時軍事費の財源一億二千二百餘萬圓、一般會計に屬する各種事業公債一億三千四百餘萬圓、合計約三億千萬圓の減少となる計畫なるが、是は主として當初公債財源に依るの計畫なりし臨時軍事費の一部を、一般財源を以て支辨したるの結果なり。右の外朝鮮總督府特別會計に於て一時借入金七百五十萬圓を存す。

以下經濟界の近況に就きて一言せんと欲す。歐洲大戰に依る好景氣の後を承けたる我が財界に、早晩其の反動の襲來すべきことは、一般に豫想せられし所にして、政府に於ても屢〻警告を發し來りし所なるが、而も永く好景氣に馴れたる經濟界は動〻もすれば投機思惑に趨り、資力に相應せざる計畫又は過大の取引を爲す等の事多く、此の轉換期に處すべき用意の足らざりしことは甚だ遺憾とする所なり。本年四月に入り財界俄に變調を生じて信用の收縮、金融の梗塞を來し、之が爲め最近株式市場を首とし綿絲·生絲·織物·羊毛·砂糖·銅·鐵·肥料の諸取引に於て種々の波瀾を生じ、次で健全なる經營も眞面目なる事業も亦混亂の渦中に投せらるるの情勢を馴致したり。此の場合に於て政府は一般銀行業者に對しては、日本銀行をして援助の趣旨を以て事情の許す限り信用の程度に應じて直接又は間接に資金を供給せしめ、又事業家に對しては能く其の玉石を識別して、各自の取引銀行又は他の機關を經て資金の融通を與へしむるの方針を採りしが、今後

も尙此の方針を持續して一般財界の疏通を圖るを必要と認む。又輸出爲替の資金に對しては日本銀行は爲替銀行と協力して十分に之が疏通の途を圖らんことを期せり。之を要するに今日我經濟界の安定を圖るには投機思惑を抑制して、各自資力に應じて營業上の整理を斷行すると共に、協力共助の精神を以て信用の恢復を圖り、更に進んで資本の合同、事業の聯合を促進し、生産及賣買の組織に統制ある改善を加へ、以て此の戰後經營に善處するの途を講せざるべからずと信ず。政府は此の點に關して國民の努力を希望して已まざる次第なり。終に臨み余は玆に提出したる豫算案に對し、審議の上速に協贊を與へられんことを希望す。』

衆議院豫算委員會に於ては審議の結果、曩に同院に於て政府提出の增稅案に修正を加へしに伴ひ歳入に於て四萬七千六百五十圓、歳出に於て七千七十四圓を削減せし外は、總て原案の通可決すべきものと決定し、七月十五日本會議に於て採決の結果多數を以て委員會決定の通可決確定したり。

貴族院に於ては同日衆議院より豫算案を受領し、豫算委員會に於て審議の結果、第一號追加豫算案に就ては、政府提出增稅案が再び貴族院に於て修正を加へられしに伴ひ、歳入に於て四萬八千七百四十七圓を削減せし外は、總て原案の通可決すべきものと決定し、七月二十八日本會議に於て採決の結果多數を以て委員會決定の通可決確定したり。而して右貴族院の修正に對しては衆議院は之に同意を表せしを以て、玆に兩院の協贊を經たる第一號追加豫算は、裁可を經て大正九年八月一日公布せられたり。今政府原案と貴衆兩院の修正額とを對照すれば左の如し。

區分	政府原案	衆議院削減額	貴族院削減額	確定額	備考
歳入					
歳出					
經常部	四六、三四七、六六五円	四七、六五〇円	四八、七四七円	四六、二五一、二六八円	
臨時部	二〇九、四〇九、三三四	○	○	二〇九、四〇九、三三四	稅法修正の結果所得稅に於て削減す。
合計	二五五、七五六、九九九	四七、六五〇	四八、七四七	二五五、六六〇、六〇二	
經常部	二二二、八二三、一七六	七、〇七四	○	二二二、八一六、一〇二	市町村交付金を削減す。
臨時部	二四二、三〇〇、九三四	○	○	二四二、三〇〇、九三四	
合計	四六五、一二四、一一〇	七、〇七四	○	四六五、一一七、〇三六	

（二）本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各八百五十二萬九千三百四十六圓にして、其の追加を要する事項金額の重なるものを擧ぐれば左の如し。

歳入經常部

稅關特許手數料等料金改正に依る印紙收入の增加	二八三、三二一円

歳入臨時部

高等諸學校創設及擴張費獻納金の增加	八〇〇、〇〇〇
前年度剩餘金繰入の增加	七、四三四、〇四八

歳出經常部

大藏省所管

國勢院に關する經費	七四、〇四八
稅關臨時勤勞手當の增加	一六三、〇三八
第一豫備金の增加	三、〇〇〇、〇〇〇

歳出臨時部

內務省所管

府縣風水害旅費	八〇、五七五

大藏省所管

內閣記錄課書庫新營費の增加	一五、七四五
內閣恩給局廳舍新營費	八〇、〇〇〇
國勢院廳舍新營費	四〇〇、〇〇〇

但し總額九〇〇、〇〇〇圓にして、大正十年度に亙る繼續費なり。

第二豫備金の增加　三、〇〇〇、〇〇〇円

歳出臨時部

內務省所管

府縣風水害旅費　八〇、五七五

大藏省所管

內閣記錄課書庫新營費の增加　一五、七四五

內閣恩給局廳舍新營費　八〇、〇〇〇

國勢院廳舍新營費　四〇〇、〇〇〇

但し總額九〇〇、〇〇〇圓にして、大正十年度に亙る繼續費なり。

神戸稅關附屬官舍改築費	一八一、〇六〇円
樺太廳經費補充金の增加	一二〇、〇〇〇
臨時事件行賞諸費	六一、八七五
海軍省所管	
吳工廠災害復舊費	三五七、九四八
文部省所管	
京都帝國大學農學部創設費	八〇〇、〇〇〇円
遞信省所管	
行賞賜金取扱費	一八八、〇七九

右追加豫算案は大正九年七月十七日衆議院に提出せられしが、右に關し同月二十一日大藏大臣高橋是清は貴族院に於て大要左の如き說明を爲したり。

『追加豫算第二號に計上せる金額は歳入歳出各八百五十餘萬圓にして、其の歳出追加要求額中の主要なるものは豫備金の增加六百萬圓、國勢院廳舍新營費四十萬圓、京都帝國大學農學部創設費八十萬圓等なり。豫備金の本年度豫算額は第一豫備金三百萬圓、第二豫備金五百萬圓、合計八百萬圓なるも、年度初頭以來豫算超過若くは豫算外の支出に多額を要せしを以て、現在に於ては第一豫備金の殘額百六十四萬圓、第二豫備金の殘額五十四萬圓に過ぎざる狀況なり。然るに今後傳染病豫防檢査諸費・獸疫費諸拂戻金等に於て少からざる豫算の不足を生ずる虞あり、又國際聯盟會議に關する事項其の他避くべからざる支出にして、現在尙其の金額等を確定し難きものあるを以て、已むを得ず第一第二豫備金共相當之が豫算を要求し置くの必要を認めたり。而して此等の支出追加額に對する財源としては、稅關に於ける特許手數料及料金改正に依る收入增二十九萬圓、京都帝國大學農學部創設に伴ふ獻納金八十萬圓、前年度剩餘金繰入七百四十四萬圓を計上したり。』

本追加豫算案は衆議院に於ては同月二十八日、貴族院に於ては同月二十八日何れも原案の通可決せられしを以て、裁可を經て八月一日公布せられたり。

以上第四十三回帝國議會の協贊を經たる一般會計追加豫算二件を一括表揭すれば左の如し。

大正九年度歳入歳出總豫算追加表（一）

科目	金額	科目	金額
歳入		一年志願兵及幼年學校自費生納金	一五〇、〇〇〇円
經常部		預金特別會計ヨリ繰入	一五〇、〇〇〇
租稅	三三、三九九、三六一円	預金利子繰入	三五、六五六、三五四
所得稅	三一、八七二、五四五	利子拂手數料繰入	三五、一〇〇、〇〇〇
酒稅	一、五三七、八一六	**經常部合計**	七六、三五四
印紙收入	二九八、〇九九	**臨時部**	
印紙收入	二九八、〇九九	官有物拂下代	八、〇〇〇、〇〇〇
官業及官有財產收入	一四、六三二、一〇八	物品拂下代	二、五〇〇、〇〇〇
郵便電信及電話收入	八、九三三、〇二九	雜收入	五八七、五二四
森林收入	四、〇一七、八七八	海軍受託造修收入	五〇〇、〇〇〇
官有物貸下料	三〇三、八三五	航路標識管理所受託造修收入	五〇〇、〇〇〇
專賣局益金	一、四四八、三六六	學校及圖書館資金繰入	四〇二、七四六
雜收入	二九、九四〇	地方分擔納付金	四〇二、七四六
稅關雜收入	六二、三七	帝國學士院學術研究獎勵金受入	三、〇〇〇
雜入	五二、九三	賞典費下賜金	三、〇〇〇
租稅	六、七一〇円	河川改修費納付金	一五〇、〇〇〇円
所得稅	八、二七、〇五八	河川改修費納付金	一五〇、〇〇〇
酒稅	八、一〇三、九九三	公債募集金	三五、六五六、三五四
印紙收入	三四、〇六五	電話事業公債及繼替借入金	三五、一〇〇、〇〇〇
印紙收入	四六、五四六、八六六	高等諸學校創設及擴張費公債金	七六、三五四
官業及官有財產收入	一八、三八五、〇三六	電信事業公債及繼替借入金	八、〇〇〇、〇〇〇
郵便電信及電話收入	一八、三八五、〇三六	道路公債及繼替借入金	二、五〇〇、〇〇〇
森林收入	三四、八三九	森林資金繰入	五八七、五二四
官有物貸下料	二三三、九五〇	學校及圖書館資金繰入	五〇〇、〇〇〇
專賣局益金	一、四七七、〇〇〇	造幣局資金繰入	五〇〇、〇〇〇
雜收入	一、四七七、〇〇〇	造幣局資金繰入	四〇二、七四六
稅關雜收入	五〇〇、〇〇〇	帝國學士院學術研究獎勵金受入	四〇二、七四六
雜入	五〇〇、〇〇〇	賞典費下賜金	三、〇〇〇
			三、〇〇〇

科目	前年度繰入金	臨時部合計	歳入総計
道路改良費納付金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
道路改良費等献納特別金繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
前年度繰入金	五、八二六、三六五円	五、八二六、三六五円	五、八二六、三六五円
歳入総計	五、八二六、三六五円	三、五七六、〇〇〇	九、四〇二、三六五

科目	歳出	経常部	外務省所管	外務本省	俸給	一、八〇〇
					雇傭人給料	一、二〇〇
					庁費	一、〇〇〇
					諸謝金	一、〇〇〇
					旅費	一、〇〇〇
					賄料	一、〇〇〇
					諸手当	一、〇〇〇
					諸給与	一、〇〇〇
					諸雑給	一、〇〇〇
					諸雑費	一、〇〇〇
					修繕費	一、〇〇〇
					賠償金	一、〇〇〇
					雑収入	一、〇〇〇
					計	一、〇〇〇、〇〇〇
				在外公館	俸給	一、〇〇〇、〇〇〇
					雇傭人給料	一、〇〇〇、〇〇〇
					庁費	一、〇〇〇、〇〇〇
					諸謝金	一、〇〇〇、〇〇〇
					旅費	一、〇〇〇、〇〇〇
					賄料	一、〇〇〇、〇〇〇
					諸手当	一、〇〇〇、〇〇〇
					諸給与	一、〇〇〇、〇〇〇
					諸雑給	一、〇〇〇、〇〇〇
					諸雑費	一、〇〇〇、〇〇〇
					修繕費	一、〇〇〇、〇〇〇
					賠償金	一、〇〇〇、〇〇〇
					雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇
					計	一、〇〇〇、〇〇〇
				計		二、〇〇〇、〇〇〇

科目	歳出	経常部	外務省所管	外務本省	俸給	九、六〇〇
					雇傭人給料	九、〇〇〇
					庁費	九、〇〇〇
					諸謝金	九、〇〇〇
					旅費	九、〇〇〇
					賄料	九、〇〇〇
					諸手当	九、〇〇〇
					諸給与	九、〇〇〇
					諸雑給	九、〇〇〇
					諸雑費	九、〇〇〇
					修繕費	九、〇〇〇
					賠償金	九、〇〇〇
					雑収入	九、〇〇〇
					計	九、〇〇〇、〇〇〇
				在外公館	俸給	九、〇〇〇、〇〇〇
					雇傭人給料	九、〇〇〇、〇〇〇
					庁費	九、〇〇〇、〇〇〇
					諸謝金	九、〇〇〇、〇〇〇
					旅費	九、〇〇〇、〇〇〇
					賄料	九、〇〇〇、〇〇〇
					諸手当	九、〇〇〇、〇〇〇
					諸給与	九、〇〇〇、〇〇〇
					諸雑給	九、〇〇〇、〇〇〇
					諸雑費	九、〇〇〇、〇〇〇
					修繕費	九、〇〇〇、〇〇〇
					賠償金	九、〇〇〇、〇〇〇
					雑収入	九、〇〇〇、〇〇〇
					計	九、〇〇〇、〇〇〇
				計		一八、〇〇〇、〇〇〇

修繕費	一、〇三〇		
軍馬補充費	四、六〇〇		
軍事費	一、四五六		
海軍省所管			
合計	一、四五六		
俸給及諸手当	四、七三〇		
雑給	三、〇四〇		
庁費及諸雑費	一、〇〇〇		
修繕費	一、〇〇〇		
雑費	一、〇〇〇		
海軍費	一、四五六		
司法省所管			
合計	一、四五六		
俸給及諸手当	四、七三〇		
雑給	三、〇四〇		
庁費及諸雑費	一、〇〇〇		
修繕費	一、〇〇〇		
雑費	一、〇〇〇		
司法費	一、四五六		
文部省所管			
合計	一、四五六		
俸給及諸手当	四、七三〇		
雑給	三、〇四〇		
庁費及諸雑費	一、〇〇〇		
修繕費	一、〇〇〇		
雑費	一、〇〇〇		
文部費	一、四五六		
逓信省所管			
合計	一、四五六		
俸給及諸手当	四、七三〇		
雑給	三、〇四〇		
庁費及諸雑費	一、〇〇〇		
修繕費	一、〇〇〇		
雑費	一、〇〇〇		
逓信費	一、四五六		
農商務省所管			
合計	一、四五六		
俸給及諸手当	四、七三〇		
雑給	三、〇四〇		
庁費及諸雑費	一、〇〇〇		
修繕費	一、〇〇〇		
雑費	一、〇〇〇		
農商務費	一、四五六		
逓信大臣官房			
合計	一、四五六		
俸給及諸手当	四、七三〇		
雑給	三、〇四〇		
庁費及諸雑費	一、〇〇〇		
修繕費	一、〇〇〇		
雑費	一、〇〇〇		
逓信大臣官房費	一、四五六		
逓信省所管			
合計	一、四五六		
俸給及諸手当	四、七三〇		
雑給	三、〇四〇		
庁費及諸雑費	一、〇〇〇		
修繕費	一、〇〇〇		
雑費	一、〇〇〇		
逓信費	一、四五六		
鉄道院所管			
合計	一、四五六		
俸給及諸手当	四、七三〇		
雑給	三、〇四〇		
庁費及諸雑費	一、〇〇〇		
修繕費	一、〇〇〇		
雑費	一、〇〇〇		
鉄道費	一、四五六		
合計	一、四五六		
俸給及諸手当	四、七三〇		
雑給	三、〇四〇		
庁費及諸雑費	一、〇〇〇		
修繕費	一、〇〇〇		
雑費	一、〇〇〇		
鉄道費	一、四五六		
合計	一、四五六		
俸給及諸手当	四、七三〇		
雑給	三、〇四〇		
庁費及諸雑費	一、〇〇〇		
修繕費	一、〇〇〇		
雑費	一、〇〇〇		
逓信

科目	金額
外國留學生事務費	三、六八四
中央氣象臺觀測所費	三、三三五
水產講習所費	三、四〇〇
生糸檢查所費	四、三〇〇
蠶業試驗所費	四、三〇〇
農事試驗場費	四、三〇〇
種畜牧場費	四、三〇〇
水產試驗場費	四、三〇〇
林業試驗場費	四、三〇〇
鑛業試驗所費	四、三〇〇
工業試驗所費	四、三〇〇
窯業試驗所費	四、三〇〇
染織試驗所費	四、三〇〇
醫師試驗費	四、三〇〇
藥劑師試驗費	四、三〇〇
獸醫試驗費	四、三〇〇
測候所費	四、三〇〇
氣象觀測所費	四、三〇〇
檢疫事務費	四、三〇〇
種畜牧場費	四、三〇〇
蠶業改良費	四、三〇〇
生糸檢查所費	四、三〇〇
留學生費	四、三〇〇
外國留學生事務費	三、六八四
計(中)	三四八

科目	金額
北海道帝國大學支出金	三、〇〇〇
九州帝國大學支出金	三、〇〇〇
東北帝國大學支出金	三、〇〇〇
京都帝國大學支出金	三、〇〇〇
東京帝國大學航空研究所費支出金	三、〇〇〇
東京帝國大學及學校用地買收費支出金	三、〇〇〇
醫術開業試驗及藥劑師試驗費	四、三〇〇
醫師試驗費	四、三〇〇
藥劑師試驗費	四、三〇〇
獸醫試驗費	四、三〇〇
測候所費	四、三〇〇
氣象觀測所費	四、三〇〇
檢疫事務費	四、三〇〇
種畜牧場費	四、三〇〇
蠶業改良費	四、三〇〇
生糸檢查所費	四、三〇〇
留學生費	四、三〇〇
外國留學生事務費	三、六八四
計(中)	三四八

科目	金額
蠶業試驗場費	二、三二〇
蠶種製造所費	八、三二〇
蠶業講習所費	三、九〇〇
蠶業試驗場費	二、三二〇
茶業試驗場費	八、一〇〇
陶磁器試驗所費	二、三二〇
諸農補助費	三、三二〇
諸農支出金	二、三二〇
諸農試驗費	二、三二〇
諸農支出金	二、三二〇
諸農補助費	三、三二〇
諸農支出金	二、三二〇
直轄學校外國留學生費	二、三二〇
直轄學校外國留學生費	二、三二〇
直轄學校外國留學生費

科目	金額
在外公館修繕費	三七、三四九
在外公館移轉費	三〇、〇〇〇
在外公館移轉費	一〇、〇〇〇
同仁會事業費補助	一〇〇、〇〇〇
同仁會事業費補助	一〇〇、〇〇〇
在外小學校費補助	五〇、〇〇〇
在外小學校費補助	五〇、〇〇〇
臨時調査費	四五、〇〇〇
臨時調査費	四五、〇〇〇
臨時條約改正調査委員令費	五六、〇〇〇
臨時條約改正調査委員令費	五六、〇〇〇
臨時平和條約事務局費	七五、〇〇〇
臨時平和條約事務局費	二五、〇〇〇
臨時事件費	二五六、六〇〇
在勤俳優其他臨時雇給	三五六、六〇〇
現地在勤者特別手當	一九、四五〇
日獨混合仲裁裁判所費	一、九五〇
講和條約實施委員派遣費	一、九五〇
事保業健衛生費	一、九五〇
事保業健衛生費	一、九五〇
事保業健衛生

科目	金額
特別会計繰入金	八三〇、八三〇、〇〇〇
小額紙幣製造費	五〇、〇〇〇
小額紙幣製造費	五〇、〇〇〇
無額紙幣製造費	五〇、〇〇〇
臨時軍事費特別会計繰入金	三、五〇〇、〇〇〇
臨時軍事費特別会計繰入金	三、五〇〇、〇〇〇
臨時軍事費特別会計繰入金	三、五〇〇、〇〇〇
臨時国有鉄道建設及改良費特別会計繰入金	三、五〇〇、〇〇〇
臨時国有鉄道建設及改良費特別会計繰入金	三、五〇〇、〇〇〇
臨時国有鉄道建設及改良費特別会計繰入金	三、五〇〇、〇〇〇
臨時治水費特別会計繰入金	三、五〇〇、〇〇〇
臨時治水費特別会計繰入金	三、五〇〇、〇〇〇
臨時治水費特別会計繰入金	三、五〇〇、〇〇〇
臨時災害土木

科目	金額
會計檢查及初度調辦費	一、八四四、〇〇〇圓
軍艦及航空母艦建造費	四、〇〇〇、〇〇〇
驅逐艦建造費	一、〇〇〇、〇〇〇
潛水艦建造費	一、〇〇〇、〇〇〇
航空隊設備費	四、〇〇〇、〇〇〇
航空機製造費	一、〇〇〇、〇〇〇
航空機研究費	一、〇〇〇、〇〇〇
航空機試驗費	一、〇〇〇、〇〇〇
航空機飛行機關調辦費	一、〇〇〇、〇〇〇
航空機火藥更新費	一、〇〇〇、〇〇〇
航空機無線電信所設備費	一、〇〇〇、〇〇〇
航空機無線電信所設備費	一、〇〇〇、〇〇〇
航空機火藥更新

科目	金額
事務管理費	五四二、〇〇〇円
事業費	五三〇、〇〇〇
合計	一、〇七二、〇〇〇
臨時建倉所費	
事務費	三〇、〇〇〇
事業費	一〇、〇〇〇
合計	四〇、〇〇〇
繰越金	三、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇
合計	四、〇〇〇
総計	一、〇八六、〇〇〇

科目	金額
副業奨励費	三、〇〇〇円
明治水産奨励費	一、〇〇〇
羊飼育奨励費	一、〇〇〇
編物奨励費	一、〇〇〇
漁港修築奨励費	一、〇〇〇
漁業組合事業改良奨励費	一、〇〇〇
漁場開発奨励費	一、〇〇〇
漁業振興奨励費	一、〇〇〇
産業組合奨励費	一、〇〇〇
農業奨励費	一、〇〇〇
林業奨励費	一、〇〇〇
重要輸出品検査費	一、〇〇〇
鉄工所検査費	一、〇〇〇
水産講習所試験部新設費	一、〇〇〇
燃料研究所新設費	一、〇〇〇
小作料調停費	一、〇〇〇
漁港調査費	一、〇〇〇
漁業取締船建造費	一、〇〇〇
漁業法改正調査費	一、〇〇〇
港湾調査費	一、〇〇〇
工業統計材料整理費	一、〇〇〇
工場統計局分類整理費	一、〇〇〇
特許局分類整理費	一、〇〇〇
特許局所管行政事務費	一、〇〇〇
公有林野官行造林費	一、〇〇〇
公有林野官行造林費	一、〇〇〇
臨時林業調査費	一、〇〇〇
炭坑爆発予防調査費	一、〇〇〇
毒物調査費	一、〇〇〇
油田調査費	一、〇〇〇
米穀貯蔵調査費	一、〇〇〇
海外漁業調査費	一、〇〇〇
海外炭坑爆発予防調査費	一、〇〇〇
鉱業衛生試験所新設費	一、〇〇〇
鉱業警察官行政事務費	一、〇〇〇
鉱業取締費	一、〇〇〇
鉱業警察官行政事務費	一、〇〇〇
鉱業権及所有権保存登録費	一、〇〇〇
鉱業権及所有権保存登録費	一、〇〇〇
臨時鉱業調査費	一、〇〇〇
臨時鉱業調査費	一、〇〇〇
臨時鉱業調査

事項	總額	大正九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	自同十四年度至同十四年度
神宮別宮創建費	四六〇、〇〇〇圓	九〇、〇〇〇圓	一一〇、〇〇〇圓	一一〇、〇〇〇圓	〇	〇	〇
上杉神社再築費	三五、〇〇〇	一二、九〇〇	一三、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
陸羽街道利根川架橋費	六六、〇〇〇	三五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇
國勢院臨時統計調査費	九〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	〇	〇
國防資源調査費	三五、九九三、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇
火藥廠臨時設備費	四四、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
船舶臨時製造費	一八、三七五、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
教育品臨時增備費	三、八〇〇、〇〇〇圓	一、二〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	八〇〇、〇〇〇圓	四〇〇、〇〇〇圓	〇	〇
水路改修費	一、四三八、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇	〇
飛行機購入費	四四〇、六三〇圓	一二〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇圓	四〇、〇〇〇圓	〇	〇
無線電信更新費	二、八〇七、五三六	一、二〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇	〇
航空研究所新築費	三五〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	五〇、〇〇〇圓	〇	〇
東京區裁判所廳舍建築費	三五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	〇
帝國美術院美術館建築費	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
神戶商船學校創立費	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
燃料研究所新築費	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇
水產試驗場新設費	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇

事項	總額	大正九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	自同十四年度至同十四年度
大間港航路標識新設費	五七、〇〇〇圓	五、〇〇〇圓	四、〇〇〇圓	三、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	〇	〇
市江埼燈臺新設費	四五、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	〇	〇
沖島燈臺新設費	六〇、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	〇
電信線路及改良費	七五、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
合計	五七三、九九三、〇〇〇	八〇、〇七三、〇〇〇	九〇、八二三、〇〇〇	八二、六五六、〇〇〇	六二、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇

第二　第四回帝國議會提出追加豫算

（一）本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所管經費

第四回帝國議會提出の第一號追加豫算案は、財源として純益金一、〇〇〇、〇〇〇圓、前年度繰入金一〇〇、〇〇〇圓、合計一、一〇〇、〇〇〇圓を計上し、陸海軍省所管經費に一、〇〇〇、〇〇〇圓、外務省所管經費に一〇〇、〇〇〇圓を計上したるものにして、其の内容は左の如し。

所管	經費	金額
陸軍省所管	臨時軍事費	一、〇〇〇、〇〇〇圓
外務省所管	在外本省公館電信料の增加	一〇〇、〇〇〇圓

（二）本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所管經費

第四回帝國議會提出の第二號追加豫算案は、戰時利得稅收入の增加、青島事業收入の增加、前年度繰入金の增加を財源として、左の經費を計上したるものにして、其の内容は左の如し。

所管	經費	金額
歲入臨時部	戰時利得稅の增加	九〇、〇〇〇、〇〇〇圓
	青島事業收入の增加	三四、〇〇〇、〇〇〇
	前年度繰入金の增加	二一、六六九、九〇〇
歲出經常部		
外務省所管	傳染病豫防費補助の增加	三、三二五圓
	地方感化院補助の增加	八一、〇四五
内務省所管	警察費	二六、九四八、八五八
	連帶支辨金の增加	三五九
	地方感化院補助の增加	三四、〇〇〇
	在外公館電信料の增加	一五、〇〇〇、〇〇〇圓

第三章　一般會計

第十九節　大正九年度歲計

通之を可決せしを以て裁可を經て、五日衆議院に提出せられ、二讀會を省略して軍艦一隻を爲し、海軍省所管經費に計上する所の金額は、同月十七日貴族院も亦何れも本豫算案は大正九年一月十八日衆議院及貴族院供奉の爲め御乘艦として右は前年度繰入金を財源として

大藏省所管	
貴衆兩院經費の增加	二四、〇九五円
市町村交付金の增加	八一二、三五五
織物組合交付金の增加	一〇九、一八五
諸拂戻金の增加	二、三二七、六七九
陸軍省所管	
物價騰貴に伴ふ被服費及兵器彈藥費等の增加	八、九五九、八七八
海軍省所管	
物價騰貴に伴ふ衣糧費の增加	二、七六五、七五八
患者費の增加	五三、三一六
司法省所管	
裁判及登記諸費の增加	二五八、九五一
物價騰貴に伴ふ在監人費の增加	三三六、五四三
文部省所管	
物價騰貴に伴ふ九州帝國大學支出金の增加	五〇、〇〇〇
歳出臨時部	
外務省所管	
國際聯盟常設軍事委員會費	一二二、五四六
內務省所管	
傳染病豫防費の增加	四九、三七七円
山形縣縣債利子補給	三四、二七二
府縣風水害旅費	四五、九二五
北海道災害復舊費	三五二、五六一
北海道災害土木費補助	三四一、八三二
大藏省所管	
關東廳ペスト防遏の爲に要せし經費補充金の追加	二五〇、〇〇〇
祿高整理公債端金の增加	五一、九八三
特設金庫諸費の增加	二七、一三四
小額紙幣製造費の增加	二六五、二四八
陸軍省所管	
物價騰貴に伴ふ經費の增加	五三、三五六
青島守備軍民政部電話增設費	九〇、〇〇〇
流行性感冒治療諸費	一五九、五〇〇
海軍省所管	
物價騰貴に伴ふ軍艦製造費の追加	三七、〇六六、七〇五
農商務省所管	
獸疫費の增加	九一、六〇〇

右追加豫算案は大正十年三月四日衆議院に提出せられしが、衆議院に於ては同月八日、貴族院に於ては同月二十三日、何れも異議なく原案の通可決確定せられしを以て、裁可を經て同月二十八日公布せられたり。

以上第四十四回帝國議會を通過せる一般會計追加豫算二件を一括表揭すれば左の如し。

大正九年度歳入歳出總豫算追加表（二）

科目	金額
歳入	
臨時部	
雜收入	九〇、〇〇〇円
青島事業收入	九〇、〇〇〇
戰時利得稅	二、六五六、九九〇
戰時利得稅	二、六五六、九九〇
前年度繰入金	三七、八六、三七七
前年度繰入金	三七、八六、三七七
臨時部合計	五九、五四三、三八七
歳出	
經常部	
外務省所管	
外務本省	一三〇、〇〇〇
電信料	一三〇、〇〇〇

科目	金額
在外公館	
電信料	三四〇、〇〇〇円
合計	三四〇、〇〇〇
內務省所管	四四五、〇〇〇、〇〇〇
連帶支辨金及補助金	
諸拂戻及缺損補塡金	三、〇九六、一二八
警察費連帶支辨金	二、六五四、八五八
傳染病豫防費補助	三三、三一五
諸支出金	
地方感化院費補助	八一、〇四五
合計	
大藏省所管	
貴族院	
事務費	一三、〇一五
衆議院	
事務費	一三、〇一五
內國稅徵收費	一一、〇六〇

科目	金額
市町村交付金	八一三、三五五円
織物組合交付金	一〇九、一八五
諸拂戻及缺損補塡金	三、三七、六七九
諸支出金	三、三七、六七九
諸支出金	三五、〇四五
合計	三五、〇四五
陸軍省所管	三、三〇九、三五九
軍事費	
廳費	八、七三二、二六三
糧秣費	二六、〇六八
被服費	三、一〇六、七六八
兵器彈藥費	一、八八五、二五六
軍隊需品費	三、三〇三、二九三
	一五一、四二七

科目	金額
航空動務遭難者保護賜金	三、〇〇〇
流行性感冒治療諸費	一、五〇〇、〇〇〇
流行性感冒治療諸費	一、五〇〇、〇〇〇
合計	三、〇〇〇、〇〇〇
遞信省所管	
補充費	三、〇〇〇
合計	三、〇〇〇
文部省所管	
臨時外国行諸費	一〇、五七七
合計	一〇、五七七
農商務省所管	
造船奨励費	一、三〇〇、〇〇〇
外国航路補助費	一、五〇〇、〇〇〇
外国航路軍艦建造費	一、五〇〇、〇〇〇
合計	四、三〇〇、〇〇〇
臨時部合計	四、三一〇、五七七
歳出総計	四、三一〇、五七七

以上第四十三回帝国議会に於て協賛を経たる追加予算額を夫々大正九年度施行予算額又は実行予算額に加算して大正九年度歳入歳出総予算総計表の総額を示せば左の如し。

区分	施行予算額	実行予算額	追加予算額		施行予算額及追加予算額	実行予算額及追加予算額
			第四十三議会協賛	第四十四議会協賛		
歳入						
経常部						
租税	一、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇円			一、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇円
印紙収入	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇			一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
官業収入	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇			三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
官有財産収入	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇			一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇			一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
経常部合計	一、五六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇、〇〇〇			一、五六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五六〇、〇〇〇、〇〇〇
臨時部						
公債金	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇、〇〇〇			四五〇、〇〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇、〇〇〇
臨時部合計	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇、〇〇〇			四五〇、〇〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇、〇〇〇
歳入総計	二、〇一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇一〇、〇〇〇、〇〇〇			二、〇一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇一〇、〇〇〇、〇〇〇
歳出						
皇室費	四、八〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇			四、八〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇
国会費	一、一七〇、〇〇〇	一、一七〇、〇〇〇			一、一七〇、〇〇〇	一、一七〇、〇〇〇
裁判所費	三五、九二一、〇〇〇	三五、九二一、〇〇〇			三五、九二一、〇〇〇	三五、九二一、〇〇〇
会計検査院費	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇			一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
内閣及枢密院費	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇			一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
行政裁判所費	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇			一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
会計検査院費	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇			一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
人事局費	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇			一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
恩給費	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇			四〇、〇〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇
賠償金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
賞勲局費	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇			一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
予備費	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇			一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
国債費	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇、〇〇〇			四五〇、〇〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮総督府特別会計へ繰入	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇			一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
台湾総督府特別会計へ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
樺太庁特別会計へ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
関東都督府特別会計へ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時軍事費特別会計へ繰入	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇			一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇

（備　考）實行豫算額中には實行豫算增額を含む。

第三款　豫備金及豫備金外支出

大正九年度第一豫備金の豫算額は六百萬圓にして、大正九年勅令第百七十五號に依り豫算全額を各費途に補充せり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、退官及死亡賜金・在外公館電信料・傳染病豫防檢疫諸費・貨幣交換差金・收容貨物處分費・印紙類諸費・諸拂戻金・陸海軍傳染病豫防及消毒諸費・陸軍一年志願兵及幼年學校自費生諸費・陸軍退營賜金・在監人費・裁判及登記諸費・染料及火藥爆藥原料製造奬勵金等なり。

大正九年度第二豫備金の豫算額は八百萬圓にして、豫算外に生じたる必要の費途に豫算全額を支出せり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、國際聯盟常設軍事委員會費・國際聯盟總會參列費・在間島鮮人取締費・福岡縣港務部輸入獸類檢疫所擴張費・輸入獸類檢疫所應急設備費・北海道災害土木費補助・衆議院議員臨時總選擧取締及檢察費・火災復舊費・風水害復舊費・陸軍馬匹費補足・米國派遣軍艦費・學校及圖書館費補足等なり。

大正九年度大正三年臨時事件豫備費の豫算額は一億七千二百萬圓にして、之を大正三年臨時事件に關する各費途に充用したる金額は九千八百七十二萬八千七百十二圓なり。

大正九年度第一豫備金及第二豫備金豫算拂切となりたるに付き、豫備金外に於て國庫剩餘金を以て豫算超過及豫算外の支出を爲したる金額は千五十一萬九千百三十五圓三十一錢にして、內豫算超過支出額は四百六十八萬千六百六十九圓三十一錢、豫算外支出額は五百八十三萬七千四百六十六圓

なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、豫算超過支出に屬するものは外務本省及在外公館電信料・海港檢疫費・傳染病豫防檢疫諸費・諸拂戻金・海軍定期職工滿期賜金・在監人費・染料及火藥爆藥原料製造奬勵金・遞信事業用證票及式紙類費等にして、豫算外支出に屬するものは、國際聯盟事務局費分擔金・國際勞働會議參列費・北海道災害土木費補助・馬匹費補足・被服費補足・兵器費補足・患者費補足・支那駐屯部隊費補足・各部隊建物其他臨時修繕費・風水害復舊費等なり。

右大正九年度豫備金及豫備金外支出の件に關しては、政府は第四十五回帝國議會の事後承諾を求むる爲め大正十一年二月十七日之が總計算書を衆議院に提出せしが、衆議院は三月十一日異議なく全部承諾を與ふることに決定し、貴族院は同月二十二日左記の如き希望條件を附して、全部承諾を與ふることに決定したり。

各計算書中支出の跡を見るに間々寬かに過ぐるの感あるものあり。是れ畢竟近年世上の好景氣に依りて增收多く歳計に餘裕あるが爲め自ら此に至りたるに非ざるなきか。政府は將來豫備金外豫算超過及豫算外支出は勿論、豫備金支出に付ても亦法規の命ずる所を嚴守し、苟も濫出の弊に陷るなからんことを望む。

第四款　決　算

大正九年度の歳入歳出總決算に計上する所の經常部歳入額は十一億七千四百六十七萬七千三百十三圓二十四錢五厘、臨時部歳入額は八億二千五百九十七萬五千八圓四十五錢二厘、歳入合計二十億六十五萬二千三百二十一圓六十九錢七厘にして、之に對する經常部歳出額は七億九百三十一萬三千

九百四十一圓三十八錢七厘、臨時部歳出額は六億五千六十六萬四千三百十三圓六十五錢四厘、歳出合計十三億五千九百九十七萬八千二百五十五圓四錢一厘なり。故に歳入歳出差引六億四千六十七萬四千六十六圓六十五錢六厘の剰餘を生じたり。該剰餘金は會計法第二十條に依り之を大正十年度の歳入に繰入したり。今右決算額を豫算額に比較して其の大要を說明すれば左の如し。尙大正九年度に於ては總豫算不成立の爲め憲法の條規に依り前年度豫算を施行したるも、歳計の實際に於ては右施行豫算の外別に實行豫算を編成實施したるを以て、該施行豫算は同年度歳計の實際と相距ること遠きものあり。依て以下の說明に於ては施行豫算との比較をも示すこととせり。

第一　歳　入

大正九年度歳入の決算額二十億六十五萬二千三百二十一圓六十九錢七厘を以て、其の豫算額十三億八千七百九十二萬三千六百七十五圓に對比すれば、六億千二百七十二萬八千六百四十六圓六十九錢七厘を增加せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳入の決算額は十一億七千四百六十七萬七千三百十三圓二十四錢五厘にして、之を其の豫算額八億八千五百九圓に對比すれば、二億八千八百九十八萬九千八百四圓二十四錢五厘を增加し、臨時部歳入の決算額は八億二千五百九十七萬五千八圓四十五錢二厘にして、之を其の豫算額五億二百二十三萬六千百六十六圓に對比すれば、三億二千三百七十三萬八千八百四十二圓四十五錢二厘を增加せり。但し右は同年度施行豫算に對する比較にして、更に之を同年度に於て別に編成實施したる實行豫算額に對比すれば經常部に於て一億六千二百六萬三千百十六圓二十四錢五厘、臨時部に於て四億四千二百三十萬五千九百二圓四十五錢二厘、合計六億四百三十六萬九千十八圓六十九錢七厘を增加せり。今歳入の增減を生じたる重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）經常部

租稅は酒類造石高竝所得金額の多かりしと稅法改正ありし等との爲め、酒稅及所得稅の收入增加せしと、課稅標準額の多かりしが爲め營業稅の收入增加せしと、其の他織物消費稅・關稅・砂糖消費稅・兌換銀行券發行稅等の收入增加せしとに依り、一億八千九萬二千三百十九圓三十六錢二厘を增加せりと雖も、石油消費稅の收入減少せしに依り三萬六千四百三十二圓四十三錢を減少せしを以て、差引一億八千五萬五千八百八十六圓九十三錢二厘を增加せり。但し之を實行豫算額に對比すれば八千二百二十七萬二百五十九圓九十三錢二厘を增加せり。

印紙收入は收入印紙賣捌代の收入多かりし等に依り、三千百十二萬七千六百五十三圓二十三錢三厘を增加せり。但し之を實行豫算額に對比すれば千七百三十三萬二千百二十四圓二十三錢三厘を增加せり。

官業及官有財產收入は製造煙草賣渡數量の多かりしと、前年度益金の內本年度に繰延納付したるものありし等との爲め專賣局益金の增加せしと、木竹拂下代の收入多かりし等の爲め森林收入の增加せしとに依り、七千五百十五萬三千四百三十九圓四十九錢及製作收入・海軍工廠資金益金等の收入增加せしとに依り、七千五百十五萬三千四百三十九圓四十九錢八厘を增加せりと雖も、製品賣渡數量の少かりし等の爲め製鐵所益金の收入減少せしと、其の他大阪砲兵工廠益金・東京砲兵工廠益金及千住製絨所益金の收入減少せしとに依り、二千二百二萬四百九十六圓八十錢七厘を減少せしを以て

差引五千三百十三萬二千九百四十二圓六十九錢一厘を增加せり。但し之を實行豫算額に對比すれば三千八百八十萬千七十圓六十九錢一厘を增加せり。

雜收入は貨幣交換差增の多かりし等の爲め雜入の增加せしと、其の他辨償及違約金·懲罰及沒收金等の收入增加せしとに依り、二千四百七十八萬七千五百四十圓十六錢七厘を增加せり。但し之を實行豫算額に對比すれば二千三百七十七萬三千八百八十圓十六錢七厘を增加せり。

預金特別會計より繰入は郵便貯金に係る利子の仕拂に要する繰入少かりし等に依り、十一萬四千二百十八圓七十七錢八厘を減少せり。

（二）臨時部

官有物拂下代は米穀拂下代の收入少かりし等の爲め物品拂下代の減少せしと、其の他地所拂下代等の收入減少せしとに依り、千六百十七萬三千二百三十七圓二十八錢四厘を減少せりと雖も、家畜拂下代の收入多かりしに依り二十九萬千九百七十六圓九十八錢を增加せしを以て、差引千五百八十八萬千二百六十圓三十錢四厘を減少せり。但し之を實行豫算額に對比すれば千八百十一萬五千八百八圓三十錢四厘を減少せり。

雜收入は國庫金預入等に係る利子の收入多かりしが爲め利子收入の增加せしと、其の他青島事業收入·山東鐵道收入·臘肭獸皮分配金等の增加せしとに依り、二千三萬九千百四十六圓二十五錢六厘を增加せりと雖も、軍需品の受託に係る收入なかりしが爲め臨時受託造修收入の皆減せしと、其の他戰時海上再保險收入及海軍受託造修收入の收入減少せしとに依り、七百五十二萬四千七百十圓五錢八厘を減少せしを以て、差引千二百五十一萬四千四百三十六圓十九錢八厘を增加せり。但し之を實行豫算額に對比すれば八百六十萬九百五十六圓十九錢八厘を增加せり。

地方分擔納付金は治水事業費に係る分擔納付金の收入少かりしに依り、九十三萬六千四百二十二圓を減少せり。但し之を實行豫算額に對比すれば一萬二百十六圓を增加せり。

港灣設備費納付金は神戸及門司港灣設備費納付金の收入多かりしに依り、百七十五萬五千圓を增加せり。但し之を實行豫算額に對比すれば百四十四萬圓を增加せり。

港灣修築費納付金は長崎及新潟港修築費納付金の收入少かりしに依り二十五萬千圓を減少せり。但し之を實行豫算額に對比すれば二十五萬圓を減少せり。

河川改修費納付金は納金の收入多かりしに依り八十一萬圓を增加せり。但し之を實行豫算額に對比すれば四十一萬圓を增加せり。

公債募集金は電話交換擴張費·高等諸學校創設及擴張費等の財源に充用すべき公債金の收入少かりしに依り、六百十三萬千百八十九圓七十八錢五厘を減少せり。但し之を實行豫算額に對比すれば三萬九千四百三十九圓七十八錢五厘を減少せり。

森林資金繰入は國有林野經營費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりしに依り、七萬七千七百五圓六十七錢三厘を減少せり。

陸軍營繕費補充資金繰入は、修繕費及土地建造物利用費の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりし等に依り、百十六圓二十八錢を減少せり。

學校及圖書館資金繰入は、學校創立費等の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりしに依り、五十三萬五千圓を減少せり。但し之を實行豫算額に對比すれば四十四萬圓を減少せり。

造幣局資金繰入は、造幣局据置運轉資本補足等の財源に充用すべき資金の繰入を要すること少かりしに依り、百七十六萬五千六百四十九圓三十七錢を減少せり。但し之を實行豫算額に對比すれば十一萬三千四百四十一圓三十七錢を減少せり。

帝國學士院學術研究奬勵金受入は、寄付金の收入なかりし等の爲め二萬圓を減少せりと雖も、學術研究費下賜金に於て一萬圓を皆增せしに依り、差引一萬圓を減少せり。

獻納金は學校建築費獻納金の收入少かりしと、茶業試驗場新營費獻納金の收入なかりしに依り、四十八萬千四百圓を減少せり。但し之を實行豫算額に對比すれば二十三萬五千圓を減少せり。

戰時利得稅は稅法廢止等に依り七千九百九十六萬六千百八圓八十四錢を減少せり。但し之を實行豫算額に對比すれば五百四十八萬二百二圓十六錢を增加せり。

借入金は增減なし。但し之を實行豫算額に對比すれば二千二百萬圓を皆增せり。

前年度繰入金は歳計剩餘金の繰入多かりしに依り、四億千三百四萬二千百十三圓二十九錢六厘を增加せり。但し之を實行豫算額に對比すれば四億二千二百三十一萬九千八百九十四圓二十九錢六厘を增加せり。

高等諸學校創設及擴張費獻納金は、高等諸學校創設費の財源に充つべき獻納金の收入多かりしに依り百三萬七千圓を增加せり。但し之を實行豫算額に對比すれば七十一萬圓を增加せり。

臨時事件費償還金受入は、講和條約實施委員派遣費償還金の受入ありしに依り六十一萬六千百四十五圓二十一錢を皆增せり。

第二　歳　出

大正九年度歳出の決算額十三億五千九百九十七萬八千二百五十五圓四錢一厘を以て、其の豫算額十五億四百七十五萬五千七百圓に對比すれば一億四千四百七十七萬七千四百四十四圓九十五錢九厘を減少せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳出の決算額は七億九百三十一萬三千九百四十一圓三十八錢七厘にして、之を其の豫算額七億五千四百三十三萬六千八百圓に對比すれば、四千五百二萬二千八百五十八圓六十一錢三厘を減少し、臨時部歳出の決算額は六億五千六十六萬四千三百十三圓六十五錢四厘にして、之を其の豫算額七億五千四十一萬八千九百圓に對比すれば、九千九百七十五萬四千五百八十六圓三十四錢六厘を減少せり。但し右は同年度施行豫算に對する比較にして之を更に同年度に於て別に編成實施したる實行豫算額に對比すれば、經常部に於て三千五百四萬九百九十九圓六十一錢三厘、臨時部に於て百二十六萬四千四十八圓三十四錢六厘、合計三千六百三十萬五千四十七圓九十五錢九厘を減少せり。

大正九年度歳出豫算額は十五億四百七十五萬五千七百圓なるも、豫算決定後に於て會計法第二十一條第二十二條及明治四十四年法律第二號に依り、前年度の殘額を本年度に繰越したるが爲め九千三百六十二萬六千九百三十八圓七十二錢、國庫豫備金外に臨時支出を爲したるものありしが爲め千五十一萬九千百三十五圓三十一錢を增加せり。依て右歳出豫算額及豫算決定後增加額を合計すれば十六億八百九十萬千七百七十四圓三錢にして、同年度支出濟額は十三億五千九百九十七萬八千二百五十五圓四錢一厘、同年度に於て支出を終らずして翌年度に繰越したる金額は九千九百二十九萬四千七百四十九圓一錢六厘なるを以て、差引一億四千九百六十二萬八千七百六十九圓九十七錢三厘の不用額を生せり。但し右は前記施行豫算に對する計算にして、其の實行豫算に於ける不用額は四

千百十五萬六千三百七十二圓九十七錢三厘なり。今翌年度繰越及豫算不用に係る重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）翌年度繰越

艦船及兵器の製造修理營繕土木の工事・航海の補助・陸海軍の演習其の他林野の經營等に關し、天候不良其の他避くべからざる事故に依り事業を遲延し、又は豫定の計畫を遂行すること能はざるものありし等の爲め、年度内支出を終らざりし經費にして、會計法第二十一條に依り翌年度に繰越したる金額は二千二十五萬九千四百七十六圓三十錢三厘なり。

河川及港灣の修築・軍艦及兵器の製造・製鐵所及電話交換の擴張其の他營繕工事等の繼續事業に關し、天候不良其の他の事故に依り豫定の如く事業進行せざるものありし等の爲め、會計法第二十二條に依り翌年度に繰越したる金額は七千二百二十八萬五千九百三十一圓十一錢三厘なり。

公共團體の經營に係る工事の經費に對する補助にして、年度内支出を終らざりし爲め、明治四十四年法律第二號に依り翌年度に繰越したる金額は六百七十四萬九千三百四十一圓六十錢なり。

以上翌年度繰越額の合計は九千九百二十九萬四千七百四十九圓一錢六厘なり。

（二）豫算不用

俸給及旅費等の支出少かりしが爲め、在外公館の經費に於て不用に歸したる金額は百二十八萬千四百七十九圓七十六錢、阿片費等の支出少かりしが爲め、衞生試驗所の經費に於て不用に歸したる金額は七十四萬七千百九十九圓九十四錢、大藏省證券の發行を要せざりし等の爲め、國債整理基金繰入に於て不用に歸したる金額は千八百十五萬九千四百五十三圓二十七錢、俸給及糧秣費等の支出少かりしが爲め、陸海軍軍事費及憲兵費に於て不用に歸したる金額は千三萬八千六百九十八圓三十七錢二厘、遞信事業費及諸拂戻金等の支出少かりしが爲め、遞信費に於て不用に歸したる金額は七百六十七萬八千七百三圓三十七錢一厘、道路改良及航路擴張等に關する補助金の支出少かりしが爲め、補助費に於て不用に歸したる金額は百七十八萬八百五十四圓八十九錢、臨時事件費の支出を要すること少かりしが爲め、大正三年臨時事件豫備費に於て不用に歸したる金額は七千三百二十七萬千二百八十八圓、其の他諸般の經費に於て不用に歸したる金額は三千六百六十七萬千九十二圓三十七錢にして、以上豫算不用額の合計は一億四千九百六十二萬八千七百六十九圓九十七錢三厘なり。

大正九年度に於て大藏省證券發行最高額は五千萬圓の豫定なりしも、實際之が發行を爲さず。今大正九年度決算額を其の豫算額と對照すれば左の如し（圓位以下切捨）。

大正九年度歳入歳出決算額豫算額對照表

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
歳入			
經常部			
租稅			
地租	六六六、三五七、三三八 円	五一六、三〇一、三五三 円	一五〇、〇五五、八八六 円
所得稅	七三、九四四、六七七	七三、八〇九、五三三	一三五、一五五
營業稅	一五〇、三四四、一五一	一五三、九一七、二四〇	七、四三六、九二一
酒稅	六三、〇九三、四五四	三三、七四五、六〇六	二八、三四六、八四八
醬油稅	七、〇三三、一二六	三、九四三、九四四	三、〇八一、一三二
相續稅	九、一八四、二八三	六、九六五、〇四〇	二、二九九、二四三
通行稅	九、三三五、九三四	五、〇八五、三三三	四、一四九、六二一
鑛業稅	八、三三三、六五七	八九六、三三七	七、四七七、四三〇
兌換銀行券發行稅	一六三、八九六、四六九	二〇、八六五、七七九	五三、〇三〇、六九〇
醬油稅	五、六五八、二四七	五、二四九、七三〇	四八、四五七

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
官有物収入	三、六八二、五五五円	三、二五六、〇〇〇円	四二六、五五五円
官有地収入	一、六四〇、四四四円	一、〇〇〇、〇〇〇円	六四〇、四四四円
官有建物収入	一、九五二、一一一円	一、八〇〇、〇〇〇円	一五二、一一一円
地代収入	一、三五八、三三三円	一、二〇〇、〇〇〇円	一五八、三三三円
鑛区税	一、〇一三、三三三円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一三、三三三円
鑛区料	一、〇一三、三三三円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一三、三三三円
鑛区罰金	一、〇一三、三三三円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一三、三三三円
鑛区没収金	一、〇一三、三三三円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一三、三三三円
鑛区手数料	一、〇一三、三三三円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一三、三三三円
鑛区売捌代	一、〇一三、三三三円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一三、三三三円
鑛区賃貸料	一、〇一三、三三三円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一三、三三三円
鑛区雑収入	一、〇一三、三三三円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一三、三三三円
鑛区収入金	一、〇一三、三三三円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一三、三三三円
鑛区収入

科目	決算額	増減額	比較減(△)
賞典費	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	△一、〇〇〇円
学術研究費下賜金	〇	一〇、〇〇〇	△一〇、〇〇〇
教育化学振興費補助金	一、五〇〇	一、五〇〇	〇
慈善救済費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
水産試験場新設費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
学校建築費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
裁判所建築費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇
戦時利得税

科目	決算額	比較増減（△）	予算額	摘要
諸税	円	円	円	
印紙収入	一、二〇〇	△一、二〇〇		
雑収入	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、二一〇	△一、二一〇		
官業収入				
官有財産収入	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		
官有物売払代				
官有財産売払代	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		
諸収入				
雑収入	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		

科目	決算額	比較増減（△）	予算額	摘要
諸収入	円	円	円	
雑収入	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		

科目	決算額	比較増減（△）	予算額	摘要
諸収入	円	円	円	
雑収入	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		

科目	決算額	比較増減（△）	予算額	摘要
諸収入	円	円	円	
雑収入	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		

科目	決算額	比較増減（△）	予算額	摘要
諸収入	円	円	円	
雑収入	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		
合計	一、一〇	△一、一〇		

科目	決算額	増減	比較減(△)	科目	決算額	増減	比較増減(△)
恩給費	三、二四四、七三七	一、〇一〇、〇〇〇	二、二三四、七三七	災害土木費	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	
官吏俸給	一、三五六、〇〇〇	一、三五六、〇〇〇		災害土木費	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	
官吏旅費	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇		災害土木費	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	
官吏退隠料	三、〇七七、〇〇〇	三、〇七七、〇〇〇		災害土木費	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	
官吏遺族扶助料	一、〇四九、〇〇〇	一、〇四九、〇〇〇		災害土木費	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	
官吏恩給更正諸費	三、〇〇〇	三、〇〇〇		災害土木費	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	
官吏遺族扶助料更正諸費	三、〇〇〇	三、〇〇〇		災害土木費	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	
官吏恩給及遺族扶助料追加

科目	決算額	予算額	比較増減(△)
営繕費			
建物修繕費	一、七八六、四〇〇円	一、七八六、四〇〇円	
土地建物整理費	二、〇四三、三四七	二、〇四三、三四七	
土地建物補足費	一、七九八、三四二	一、七九八、三四二	
備砲隊設備費	五六、八四〇	五六、八四〇	
機関銃隊設備費	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	
騎兵隊設備費	三五、八四〇	三五、八四〇	
輜重隊設備費	一、一四〇	一、一四〇	
測量隊初度費	一、一四〇	一、一四〇	
測量隊補充費	一、一四〇	一、一四〇	
測量隊補足費	一、一四〇	一、一四〇	
飛行機隊初度費	一、一四〇	一、一四〇	
飛行機隊補充費	一、一四〇	一、一四〇	
飛行機隊補足費	一、一四〇	一、一四〇	
無線電信所設備費	一、一四〇	一、一四〇	
無線電信所補充費	一、一四〇	一、一四〇	
無線電信所補足費	一、一四〇	一、一四〇	
師団司令部初度費	一、一四〇	一、一四〇	
師団司令部補充費	一、一四〇	一、一四〇	
師団司令部補足費	一、一四〇	一、一四〇	
歩兵連隊初度費	一、一四〇	一、一四〇	
歩兵連隊補充費	一、一四〇	一、一四〇	
歩兵連隊補足費	一、一四〇	一、一四〇	
騎兵連隊初度費	一、一四〇	一、一四〇	
騎兵連隊補充費	一、一四〇	一、一四〇	
騎兵連隊補足費	一、一四〇	一、一四〇	
野砲兵連隊初度費	一、一四〇	一、一四〇	
野砲兵連隊補充費	一、一四〇	一、一四〇	
野砲兵連隊補足費	一、一四〇	一、一四〇	
工兵大隊初度費	一、一四〇	一、一四〇	
工兵大隊補充費	一、一四〇	一、一四〇	
工兵大隊補足費	一、一四〇	一、一四〇	
輜重隊初度費	一、一四〇	一、一四〇	
輜重隊補充費	一、一四〇	一、一四〇	
輜重隊補足費	一、一四〇	一、一四〇	
病院初度費	一、一四〇	一、一四〇	
病院補充費	一、一四〇	一、一四〇	
病院補足費	一、一四〇	一、一四〇	
兵器廠初度費	一、一四〇	一、一四〇	
兵器廠補充費	一、一四〇	一、一四〇	
兵器廠補足費	一、一四〇	一、一四〇	
被服廠初度費	一、一四〇	一、一四〇	
被服廠補充費	一、一四〇	一、一四〇	
被服廠補足費	一、一四〇	一、一四〇	
製粉所初度費	一、一四〇	一、一四〇	
製粉所補充費	一、一四〇	一、一四〇	
製粉所補足費	一、一四〇	一、一四〇	
製靴所初度費	一、一四〇	一、一四〇	
製靴所補充費	一、一四〇	一、一四〇	
製靴所補足費	一、一四〇	一、一四〇	
馬廠初度費	一、一四〇	一、一四〇	
馬廠補充費	一、一四〇	一、一四〇	
馬廠補足費	一、一四〇	一、一四〇	
倉庫初度費	一、一四〇	一、一四〇	
倉庫補充費	一、一四〇	一、一四〇	
倉庫補足費	一、一四〇	一、一四〇	
練兵場初度費	一、一四〇	一、一四〇	
練兵場補充費	一、一四〇	一、一四〇	
練兵場補足費	一、一四〇	一、一四〇	
射撃場初度費	一、一四〇	一、一四〇	
射撃場補充費	一、一四〇	一、一四〇	
射撃場補足費	一、一四〇	一、一四〇	
演習場初度費	一、一四〇	一、一四〇	
演習場補充費	一、一四〇	一、一四〇	
演習場補足費	一、一四〇	一、一四〇	
官舎初度費	一、一四〇	一、一四〇	
官舎補充費	一、一四〇	一、一四〇	
官舎補足費	一、一四〇	一、一四〇	
官舎修繕費	一、一四〇	一、一四〇	
各部隊建物修繕費	一、一四〇	一、一四〇	
各部隊建物共他臨時補足費	一、一四〇	一、一四〇	
常設合同演習飛行機隊建物臨時補足費	一、一四〇	一、一四〇	
陸軍飛行学校生徒飛行費	一、一四〇	一、一四〇	
陸軍飛行学校助教飛行費	一、一四〇	一、一四〇	
陸軍航空委員会飛行機隊臨時補足

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
在勤加俸及其他臨時給與	三六、六六三	三、〇〇〇	三三、六六三
大正三年臨時事件費	一、三三、三三三	三、三三三	一、三〇、〇〇〇
外國派遣軍隊費	一、三四、三四六	一、三四、三四六	0
國債及證券發行費	三五、三四六	三五、三四六	0
恩給費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
退職給與金	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
遺族扶助料	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
傷病賜金	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
賞勳局費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
授爵費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
水路標識費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
林野調査費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業監督費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業保護費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業助成費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業試驗費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業獎勵費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業警察費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業取締費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業檢查費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業補助費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業雜費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業豫備費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業特別會計繰入	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業特別會計繰入金	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業特別會計繰入金利子	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業特別會計繰入金利子補給	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業特別會計繰入金利子補給金	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業特別會計繰入金利子補給金支出	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業特別會計繰入金利子補給金支出豫備費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業特別會計繰入金利子補給金支出豫備費支出	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
鑛業特別會計繰入金利子補給金支出豫備費支出合計	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0

科目	決算額	豫算額	比較增減(△)
災害臨時國債整理費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時外國債整理費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時金融費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時通信費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時鐵道及改良費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時船舶用品檢查所設備費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時器具機械設備費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時電信電話施設改良研究費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時受託造修費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時無線電信局設備費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時測量檢查所及有線電氣工業用鐵塔水力費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時電話交換線路標識電話助信所管	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時航路標識所管	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時電信電話建築費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時船舶檢查費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時海上保險及有線電信監督費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時鑛業警察費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時林野調查費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時水路標識費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時授爵費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時賞勳局費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時恩給費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時退職給與金	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時遺族扶助料	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時傷病賜金	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時在勤加俸及其他臨時給與	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時大正三年臨時事件費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時外國派遣軍隊費	三、三四、三四六	三、三四、三四六	0
災害臨時國債及證券發行

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
大正三年臨時事件費	一四、三五二、八二円	円	一四、三五二、八二円
合計	六四、三四二、〇九七	六四、四〇四、九二一	一、〇六四、八二四

右大正九年度歳入歳出總決算は、同年度各特別會計決算及會計檢査院の檢査報告と共に、大正十二年二月十五日第四十六回帝國議會に提出せられたり。衆議院決算委員會に於ては審議の末、一般會計歳入に於て課稅標準の決定其宜しきを得ざるもの四件、租稅の徵收不足に屬するもの三十一件、租稅の徵收過に屬するもの十六件、監督不十分なりしが爲め課稅價格を低下し登錄稅を騙取せられたるもの一件、故らに課稅價格の認定を低下し國庫に不利を生せしめたるもの一件、監督其宜しきを得ざりしが爲め多額の歳入を橫領費消せらるるに至りたるもの一件、其他六件、合計六十件、同歳出に於て虛構の事實に對し支出を爲したるもの八件、工事施行上適當の注意を缺き國庫に損失を及ぼしたるもの一件、物品購入上豫算外國庫負擔の契約を爲し且注意周到を缺き國庫に損失を及ぼしたるもの一件、豫算の剩餘あるに乘じ翌年度の所要品を多量に購入し且購入日附を作爲し之が經費を支出したるもの一件、經費仕拂に關し所屬年度を混淆したるもの一件、工事施行上監督其宜しきを得ず出來形設計に違背したる粗造の工事に對し代金の全部を仕拂ひたるもの一件、合計十三件、總計七十三件を不當なるものと議決し、三月二十六日本會議に於て採決の結果、多數を以て委員會議決の通可決確定したり。

貴族院決算委員會に於ては審議の末、一般會計歳出に於て四件は政府の措置穩當を缺くものと認め、又一般會計歳入に於て六十一件、同歳出に於て三十一件、合計九十二件は政府に對し將來の注意を促すべきものと認め、其の他は總て異議なきものと議決し、三月二十五日本會議に於て採決の結果、異議なく委員會議決の通可決確定したり。

科目	決算額	豫算額	比較增減（△）
臨時部合計	六四〇、六四四、三三円	六四〇、四一八、九〇〇円	△九九、七四四、五六七円
歳出總計	一、三五九、九六八、三五五	一、三六〇、四二九、九〇〇	△一四〇、九六一、四五五

第二十節　大正十年度歳計

第一款　豫　算

第一項　豫算案の大綱

大正十年度豫算の編成に關しては、時恰も財界變轉の時機に際し我が財政經濟の前途に對して最も愼重なる注意を要するの秋に會せるを以て、政府は專ら將來に於ける財政の基礎を鞏固にするを念とし、用を節し費を省き、主として既定計畫の遂行を確實にするを期すると共に、財政の許す範圍内に於て緊急措き難き左記の計畫を定めたり。

（一）外交に就ては大戰後の情勢に顧み其の機關の充實擴張を圖り、之が爲め必要なる費額を計上せしこと。

（二）國防の充實に就ては前年度に於て其の基礎を確立せるも、尙本年度に於ても二三重要なる事項に關して之が計畫を定めしこと。

（三）交通通信機關の整備を怠らざると共に、河川港灣の改修等に就き、各相當の計畫を樹てたること。

（四）敎育の振興に就ては社會敎育の施設、實業敎育の指導竝に充實に關する諸經費及陸軍一年現役服役中の小學校敎員俸給國庫負擔に關する經費を計上せしこと。

（五）産業の奬勵に就ては新に海外重要の地に商務官を設置すると同時に、貿易情報部を置きて内地産業の調査に從事せしめ、水産講習所の擴張、其の他水産業に關する指導奬勵及農事試驗事業の擴張等を計畫せしこと。

（六）食糧局を設置し、主として食糧の充實に關する諸般の事務を掌らしむる爲め、其の費額を計上せしこと。

（七）思想問題の善導及社會政策的施設に關しては各相當の計畫を定め、之が費額を計上せしこと。

（八）其の他北海道の開發に就ては土地の改良・農民の移殖・道路河川港灣の改修等、拓殖上必要なる諸般の施設に力を用ふると共に、拓殖地域に於ける警察制度の改善を期せしこと。

右方針に基き編成せられたる大正十年度歳入歳出總豫算の數額は歳入歳出各十五億六千二百五十四萬二千七百九十七圓にして、內歳入經常部十二億三千七百二十一萬九千二百八圓、同臨時部三億二千五百三十二萬三千五百八十九圓歳出經常部九億二百九十四萬八百二十三圓、同臨時部六億五千九百六十萬千九百七十四圓なり。今之を前年度豫算額に比較すれば左の如し。

區分		大正十年度豫算額	大正九年度豫算額 施行豫算額	大正九年度豫算額 實行豫算額	比較增減（△） 施行豫算に比し	比較增減（△） 實行豫算に比し
歳入	經常部	一、二三七、二二九、二〇八 円	八八五、六八七、五二九 円	一、〇二二、六二四、一九七 円	三四一、五四二、〇一二 円	一四、九二五、三六三
	臨時部	三二五、三二三、五八九	四四二、六九二、七七九	三二三、三四一、二二二	△一一七、三六九、一九〇	一、〇八七、三五〇
	合計	一、五六二、五四二、七九七	一、三二八、三八〇、二八八	一、三二五、三五五、三〇八	三三四、一九二、五〇九	二二、二四六、五二四
歳出	經常部	九〇三、九四〇、八二三	七二五、二七五、七五三	七二五、二七五、七五三	一六七、五六五、〇七〇	三、一九二、七六七
	臨時部	六五九、六〇一、九七四	七〇九、八三六、五六〇	六一〇、一九七、五四九	△五〇、二四四、五六六	七二七、八四九
	普通費	六五九、六〇一、九七四	五三七、八三六、五六〇	五〇八、一九七、五四九	△一三一、七六五、四一四	五一、三四四、四三五
	大正三年臨時事件豫備費	〇	一三一、〇〇〇、〇〇〇	一〇一、〇〇〇、〇〇〇	△一七一、〇〇〇、〇〇〇	△一〇一、〇〇〇、〇〇〇
	合計	一、五六二、五四二、七九七	一、四四五、三二二、三三	一、三二五、三五五、三〇八	一七七、九八三、〇四四	三三七、二七七、四八九

（備考）一、前年度豫算中施行豫算は本豫算及第四十三議會通過追加豫算の合計、實行豫算は大正九年十一月末日現在額。

二、前年度豫算額中經常部と臨時部との間に組替掲記せるものあるを以て、該年度決定金額と符合せず。

大正十年度歳入豫算中前年度に比して增加したるものに就き、其の事項金額の主なるものを擧ぐれば左の如し。

經常部

所得稅の增加	一一五、一八一、八五三 円
營業稅の增加	一四、九二五、三六三
相續稅の增加	一、〇八七、三五〇
通行稅の增加	二、二四六、五二四
鑛業稅の增加	三、一九二、七六七
兌換銀行券發行稅の增加	七二七、八七四
酒稅の增加	六〇、三七二、二一二
醬油稅の增加	六二四、九八八
砂糖消費稅の增加	一〇、七七二、四九九 円
織物消費稅の增加	一一、三六六、一三六
取引所稅の增加	三、九一二、〇一八
關稅の增加	一〇、四七八、三一三
印紙收入の增加	三七、九一三、八七七
郵便電信及電話收入の增加	五一、三七七、三六五
森林收入の增加	一一、五〇六、八三六
專賣局益金の增加	一九、七二五、八五七
印刷局益金の增加	六五一、六五七

海軍工廠資金益金の増加	一、〇〇〇、〇〇〇円
海軍燃料廠益金	七二三、六二六
配當金收入の増加	二、〇九二、七九六
囚徒工錢及製作收入の増加	八四〇、三六一
辨償及違約金の増加	一、一〇七、八四七
雜入の増加	一二、三〇八、〇七〇
預金利子及手數料繰入の増加	六、九四三、八五五
臨時部	
地所拂下代の増加	二、三八九、三五

大正十年度歳出豫算中新規要求に係るもの及前年度に比して増額したるものに就き、其の事項金額の主なるものを擧ぐれば左の如し。

所管省	事項	金額 経常部	金額 臨時部	金額 計	備考
外務省	外務本省職員増加に關する經費	二八、六四五円	二九五、五七八円	四一四、二三三円	
	外務本省情報部設置に關する經費	一、八〇八、四〇六	〇	一、八〇八、四〇六	
	土耳古大使館、秘露外二公使館及蕪湖外三領事館設置に關する經費	七〇三、二一六	二三二、二九七	九三五、五一三	
	在外公館職員増加に關する經費	八八、三二三	八一八、三二三		
	在外公館渡切費の増加	八三三、一九八	〇	八三三、一九八	
	國際聯盟常設軍事委員會費	八六三、二九〇	〇	八六三、二九〇	
	商務官設置に關する經費	三四七、〇五〇	〇	三四七、〇五〇	
	在安東領事館新築費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	日墺混合仲裁裁判所費	〇	九二、六五九	九二、六五九	
	同仁會事業費補助の増加	〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
	在間島鮮人取締費	〇	四六〇、八一七	四六〇、八一七	
内務省	官國幣社經費の増加	二三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	四六〇、〇〇〇	總額三、〇〇〇、〇〇〇圓を既定繼續費に追加し、大正十年度以降六箇年度間に補助するものなり。
	都市計畫に關する經費	九三、八〇六	九三、八〇六	一八七、六一二	總額六三〇、〇〇〇圓にして、大正十年度以降六箇年度間に補助するものなり。
	外事警察事務擴張に關する經費	四四、八五〇	一〇七、六六四	一五二、六二一四	總額七五〇、〇〇〇圓にして、大正十年度以降五箇年度間に補助するものなり。
	衞生行政機關整備充實に關する經費	一〇七、六六四	〇	一〇七、六六四	總額二六、七七四、三三八圓を既定繼續費に追加し、大正十年度以降十箇年度間に支出するものなり。
	警察共濟組合事務に關する經費	七九、六八〇	七九、六八〇	一五九、三六〇	
	榮養研究所經費の増加	八四、四七五	八四、四七五	一六八、九五〇	
	地方官俸給平均額の増加	五七五、三七〇	五七五、三七〇	一、一五〇、〇〇〇	
	警察機關の充實に關する經費	一一四、三三七	一一四、三三七	二二八、六七四	
	大阪府港務部設置に關する經費	七六、一八三	七六、一八三	一五二、三六六	
	北海道拓殖地警察費補給	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	
	物價騰貴に依る水道工事費補助の増加	〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	
	物價騰貴に依る沖繩縣輕便鐵道建設費補助の追加	〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
	那覇系滿間輕便鐵道建設費補給	〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	
	那覇港修築費補給	〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
	治水事業費の追加	〇	五、七五四、三三八	五、七五四、三三八	
	江合鳴瀨兩川改修費	〇	七四〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	總額四、三八〇、〇〇〇圓、大正十年度以降六箇年度間の繼續費にして、地方納金を以て支辨する依託工事費なり。

所管省	事項	金額 経常部	金額 臨時部	金額 計	備考
	加物価騰貴に依る淀川改修工事補償の追	円 0	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	
	横濱港修築費	0	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	納以總十總十總
	下關港修築費	0	三五、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	金降額 年額 年額
	清水港修築費	0	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	を六五五、度三、度二三、
	北海道拓殖費の增加	0	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	以箇、五、以降、六二、〇、〇、〇、箇四
	神宮式年御造營費	0	二、三五二、六二一	二、三五二、六二一	箇、三箇年度一、〇〇〇、〇〇〇箇七箇
	兵庫縣港務部廢合其他新營費	0	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	年度四五の國の國に關し大正十五。
	住吉神社境内整理費	0	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	度四五の國の國に關し大正十五。
	出雲大社境内擴張整理費	0	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	小笠原島水產經營費	0	二、三五二、六二一	二、三五二、六二一	箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	開墾監督に關する經費の增加	0	六、〇四二、〇〇〇	六、〇四二、〇〇〇	箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	社會事業調查及奬勵費の增加	0	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	箇年度四五の國の國に關し大正十五。
神戸稅關新設備利用に關する經費	稅關埠頭貨物整理に關する經費	五、〇六三	五、〇六三	五、〇六三	度總 度總 度總 十總 十總 十總
	稅關支署設置に關する經費	三、四五〇	0	三、四五〇	以額 以額 以額 年額 年額 年額
	勞働統計調查設置に關する經費	六、七〇	0	六、七〇	降一〇二箇年度一箇六箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	預金利子及手數料の增加	六、四三八	0	六、四三八	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	增加銀行其他金融機關の監督に關する經費	四、二九	0	四、二九	降二六一、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	騎兵の二年在營制實施に關する經費	一、三二四	0	一、三二四	度總 度總 度總 十總 十總 十總
	既定年度計畫に係る軍備充實其他に要する費	一三、三五九、〇	0	一三、三五九、〇	以額 以額 以額 年額 年額 年額
	軍需工業併奬勵費	0	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	降一〇二箇年度一箇六箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	印刷局銷路擴張資本の補足	0	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	小額紙幣製造費の增加	0	四六、〇〇〇	四六、〇〇〇	降二六一、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	樺太鐵道費補充金の增加	0	六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	關東鐵道費補充金の增加	0	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	降二六一、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	朝鮮總督府鐵道補充金の增加	0	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	國勢調查費の追加	0	三五、〇二一	三五、〇二一	降二六一、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	稅務署廳舍其他新營費	0	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	煙草倉庫其他新營費	0	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	降二六一、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	貴族院及衆議院廳舍其他修築費	0	二一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	鹽專賣費用倉庫新營費	0	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	降二六一、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	門司稅關陸上設備費	0	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	神戸稅關陸上設備費	0	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	印刷局設備擴張費	0	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	貨物の價騰に依る追加賞等の增額	0	三、一二七、一四八	三、一二七、一四八	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	製造事業創建設	一五八、一五五	0	一五八、一五五	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	國債整理基金繰入の增加	一五八、一五五	0	一五八、一五五	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	諸費戻及補塡金の增加	一、四五八、八四	0	一、四五八、八四	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	稅務署設置に關する經費	七、〇〇〇	0	七、〇〇〇	降三六五、〇〇〇、〇〇〇箇年度四五の國の國に關し大正十五。
	既定年度計畫に係る軍備充實其他に要する費	一三、三五九、〇	0	一三、三五九、〇	支追總 十總 十總 十總 十總 十總
	騎兵の二年在營制實施に關する經費	一、三二四	0	一、三二四	出加額 年額 年額 年額 年額 年額
					十し、八 度三、度九、以度三、度二
					る、大一、 以五 降八〇〇、〇〇〇、箇 降
					の正、一 降 六〇〇、〇〇〇、箇 年
					な十八 箇 年度 度
					り年七 年 四五 四
					°度四 度 の國 五
					以 四五 の國に 箇
					降 の國 關し 年
					を の國に 辯し 度
					五箇 關し 辯で、 四
					箇年 辯で、 な 五
					度繼 な 大 箇
					問費 り大 °正 問
					費 °正

第二章　一般會計　第二十節　大正十年度歳計

第四類　歳計（中）

所管省	項	経常部	臨時部	計	摘要
陸軍省	特別事業に依る経費の補足	0	10,000,000	10,000,000	
	既定計画に係る新造艦船の維持費	10,000,000	0	10,000,000	
	既定計画に係る航空隊経費の既定年割額の増加	二,三五六,000	0	二,三五六,000	
	既定計画に伴ふ航空隊の維持費	一,000,000	0	一,000,000	
	学生生徒練習生増加に関する経費の増加	五〇〇,000	0	五〇〇,000	
	飛行機発動に要する経費の増加	六五〇,000	0	六五〇,000	
	年金制度実施に要する共済組合給與金の増加	一,一四五,六八八	0	一,一四五,六八八	
	艦船用器品費の増加	一,〇〇〇,〇〇〇	0	一,〇〇〇,〇〇〇	
	食料給與額変正に要する経費	八五七,三二	0	八五七,三二	
	航空加俸及航海加俸給與に要する経費	二,四五〇,〇〇〇	0	二,四五〇,〇〇〇	
	朝鮮等の勤務加俸及内地外勤加俸の増加	一,六〇〇,〇〇〇	0	一,六〇〇,〇〇〇	
	準備軍需品臨時充當費の追加	五,〇〇〇,〇〇〇	0	五,〇〇〇,〇〇〇	
	艦船特定修理費の増加	一,八〇〇,〇〇〇	0	一,八〇〇,〇〇〇	
	海軍燃料廠運轉資本繰入	七〇〇,〇〇〇	0	七〇〇,〇〇〇	
	受託造修費の増加	六四〇,〇〇〇	0	六四〇,〇〇〇	
	特別檢査に依る既定繼續費の追加	二,三五六,三二	0	二,三五六,三二	
裁判所	地方裁判所支部設置並支部建物敷地に關する經費	六,六六六	0	六,六六六	
	東京裁判所出張所設置に關する經費	三,〇〇〇	0	三,〇〇〇	
	函館控訴院移轉に關する經費	一〇,六六六	0	一〇,六六六	
	裁判所職員充員に關する經費	四四四,四四四	0	四四四,四四四	
陸軍省	下士候補者及現役を終りたる者に與ふる給與	四〇一,四四四	〇	四〇一,四四四	
	六週間現役を一年現役となす經費	三,三六六,六六六	〇	三,三六六,六六六	
	軍馬補充費增加に要する經費	一,三三三,三三三	〇	一,三三三,三三三	
	除役馬代下渡に要する經費	七六,〇〇〇	〇	七六,〇〇〇	
	朝鮮滿洲及樺太在勤者に給する加俸	五〇,〇四〇	〇	五〇,〇四〇	
	職工賃金に關する經費	五六,一一七	〇	五六,一一七	
	朝鮮國境地方在勤者に給する特別手當	一,六六六,六六六	〇	一,六六六,六六六	
	海外屯在の下士に轉役の特に給する經費	一,四三〇,四四四	〇	一,四三〇,四四四	
	召集旅費の增加	三〇〇,〇〇〇	〇	三〇〇,〇〇〇	
	朝鮮滿洲に在住する家に移轉料支給に要する經費	五六,六六六	〇	五六,六六六	
	下士候補者及現役を終りたる者に與ふる給與	三,三六六,六六六	〇	三,三六六,六六六	
	軍馬補充費增加に要する經費	一,三三三,三三三	〇	一,三三三,三三三	
	除役馬代下渡に要する經費	七六,〇〇〇	〇	七六,〇〇〇	
	朝鮮滿洲及樺太在勤者に給する加俸	五〇,〇四〇	〇	五〇,〇四〇	
	職工賃金に關する經費	五六,一一七	〇	五六,一一七	
	朝鮮國境地方在勤者に給する特別手當	一,六六六,六六六	〇	一,六六六,六六六	
	海外屯在の下士に轉役の特に給する經費	一,四三〇,四四四	〇	一,四三〇,四四四	
	召集旅費の增加	三〇〇,〇〇〇	〇	三〇〇,〇〇〇	
	朝鮮滿洲に在住する家に移轉料支給に要する經費	五六,六六六	〇	五

所管	事項	金額			備考
		計	臨時部	経常部	
司法省	裁判所書記俸給平均額等の增加	三六、七〇〇円	〇円	三六、七〇〇円	
	判事検事赴任旅費の增加	100、000	0	100、000	
	監獄出張所設置に關する經費	二、101九	0	二、101九	
	監獄職員俸給平均額の增加	四三、三六六	0	四三、三六六	
	物價騰貴に基く看守被服及帶具費の增加	六、三二四	0	六、三二四	
	物價騰貴に基く在監人費の增加	五九、二三六	0	五九、二三六	
	判事檢事及辯護士試驗臨時施行に關する經費	0	10、九三六	10、九三六	
	物價騰貴に依る既定繼續費の追加	0	四三、九六〇	四三、九六〇	
	札幌控訴院建築費	0	一七、000	一七、000	總額以內ニ於テ大正十年度迄ノ繼續費トナリ大正十年度以降一、三三〇、〇〇〇圓ヲ要ス
	釧路分監建築費	0	五、000	五、000	總額以內ニ於テ大正十年度迄ノ繼續費トナリ大正十年度以降一、三五〇、〇〇〇圓ヲ要ス
文部省	直轄學校校令改築費	0	二三、三五〇	二三、三五〇	
	學校創立及新設費ノ追加ニ依ル大阪高等工業學校校令實施費ノ追加ニ依ル學校創立費及新設費ノ追加ニ依ル大阪高等工業學校校令實施費等ノ增加	0	二、三六一、七五	二、三六一、七五	
	大學及學校圖書館費ノ增加	四、六五三、三五五	二、三六八、四五五	二、八九五、000	
	實業教員養成ニ要スル經費	六五、三五〇	0	六五、三五〇	
	小學校教員一年現役服役中俸給國庫支辨ニ關スル經費	四九、000	0	四九、000	
	學校衛生施設改善ニ要スル經費	三五、000	0	三五、000	
	神社教育施設ニ要スル經費	三、三五〇	0	三、三五〇	
	在外研究員ニ特別手當支給ニ要スル經費	六五、三五〇	0	六五、三五〇	
農商務省	物價騰貴ニ依ル囚獄費ノ增加	四五、000	0	四五、000	
	肥料ノ改良增殖ニ關スル經費	0	100、000	100、000	
	水產講習所養殖試驗部擴張ニ關スル經費	四、三五〇	三、000	三、三五〇	
	水產講習所講習部學科改正ニ關スル經費	四六、八三五	五、000	四一、八三五	
	圖藝試驗場設置ニ關スル經費	二九、三四〇	八、000	10九、三四〇	
	造林事業ニ關スル經費ノ增加	六、000	0	六、000	
	斫伐作業ニ關スル經費ノ增加	一、〇三五、八五九	0	一、〇三五、八五九	
	特許局事務增加等ノ爲要スル經費	六三、八三一	五、000	五八、八三一	
	內外工業所有權實況調査ニ關スル經費	三、000	0	三、000	
	地質調査ニ關スル經費ノ增加	四六、六五九	0	四六、六五九	
	貿易情報事務ニ從事スル職員設置ニ關スル經費	五九、三七七	0	五九、三七七	
	食糧局設置ニ關スル經費	七、四八八	0	七、四八八	
	畜產博覽會事業ニ關スル經費	六、九四〇	0	六、九四〇	
	實業練習生補助及實業調査費等ノ增加	七、四〇〇	0	七、四〇〇	
第二章　一般會計　第二十節　大正十年度歳計					

	高等諸學校開設及擴張費ノ追加	六五、八三一	0	六五、八三一	總額以內ニ於テ大正十年度迄ノ繼續費トナリ大正十一、七九六、三一二圓ヲ要ス
	中央氣象臺設備費	五〇、000	五〇、000	0	
	高等學校特別教室新營費	三〇、000	三〇、000	0	
	國語調査ニ要スル經費	一六、000	一、000	一五、000	
	私立大學補助ニ關スル經費	一五、000	一五、000	0	
	醫師及藥劑師試驗受驗者增加ニ伴フ經費	三四、〇三四	三四、〇三四	0	
	食糧局設置ニ關スル經費	七、四八八	0	七、四八八	
	貿易情報事務ニ從事スル職員設置ニ關スル經費	五九、三七七	0	五九、三七七	
	地質調査ニ關スル經費ノ增加	四六、六五九	0	四六、六五九	
	內外工業所有權實況調査ニ關スル經費	三、000	0	三、000	
	特許局事務增加等ノ爲要スル經費	六三、八三一	五、000	五八、八三一	
	斫伐作業ニ關スル經費ノ增加	一、〇三五、八五九	0	一、〇三五、八五九	
	造林事業ニ關スル經費ノ增加	六、000	0	六、000	
	圖藝試驗場設置ニ關スル經費	二九、三四〇	八、000	10九、三四〇	
	水產講習所講習部學科改正ニ關スル經費	四六、八三五	五、000	四一、八三五	
	水產講習所養殖試驗部擴張ニ關スル經費	四、三五〇	三、000	三、三五〇	
	肥料ノ改良增殖ニ關スル經費	0	100、000	100、000	
	物價騰貴ニ依ル囚獄費ノ增加	四五、000	0	四五、000	
	畜產博覽會事業ニ關スル經費	六、九四〇	0	六、九四〇	
	實業練習生補助及實業調査費等ノ增加	七、四〇〇	0	七、四〇〇	
	物價騰貴ニ依ル大阪高等工業學校校令實施費ノ追加ニ依ル學校創立費及新設費ノ追加ニ依ル	0	二、三六一、七五	二、三六一、七五	總額以內ニ於テ大正十年度迄ノ繼續費トナリ大正一、六〇〇、〇〇〇圓ヲ要ス
	大學及學校圖書館費ノ增加	四、六五三、三五五	二、三六八、四五五	二、八九五、000	
	實業教員養成ニ要スル經費	六五、三五〇	0	六五、三五〇	
	小學校教員一年現役服役中俸給國庫支辨ニ關スル經費	四九、000	0	四九、000	
	學校衛生施設改善ニ要スル經費	三五、000	0	三五、000	
	神社教育施設ニ要スル經費	三、三五〇	0	三、三五〇	
	在外研究員ニ特別手當支給ニ要スル經費	六五、三五〇	0	六五、三五〇	
司法省	裁判所書記俸給平均額等ノ增加	三六、七〇〇円	〇円	三六、七〇〇円	
	判事檢事赴任旅費ノ增加	100、000	0	100、000	
	監獄出張所設置ニ關スル經費	二、101九	0	二、101九	
	監獄職員俸給平均額ノ增加	四三、三六六	0	四三、三六六	
	物價騰貴ニ基ク看守被服及帶具費ノ增加	六、三二四	0	六、三二四	
	物價騰貴ニ基ク在監人費ノ增加	五九、二三六	0	五九、二三六	
	判事檢事及辯護士試驗臨時施行ニ關スル經費	0	10、九三六	10、九三六	
	物價騰貴ニ依ル既定繼續費ノ追加	0	四三、九六〇	四三、九六〇	
	札幌控訴院建築費	0	一七、000	一七、000	總額以內ニ於テ大正十年度迄ノ繼續費トナリ大正十一、三三〇、〇〇〇圓ヲ要ス
	釧路分監建築費	0	五、000	五、000	總額以內ニ於テ大正十年度迄ノ繼續費トナリ大正十一、三五〇、〇〇〇圓ヲ要ス

所管省	項目	経常部	臨時部	計	備考
		金額			
	生糸検査に関する経費	〇円	八〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	
	生糸検査に関する経費	〇	三五、〇一〇	三五、〇一〇	
	不当廉売関税に関する経費	〇	六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	
	工業品規格統一調査に関する経費	〇	六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	
	海外商業調査費の増加	〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
	商業調査及試験等に関する経費	〇	二三、八〇〇	二三、八〇〇	
	増額農費に依る米穀検査事務所費の増加	〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
	特許局印刷所創設費	〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	
	臨時船腹保護用船舶建造費	〇	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	
	国有林野経営費の増加	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
逓信省	逓信事業特別会計に属する経費の増加	〇	五七、一〇〇	五七、一〇〇	
	電気事業監督事務増加等に関する経費	〇	六五〇	六五〇	
	逓信及郵便貯金現業員増加に要する経費	〇	六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	
	逓信及郵便貯金業務増進に伴う経費	〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	
	本年度電話事業拡張に伴う維持費	〇	九七、六〇〇	九七、六〇〇	
	本年度電信事業拡張に伴う維持費	〇	四二、四〇〇	四二、四〇〇	
	逓信機関の物価騰貴に関する経費	〇	五七、八四〇	五七、八四〇	
	現業員業務機関の物価騰貴に関する経費	〇	八〇、〇〇〇	三五、〇五六	
	鉄道船舶使用燃料改良に要する経費	〇	〇	一五、〇〇〇	
	其の他逓信諸費に関する経費	〇	〇	四〇、〇四〇	

逓信				
省				
	現業雇傭人令施行に関する経費	〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
	職工雇傭人に休暇付与に要する経費	〇	一四、八五〇	一四、八五〇
	電気工作物定期検査に要する経費	〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
	商船専検給俸制度実施に関する経費	〇	一三、六八〇	一三、六八〇
	年金の増加	〇	五五、五三〇	五五、五三〇
	既往の賞賜等に依る恩給の増加	三五、七五〇	〇	三五、七五〇
	水難救済補助の増加	〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	郵便定期航路補助	〇	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇
	ニュウスタ線航海補助	〇	〇	〇
	新設航路補助	〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	新設航路補助	〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	大連線及補太線航路補助の増加	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	小笠原航路調査新設費	〇	一、九〇〇	一、九〇〇
	灯ノ岬燈台新設費	〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
	物価騰貴に依る電気工業用発電水力調査費の増加	〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	長距離無線電信受信局設置費	〇	一、三〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇
	船舶試験場設置費	〇	一四、六〇〇	一四、六〇〇
	船舶無線吃水線指定費	〇	八〇、〇一〇	八〇、〇一〇
	電気工作物定期検査に伴ふ設備費	〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
	電気計器検定事務増加に伴ふ電気試験所設備費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	通信現業に関する器具機材設備費	一、一三、三	一、一三、三	一、一三、三
	船用品検査所器具機材設備費	一四、八〇	一四、八〇	一四、八〇

大正十年度に於て新に要求に係る繼續費は六千八百七十三萬九百七十三圓、既定繼續費に對し新に追加を要するもの一億九千六百五十四萬二千五百十四圓、合計二億六千五百二十七萬三千四百八十三圓にして、之を大正十年度以降の既定繼續費總額二十二億五千二百八十萬八千四百十圓に加ふるときは、大正十年度に於て國庫豫備金は第一豫備金六百萬圓、第二豫備金八百萬圓なり。大正十年度に於て會計法第九條に據り定むべき大藏省證券發行最高額は五千萬圓なり。

第二項　豫算の成立及公布

以上は大正十年度歳入歳出總豫算案の大綱なり。右豫算案は大正十年一月二十二日第四十四回帝國議會の開會に當り、同年度各特別會計豫算案と共に衆議院に提出せられ、同日大藏大臣高橋是清は右豫算案及財政計畫に關し、衆議院に於て左の演說を爲したり。

『余は玆に大正十年度歳計豫算に關して其の大要を說明するの光榮を有す。大正十年度豫算總額は歳入歳出各十五億六千二百餘萬圓にして、歳入は經常部十二億三千七百餘萬圓、臨時部三億二千五百餘萬圓、歳出は、經常部九億二百餘萬圓、臨時部六億五千九百餘萬圓なり。之を前年度の實行豫算に比較すれば、歳入に於ては經常部に於て二億二千四百餘萬圓、臨時部に於て二百餘萬圓、合計二億二千七百餘萬圓を增加し、歳出に於ては經常部に於て一億七千七百餘萬圓、臨時部に於て四千九百餘萬圓、合計二億二千七百餘萬圓を增加せり。大正十年度豫算の編成に關しては時恰も戰後の反動時期に際會せしが故に、啻に目前の豫算編成に就て愼重なる注意を要するのみならず、將來の財政計畫に對しても、今日に於て深甚なる考慮を費さざるべからず。仍て努めて用を節し費を省き、既定計畫の遂行を確實にすることを以て主眼とし、其の餘裕を以て緊急措き難き事項に限り之を計上することとせり。

今歳入歳出の主なる事項に就て述ぶれば、歳入豫算中租稅は七億五千餘萬圓にして、前年度に比して、一億三千七百餘萬圓を增加し、其の中約一億圓は既定計畫上の增加なり。印紙收入は九千餘萬圓にして、前年度に比し二千四百餘萬圓を增加し、又官業及官有財產收入は三億三千餘萬圓にして、前年度に比し四千百餘萬圓を增加し、雜收入は二千百餘萬圓にして、前年度に比し千四百餘萬圓を增加し、其の他を合して經常部の合計は十二億三千七百餘萬圓なり。又歳入臨時部に於ては合計三億三千五百餘萬圓にして、內一億九千三百餘萬圓は前年度剩餘金の繰入に係り、之を前年度豫算に比すれば、前年度剩餘金繰入の增加は千八百萬圓なるも、其の他の歳入に於て減少するものあるを以て、差引臨時部合計に於ては前年度に比して二百餘萬圓を增加せり。上述の大正十年度歳入豫算額を以て大正九年度の實收見込額と比較すれば減少を示せるものの勘からず。唯租稅收入に於て多額の增加を示せるも、右は主として昨年の稅法改正に伴ふ豫定の增加なりとす。尙大正九年度の實收見込額は優に其の豫算額を超過する豫想にして、昨年八月以降改正稅法の適用を受けたる所得稅も亦、豫算額通の收入を得べき見込なり。次に歳出に就きては能ふ限り節約を旨とせしも、眞に國力の發展充實又は社會狀態の進步改良に資すべき緊要のものに在りては、財政の許す範圍內に於て夫々相當の計畫を立てたり。卽ち外交に就きては大戰後の情勢に顧みて、其の機關の充實擴張を圖り、之が爲め必要なる費額を計上したり。又國

防の充實に就きては、主として前年度に於て確立したる基礎の上に之が完備を期するの方針を以て、其の費額を要求せり。交通通信機關の整備は前年度に於て立てたる豫定方針の遂行を期することと爲し、且河川港灣の改修等國利民福の增進に裨益するものに就きては、特に相當の計畫を樹てたり。又教育の振興に就きては、社會教育の施設、實業教育の指導竝充實に關する諸般の經費を揭げ、且又陸軍一年現役服役中の小學校教員俸給の國庫負擔に關する經費を計上したり。又産業の奬勵に就きては新に海外重要の地に商務官を設置することとし、且貿易の情報に關する機關を特設して、內地産業の調査に從事せしむることと爲せし外、水産講習所の擴張其の他水産業に關する指導奬勵及農事試驗事業の擴張を計畫したり。又國民思想の善導、社會政策的施設に關しても、夫々相當の計畫を樹てたり。其の他北海道の開發に意を用ゐ、拓殖上必要なる諸般の施設に應ずるが爲め其の經費を計上し、且拓殖地域に於ける警察制度の改善を期せんことを圖れり。尙朝鮮總督府、關東廳、樺太廳各特別會計に於て、各般の施設に關し其の財源を補足する爲め經費補充金增加の必要を認め、朝鮮總督府に對しては五百萬圓を增加して千五百萬圓とし、關東廳に對しては百萬圓を增加して四百萬圓とし、樺太廳に對しては六十六萬三千圓を增加して百四十三萬三千圓と爲したり。大正十年度に於ける各種公債の金額は、一般會計に屬するもの五千四百餘萬圓、帝國鐵道建設及改良費に屬するもの九千八百萬圓、朝鮮、臺灣及樺太に於ける事業費に屬するもの五千七百餘萬圓、合計二億九百餘萬圓なるも、此中約二千七百萬圓は借入金若くは其他の方法を以て調達し得る見込なるを以て、實際大正十年度に於て新規に公募する公債額は一億八千二百萬圓にして、前年度に於けると略同樣なり。尙大正十年四月以降十一年三月に至る臨時軍事費支辨の爲めに必要とする借入金又は公債の額は約一億圓なり。而して大正九年度に屬する事業費公債は既に總て募集を完了し、唯帝國鐵道建設及改良費に屬する公債募集額の中二千萬圓を殘すのみなるも、此中既に一千萬圓も本年度中には結了する見込にして、又臨時軍事費關係の公債は昨年十二月五千萬圓を募集し、尙未發行のもの約一億八千萬圓を存するも、右は今後實際の支出を要するに從ひ、或は借入金を爲し或は公債の募集を爲す豫定なり。而して大正九年中に於ける國債の新規發行額は二億三千五百餘萬圓、借換發行額は四億千百七十餘萬圓、一般社債の發行額は約三億五千萬圓、銀行及株式會社の現實拂込資本金の此一箇年に於ける純增加額は約二十一億圓、合計約三十二億圓に達せる狀況にして、此の事實を以て見るも我財界の實力如何を察知するに足るべく、隨て今回計畫したる十年度豫算に於ける公債募集も、之に依り金融市場を壓迫するが如き虞なきことを信ず。

最後に一般經濟界の狀況に就て一言せんと欲す。今や世界の全般に涉りて戰後の反動期に入り、我國も亦其の趨勢に漏るるを得ずして、昨年以來經濟界は幾多の波瀾を生せしが、官民努力の結果比較的靜穩に越年することを得しは諸君と共に悅とする所なり。要するに世界を通じて斯くの如き不況時代に入りしは、戰後急激に各國間の爲替相場の平準を失ひしと、國際金融疏通の途に圓滑を缺きしとの結果にして、物資の缺乏を告ぐる國民は購買力を失ひ、又其の供給に富める國は之を輸出せんとするも金融の途に困難なるの狀況なり。隨て今後爲替相場と國際金融の平準に復する迄は、世界の經濟界は一張一弛容易に安定せざるものと認むるを得べく、され

ば我國民も亦此形勢を諒知し、物に依りては供給を調節して自衞の策に出づるも亦必要なるべし。然れども此戰爭中に我經濟界が顯著なる發展を遂げたるは爭なき事實にして、國民は曾に過去に於て開拓したる地盤を喪はざるの覺悟を必要とするのみならず、奮つて之を擴大することに努めざるべからず。殊に歐米各國競つて海外貿易に國力發展の途を講じつつある今日、我國民も此の間に伍して益、海外販路の擴張を圖るの必要あり。而して之が爲には製造業者・貿易業者・金融業者・海運業者等が新なる基礎の上に立脚して、奮闘するの覺悟なかるべからずと信するなり。顧みれば此等の當業者の事業經營上には、現に整理改善を要する點甚だ多し。卽ち同種類の事業に從事する者は或は合同し或は組合を作りて、其の信用を鞏固にし組織を整齊して其の能率を增進し、徒に同業者各自に競爭するの弊を避け、以て他國の同業者に對して正當なる競爭に努力するの覺悟を必要とす。換言すれば我經濟上の各種の機關は、より大にして且鞏固なる基礎の上に立ちて、節制を持し統一を保ち、以て內外の市場に活動して遺憾なきを期せざるべからず。斯かる準備の下に製造業者・貿易業者・金融業者・海運業者等が一致協力して事に當らば、此の反動期に際して幾多の波瀾にも亦堪へ得べきのみならず、益、我實力を强大にすることを得べきなり。更に望むことは國民奮つて奢侈放縱の陋習を去り、大に自助獨立の精神を發揮して過去の敎訓を前途に利用して以て此の難關を切抜け、國運の發展に專心努力せられんこと之にして、斯くの如きは獨り我經濟界の爲のみならず、實に國家の幸慶なりと信ずるなり。終に臨み余は玆に提出したる豫算案に就きて、審議の上速に協贊を與へられんことを切望す。』

衆議院に於ては一月二十六日より豫算委員會を開きて審議の結果、豫算案全部に對し原案の通可決すべきものと決定し、二月十二日豫算委員長武藤金吉は、豫算委員會に於ける經過及結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『大正十年度歲入歲出總豫算に計上する歲入歲出は、各十五億六千二百五十四萬二千七百九十七圓にして、其の歲入經常部に屬するものは十二億三千七百二十一萬九千二百八圓、同臨時部に屬するものは三億二千五百三十二萬三千五百八十九圓、其の歲出經常部に屬するものは九億二百九十四萬八百二十三圓、同臨時部に屬するものは六億五千九百六十萬千九百七十四圓なり。大正十年度豫算の編成に就ては、經濟界の反動の時機に際會せるを以て、政府は內外の實勢に鑑み愼重なる注意を拂ひ、現在及將來の財政計畫を顧慮して、努めて節約を行ひ專ら將來に於ける財政の基礎を鞏固にするに重きを置き、旣定計畫の遂行を期することは勿論、財政の許す範圍に於て戰後經營に緊急止むべからざる必要なる諸般の計畫を樹てられたり。卽ち國防の充實は旣定方針の完備を期し、國際上に就ては內外の狀勢に應じて各機關の擴充擴張充實を圖り、敎育の振興に就ては社會敎育の施設、實業敎育の指導充實に關する施設及陸軍一年現役兵の小學校敎員俸給の國庫負擔に關する經費を計上せり。交通通信機關の整備は旣定計畫の遂行を怠らず河川港灣の改修に關しては特に調査機關を設けて、相當の計畫を樹てたり。又海外重要の地に商務官を設置すると同時に、貿易情報部を置きて內地產業の調査に從事せしめ、水產講習所の擴張其の他水產業に關する指導奬勵及農事試驗所の擴張等の計畫を樹て、更に又食糧の充實を圖り其自給自足を圖る爲めには、旣定の政策を遂行するの外、新に食糧局を設くると共に、他面榮養研究所に就きて相當の計畫を樹てたり。思想問題の善導及社會政策の施設に關しては、最も重

きを置きて、計畫を定めし所なり。卽ち公設市場の設置に就きては大正八年度約百箇所、大正九年度二十箇所の設置を見しが、今後も漸次之が發達改善を圖ることとし、又住宅の供給に就きては、大正八年度及大正九年度に於て二千三百萬圓の低利資金を貸出し、約一萬五千五百戸を建築する計畫を樹て、既に建築を終りしものも存するも、大正十年度には大部分建築を終了せしむる見込なるが、今後住宅組合法及建築會社法を制定する見込を以て、目下社會事業調査會に諮問中なるを以て、之が終了次第法律案を議會に提出する豫定の由なり。又失業者保護救濟の目的を以て設けられたる公益職業紹介所は、大正八年の末に於て四十四箇所なりしが、大正九年十二月には百一十一箇所を存するに至り、其の紹介したる人員は昨年中約十七萬人に達せしが、政府は將來之が普及發達を一層奬勵すると同時に、之に關する法律を制定する豫定なりと說明せり。尙民力涵養、思想善導事業の爲め種々の計畫を樹て、大正八年三月より大正九年七月迄に道府縣市町村を通じて宗敎家思想家其他の人々を招きて講演會を開きたること一萬八千回、其の聽講人員約四百九十萬人に達せしも、政府は今後更に實行機關たる講習會、青年團の健實なる組織と發達とを圖る計畫の由なり。特殊部落の改善事業は、全國約五千部落、八十五萬の部落民の改善の爲め、從來種々施設を爲せしが、今後も大に之に努め、敎化的事業の外有形的事業の施設を爲す爲め、相當金額を支出する豫定にして、地方團體及個人に對し共同宿泊所・娛樂所・共同浴場・公益質屋・幼兒保育所等の社會的施設を奬勵するは勿論、救貧制度・兒童保護制度等に就ても調査中なりと說明せり。北海道の開發に就きては大正九年度より從來の方針を改め、拓殖費の增額を圖ると共に一箇年の支出金額の制限を撤廢し、道內歲入の增加と共に累次事業を擴張するの方針を

執り、同年度に於て先づ土地の改良・河川港灣の改修等拓殖上必要なる經費六千百七萬圓を增加計上せしが、本年度に至つて更に殖民・森林・產業・道路・橋梁・治水・港灣等の擴張費約二千八百四十六萬圓を增加計上せられたり。卽ち右の結果拓殖費の增額は一億七千八百九十八萬餘圓にして此の中大正九年度の支出濟額は五千百十六萬圓餘なるを以て、之を控除すれば、大正十年度以降の支出豫算額は一億二千七百八十二萬餘圓となる計算なり。朝鮮總督府・關東廳及樺太廳各特別會計に於て、諸般の設備に關し其の財源を補充する爲に經費補充金の必要を認め、朝鮮總督府に對し五百萬圓を增加して一千五百萬圓となし、關東廳に對し百萬圓を增加して四百萬圓となし、又樺太廳に對しては六十六萬三千圓を增加して百四十三萬三千圓となしたり。以上述ぶる所が大正十年度豫算中の新規計畫及擴張計畫にしてのなり。其の各項目に就ての詳細は豫算案に明記せるを以て、玆には之を省略す。次に委員會に於ける質問應答中豫算に重大なる關係ありと認めたるもの二三を紹介すべし。第一に委員會中大正十年度歲入豫算は其の見積過大に失するが故に、將來實行難に陷るの虞なきやとの質問に對し、政府は歲入見積は決して過大に失することなし。租稅收入に就て見るも、大正九年度實收見込額六億七千八百萬圓に比し、大正十年度の收入は約七億五千萬圓にして、其の增加額七千二百萬圓に上ると雖も、右收入額中には增稅の結果又は計畫上當然の增加額一億九百萬圓を包含せるものなるが故に、差引結局大正十年度豫算に於ては前年度に比し三千五百萬圓の減少を見積れるものにして、大正十年度に於て此の程度の收入の實現し得ざるが如きことは絕對に之れ無かるべしと答辯したり。第二に政府の公債計畫は甚だ厖大に過ぐるを以て、將來募集難に

陥るか又は金融市場を壓迫するが如き虞なきやとの質問に對し、大藏大臣は大正十年度の公債募集計畫は鐵道電話電信其他に於て二億九百萬圓に達するも、此の中約二千七百萬圓は借入金其他の方法に依り、實際市場に募集するものは約一億八千萬圓にして、此程度の公債發行は我市場竝國民の貯蓄力より判斷し、又過去に於ける公債募集の實績に徴して、決して實行困難ならず又之が爲に市場を壓迫するが如き虞なし。尚臨時軍事費關係に於て公債又は借入金を財源とするものは一億圓なるも、右は支出の必要に應じ借入等の方法に依り適宜調達するものなるを以て、之に就ても上述の如き虞なしと答辯したり。第三に今後歳入は減少するに反し歳出は物價騰貴等の關係上膨脹するの傾あり、隨て將來に於ける我財政の基礎は甚だ薄弱にして、遂には行詰りを生ずるの虞なきやとの質問に對しては、大藏大臣は大正十一年度豫算の編成に就ても十分の準備と確信とを有し、尚將來の財政に關しても既定計畫に就て、能ふ限り經費を節約して其の遂行に努むると同時に、新規事業の計畫に對しては事の輕重緩急を圖りて、財源の餘裕ある範圍に於て之を認むる等、時に應じ機に臨みて抑制其の宜しきを制する決心なるを以て、我財政の前途に就て質問者の憂ふるが如き點は之れ無しと答辯したり。其他財界反動の原因及其救濟に關し、或は蠶絲救濟に關し、或は西比利亞撤兵に關し、或は國防計畫に關し、種々重要なる質問應答行はれたり。斯くて委員總會に於ける討論に於て、憲政會の早速整爾君は大正十年度豫算案は財政計畫の根本に於て缺陷を認むるを以て、政府に編成替を求むる爲め之を返付すべしとの動議を提出し、國民黨の鈴木梅四郎君よりも同樣の趣旨に於て返付の動議を提出せられしも採決の結果共に少數を以て否決となり、豫算案全部は大多數を以て可決せられたり。』

尋いで早速整爾及鈴木梅四郎は、豫算の編成替を爲さしむる爲め之を政府に返付すべしとの動議を提出せしが、採決の結果何れも少數を以て右動議は否決せられ、多數を以て豫算案は全部原案の通可決確定したり。

貴族院に於ては二月十二日衆議院より豫算案を受領し、同十六日より引續き豫算委員會を開きて審議を遂げたる結果、豫算案全部衆議院議決の通可決すべきものと決定し、三月十七日豫算委員長子爵前田利定は委員會に於ける審議の結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『大正十年度豫算は其の數額甚だ厖大なりと雖も、其の内容を仔細に點檢すれば政府の新經綸として重要視すべきもの極めて尠少なるを以て、委員會に於ては歳出の方面に就ては問題となりしもの少く、主として歳入方面に就て質問續出せしが、之を要約すれば其の一は歳入の見積過大に失するが故に、將來豫算の實行困難に陥る虞なきや。其の二は政府の採れる公債政策は果して金融市場を壓迫する虞なきや。其の三は一方に於て歳入減少するに反し他方物價騰貴の爲め歳出益〻增大するに於ては、將來財政の行詰りを生ずる虞なきや等の諸點に在りたり。之に對し政府は何れも斯かる危虞の必要なき所以を說明する所ありたり。其の他各般の問題に就て質問應答行はれしが、就中最も重要なるは南滿洲鐵道會社の監督竝に事業經營に關する問題及學校昇格に關する問題の兩者にして、此の兩者に就ては最も多くの時日を費し、且多くの委員より質問續出し、會議は頗る緊迫の狀勢を呈したり。以上の如き質問應答の後豫算案に就き採決の結果、左記の希望決議を附して總て衆議院決議案の通之を可決することに決したり。

近來國家の綱紀漸く弛廢し、外國威の進暢を礙げ、内民心の安定を缺き、征利私を計り義勇奉公の氣節將に萎靡せんとす。國家の大患之に過ぐるものなく、洵に深憂に堪へざるものあり。政府は速に適切の方途に由り時弊を矯正し、庶政を釐革し、公正を主とし民心をして倦怠なからしめんことを望む。

尚豫算總會に於ては各分科主査より希望決議の報告あり、豫算委員會の決議として本會議に報告すべきことを求められしが、豫算總會に諮りし結果何れも承認せられたり。今其の希望決議を列擧すれば左の如し。

第一

大正十年度の歳計豫算を審査するに、歳出は近年頻に膨脹の趨勢を止めず、將來物價騰貴に伴ふ不足、軍艦補充費、社會事業費等幾多增加を來すべきものあり。反之歳入は昨年春以來經濟界の激動、次で一般商工業の不況、貿易の激減、失業者の增加等に伴ひ、將來減退を來すの趨勢を呈するに至れり。之に加ふるに政府の財政計畫は今後年々巨額の公債發行を必要とするものにして、大正十年度歳計豫算の實行は頗る困難なるものと思考せらる。尚ほ同年度豫算總額は未曾有の巨額に上り、我邦の經濟力に比し已に過大の感あり。特に其豫算金額の半額は之を陸海軍費に供用するに至りては、假令國防上已むを得ざるものありとするも、將來國家經濟の發展上頗る惡影響を及ぼすものなきを保し難し。又各特別會計豫算竝に近時府縣市町村費經濟に於ても、歳出の激增により著しく民力壓迫の狀況あるを免れず。右の次第なるを以て政府に於て大正十年度豫算實行上極めて愼重の注意を拂ひ、豫算内に於ても充分節約に力むべきは勿論、將來豫算編成に就ては大正十年度豫算の上に現はれたる不良の趨勢に鑑み大に改善に力められんことを望む。

第二

大正十年度歳計豫算を審査するに、歳出豫算に就て從來數項に分れたるものを一項に合併せられたり。右は取扱を便にし、經費豫算節約の趣旨に出でたるものなるべきも、自然流用自由となるの結果、年度末に至り不要不急の支出の弊に陷るなきを保せず。右は政府に於て嚴重に取締あらんことを望む。

第三

一、現在の高等專門學校に關し、臨時教育會議決定の趣旨に大なる變更を加へんとする場合に於ては、該會議の如き有力なる調査機關の審議に付せられんことを望む。

二、大正十年度文部省豫算は主として高等教育の方面に重きを置き、普通教育を閑却せるの嫌あり。政府は現下一般國民の智德を增進するの緊要なるに顧み、次年度以降に於ては普通教育の發達改善に一層の力を致されんことを望む。

第四

一般會計各省所管内に豫備金の性質に屬するものを置くは穩當を缺くを以て、陸軍省所管歳出臨時部物件費補足は本年度限の費途として之を認むるも、右に關しては政府は左に揭ぐる事項を確守せんことを望む。

一、陸軍に對する臨機の處置として本年度に限定し、後年度再び斯の如き費目を揭げざるこ

と。

二、大藏省政府委員の言明したる五科目に限り必要已むを得ざるに際し補足し、他の費途の補足に充當せざること。

三、事實上若くは結果に於て款項流用の形跡を留めざらしむること。

第五

一、近年我が海軍の經費は異常の膨脹を致せり。當局は我が財政の前途に鑑み鋭意費用節減の途を講ぜられんことを望む。

二、液體燃料問題は我が海軍の前途に横はり重大の意義を有す。當局は鋭意其解決に努められんことを望む。

第六

森林の經營其宜しきを得ると否とは國策上重要の關係を有す。北海道に於ける廣大なる森林は實に我が重要なる國家的資源なれば、政府は内地森林と同樣統一的計畫の下に於て速かに適切なる施設方針を定め、經營上遺憾なきことを期せらるべし。

第七

交通通信機關の機能を發揮し、完全に其效果を收むるは、我産業貿易の發達上必要なるのみならず、一般社會に於て殊に其切要を感ずる所なり。當局者は鋭意此點に力を致し、一般社會をして滿足せしめられんことを望む。

第八

鐵道省所管十年計畫の豫算は大正九年度豫算の執行及本年度豫算追加の實狀に鑑み、大正十一年度以降の年割額に對し更に精密なる調査を遂げ、適當なる計畫を立てられ度く、又は鐵道の改良に關し遺憾なき施設を爲さんことを望む。

第九

南滿洲鐵道株式會社業務の監督其宜しきを得ざるものあるは遺憾の至なり。政府は宜しく其監督機關を整備し、業務の刷新を期せられんことを望む。』

斯くて採決の結果豫算案は多數を以て委員長報告の通即ち全部原案の通可決確定したり。

右貴衆兩院の協贊を經たる大正十年度歳入歳出總豫算は、裁可を經て大正十年三月二十九日左の如く公布せられたり。

大正十年度歳入歳出總豫算表

科目	金額	科目	金額
歳入		鐵業税	八、二七八、〇八〇 円
經常部		兌換銀行券發行税	一、六三四、一二一
租税		酒税	一七、三七七、九九一
地租	七五一、四六四、五三六 円	醬油税	五、八七四、七七八
所得税	七三、九八五、三一五	砂糖消費税	四一、八六六、〇七七
營業税	二六八、〇九九、〇九三	織物消費税	三三、三六〇、八八二
相續税	四八、六七〇、九六九	石油消費税	九七三、二九〇
通行税	五、〇三一、三四四	寶藥營業税	三六一、一五六
	九、三一一、五六四	取引所税	二、四三三、五二一 円
		關税	六九、八七三、〇七〇
		噸税	七五五、三四五
		印紙收入	九〇、一六五、四三三
		印紙收入	九〇、一六五、四三三
		官業及官有財産收入	三三〇、八六八、〇四〇
		郵便電信及電話收入	一八七、一七七、三九六
		森林收入	三一、〇五七、〇〇〇

科目	金額
歳入	
一般会計	
臨時部合計	三、三五三、三五六
前年度剰余金繰入	二、五〇〇、〇〇〇
前年度剰余金繰入	二、五〇〇、〇〇〇
前年度剰余金繰入	五五、三五六
道路公債及繰替借入金	四五〇、〇〇〇
電信事業公債及繰替借入金	九〇、〇〇〇
電話事業公債及繰替借入金	三四〇、〇〇〇
陸軍省繰替補充資金繰入	四〇〇、〇〇〇
学校及図書館資金繰入	四〇〇、〇〇〇
森林資金繰入	六五〇、〇〇〇
公債金	二、三五〇、〇〇〇
特別会計繰入金	八五二、六〇〇
造幣局資金繰入	五七〇、〇〇〇
印刷局資金繰入	一二四、三五〇
専売収入金	一、〇〇〇
寄附金	一、〇〇〇
歳出	
経常部	
官有財産売払代金	四五〇、〇〇〇

科目	金額
歳出	
経常部	
官有財産売払代金	四五〇、〇〇〇
在外公館費	一、〇四一、〇〇〇
在外公館	六六、〇〇〇
在外公館及在外国民取締費	二、六四〇

科目	金額
國會事務費	
行政裁判費	
會計檢査費	
衆議院議員歲費	
衆議院事務費	
衆議院職員俸給	
衆議院雇員給料	
衆議院諸給與	
衆議院旅費	
衆議院庁費	
衆議院雜費	
貴族院議員歲費	
貴族院事務費	
貴族院職員俸給	
貴族院雇員給料	
貴族院諸給與	
貴族院旅費	
貴族院庁費	
貴族院雜費	
樞密院事務費	
樞密院職員俸給	
樞密院雇員給料	
樞密院諸給與	
樞密院旅費	
樞密院庁費	
樞密院雜費	
内閣事務費	
内閣職員俸給	
内閣雇員給料	
内閣諸給與	
内閣旅費	
内閣庁費	
内閣雜費	
内閣統計局費	
内閣印刷局費	
内閣恩給金	
内閣恩賜金	
内閣賞與金	
内閣救助金	
内閣救恤金	
内閣退隱料	
内閣退職手當	
内閣遺族扶助料	
内閣遺族一時扶助料	
内閣遺族一時金	
内閣遺族年金	
内閣遺族加給金	
内閣遺族加給年金	
内閣遺族扶助料	
内閣遺族一時扶助料	
内閣遺族一時金	
内閣遺族年金	
内閣遺族加給金	
内閣遺族加給年金	
内閣傷病賜金	
内閣傷病賜金年金	
内閣傷病賜金一時金	
内閣傷病賜金加給金	
内閣傷病賜金加給年金	
内閣傷病賜金一時加給金	
内閣傷病賜金扶助料	
内閣傷病賜金一時扶助料	
内閣傷病賜金加給扶助料	
内閣傷病賜金一時加給扶助料	
内閣埋葬料	
内閣埋葬一時金	
内閣埋葬加給金	
内閣埋葬一時加給金	
内閣埋葬扶助料	
内閣埋葬一時扶助料	
内閣埋葬加給扶助料	
内閣埋葬一時加給扶助料	
内閣遺族埋葬料	
内閣遺族埋葬一時金	
内閣遺族埋葬加給金	
内閣遺族埋葬一時加給金	
内閣遺族埋葬扶助料	
内閣遺族埋葬一時扶助料	
内閣遺族埋葬加給扶助料	
内閣遺族埋葬一時加給扶助料	
内閣遺族扶助料	
内閣遺族一時扶助料	
内閣遺族加給扶助料	
内閣遺族一時加給扶助料	
内閣遺族加給金	
内閣遺族一時加給金	
内閣遺族加給年金	
内閣遺族一時加給年金

科目	金額
恩賜公債金	一〇〇、〇〇〇
恩賜金利子	六〇、〇〇〇
雑収入	一、〇〇〇
前年度剰余金	三、〇〇〇、〇〇〇
合計	三、一六一、〇〇〇

科目	金額
裁判所及監獄費	一、七一〇、七六〇
裁判所及監獄費給与	一、五一〇、七六〇
裁判所及監獄費賞与	二〇〇、〇〇〇
裁判所及監獄費恩給	一、〇〇〇
裁判所及監獄費退隠料	一、〇〇〇
裁判所及監獄費遺族扶助料	一、〇〇〇
裁判所及監獄費賞与	一、〇〇〇
裁判所及監獄費雑給	一、〇〇〇
裁判所及監獄費雑給	一、〇〇〇
裁判所及監獄費雑給

科目	金額
農商務省所管	
本省	
事務費	一、六六六、四四四円
農務局	
事務費	一、三五〇、〇〇〇
試験場費	一、二六〇、〇〇〇
蚕業試験場費	六三〇、〇〇〇
蚕業講習費補助	三六〇、〇〇〇
産業組合中央会補助	一二〇、〇〇〇
水産講習所	
事務費	一、二六五、六四〇
水産試験場費	一、〇八〇、〇〇〇
水産講習費補助	一八〇、〇〇〇
漁業組合中央会補助	一二〇、〇〇〇
臨時漁業調査費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業取締費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業保護費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業奨励費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業調査所費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業試験場費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業講習所費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業保護施設費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業取締船費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業保護船費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業奨励施設費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時漁業奨励船

科目	金額
臨時平和條約事務局費	三七、四〇〇、〇〇〇圓
俸給	七、四〇〇、〇〇〇
事務費	二、五〇〇、〇〇〇
雇人取締費	四、八七〇、〇〇〇
在留島民雇人取締費	四、八七〇、〇〇〇
混合仲裁裁判所費	三、六五〇、〇〇〇
混合仲裁裁判所費	三、六五〇、〇〇〇
在留島民雇人取締費	四、八七〇、〇〇〇
在留島民雇人取締費	四、八七〇、〇〇〇
混合仲裁裁判所費	三、六五〇、〇〇〇
合計	**三、三〇、三〇〇、〇〇〇圓**
内務省所管	
補助費	
港湾改良費補助	七、〇〇〇、〇〇〇圓
水道鉄道管理費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
河川改修費補助	一、六〇〇、〇〇〇
港湾改良費補助	一、二〇〇、〇〇〇
神職養成及神社調査費	一、〇〇〇、〇〇〇
土木費借入金利子補給	一、三六〇、〇〇〇
横浜市電気軌道補給	一、三五〇、〇〇〇
北海道拓殖銀行補給	一、〇〇〇、〇〇〇
治水事業費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
港湾修築費補助	九〇〇、〇〇〇
神職養成及神社調査費	八〇〇、〇〇〇
横浜市電気軌道補給	七〇〇、〇〇〇
北海道拓殖銀行補給	六〇〇、〇〇〇
港湾修築費	五〇〇、〇〇〇
港湾修築費	四〇〇、〇〇〇
港湾修築費	三〇〇、〇〇〇
港湾修築費	二〇〇、〇〇〇
港湾修築費	一〇〇、〇〇〇
港湾修築費	一〇〇、〇〇〇
港湾修築費	一

科目	金額
國會	
參議院	
衆議院	
會計檢查院	
內閣	
內閣臨時法制局	
內閣臨時法制局經費	八六六、九四円
內閣臨時統計局	
內閣臨時統計局經費	五三〇、〇〇〇
內閣臨時法制審議會	
內閣臨時法制審議會經費	二、三二〇、〇〇〇
內閣臨時產業調查局	
內閣臨時產業調查局經費	一、〇〇〇、〇〇〇
中央諮詢官衙建築調查費	一〇〇、〇〇〇
特別會計整理費	
特別會計整理費補充金	五〇〇、〇〇〇
朝鮮總督府特別會計整理費補充金	三、〇〇〇、〇〇〇
臨時軍事費特別會計整理費補充金	五、〇〇〇、〇〇〇
樞密院	
樞密院經費	四〇〇、〇〇〇
樞密院臨時諮詢費	二、〇〇〇、〇〇〇
內閣恩給金	
內閣恩給金補充金	四〇〇、〇〇〇
內閣國債整理基金	
內閣國債整理基金補充金	四、〇〇〇、〇〇〇
內閣太平洋島嶼經營費補充金	二、〇〇〇、〇〇〇
內閣國債償還金	
內閣國債償還金補充金	三、〇〇〇、〇〇〇
內閣森林資金	
內閣森林資金返還金	一、六七三、〇〇〇
內閣造幣局設備鐵道費	
內閣造幣局設備鐵道費補充金	一、六七三、〇〇〇
內閣臨時統計調查費	
內閣臨時統計調查費補充金	三、六七三、〇〇〇
內閣印刷局	
內閣印刷局經費	五〇〇、〇〇〇
內閣印刷局設備費	
內閣印刷局設備費補充金	一、〇〇〇、〇〇〇
內閣印刷局建築費	
內閣印刷局建築費補充金	一、〇〇〇、〇〇〇
內閣官報局	
內閣官報局經費	四〇〇、〇〇〇
內閣官報局設備費	
內閣官報局設備費補充金	一〇〇、〇〇〇
內閣官報局建築費	
內閣官報局建築費補充金	一〇〇、〇〇〇
內閣臨時國勢調查局	
內閣臨時國勢調查局經費	一、〇〇〇、〇〇〇
內閣臨時國勢調查局設備費	
內閣臨時國勢調查局設備費補充金	一〇〇、〇〇〇
內閣臨時國勢調查局建築費	
內閣臨時國勢調查局建築費補充金	一〇〇、〇〇〇
內閣臨時恩給局	
內閣臨時恩給局經費	一、〇〇〇、〇〇〇
內閣臨時恩給局設備費	
內閣臨時恩給局設備費補充金	一〇〇、〇〇〇
內閣臨時恩給局建築費	
內閣臨時恩給局建築費補充金	一〇〇、〇〇〇
內閣臨時北海道開拓費	
內閣臨時北海道開拓費補充金	一、〇〇〇、〇〇〇
內閣臨時北海道鐵道敷設費	
內閣臨時北海道鐵道敷設費補充金	一、〇〇〇、〇〇〇
內閣臨時北海道鐵道建築費	
內閣臨時北海道鐵道建築費補充金	一、〇〇〇、〇〇〇
內閣臨時北海道鐵道改良費	
內閣臨時北海道鐵道改良費補充金	一、〇〇〇、〇〇〇

科目	金額
移動式機械測器費	一、三六八、四八一
移動式機械操縦器械測器費	一、三六八
市島守備軍民政部費	三、三五九、三五九
市島守備軍民政部費	三、三五九、三五九
市島守備軍民政部費	三、三五九、三五九
特件費	一〇、〇〇〇、〇〇〇
特件費	一〇、〇〇〇、〇〇〇
特件費	三、三五九、三五九
特件費	三、三五九、三五九
特件費	三、三五九、三五九

科目	金額
海外電線保護費	三六九六円
特別測量費	一〇〇〇
建造物及國有林野調査費	一六九六円
營繕費	五五〇〇
受託調査費	四五四二
鉄道建設及改良費	四三五八四四
東京工業試驗所新營費	二三五〇
燃料研究所新營費	五五〇
水産講習所新營費	一〇〇
特許局陳列館改築費	一〇〇
修繕費	二八四四三
鉄道所属建物修繕費	三五七四三
臨時雇員給與	一五〇〇
臨時雇員旅費	三〇〇
臨時雇員賃金	三〇〇
臨時在外研究員給與	二四〇〇
臨時在外研究員旅費	二四〇〇
臨時在外研究員賃金	二四〇〇
臨時傭員給與	一六〇〇
臨時傭員旅費	一六〇〇
臨時傭員賃金	一六〇〇
事務費	四八〇〇
雑給	三〇〇〇
雑支出	五〇〇
雑収入	一〇〇
計	三六九六円

科目	金額
東京商科大學支出金	一六九六円
學校及圖書館支出金	一〇〇〇
計	一六九六円
農商務省所管	
合計	一六九六円
遞信省所管	
合計	一〇、五六九六円

科目	金額
國有林野及經營費	六三五六円
歐洲戰役ニ關スル工事費	一〇、一〇〇
製鐵所修繕費	六、〇〇〇
特許局陳列館新營費	一〇〇
水産講習所試驗部新營費	一〇〇
燃料研究所新營費	五五〇
東京工業試驗所新營費	一〇〇
鉄道所属建物及國有林野調査費	一六九六円
受託調査費	四五四二
鉄道建設及改良費	四三五八四四
海外電線保護費	三六九六円
特別測量費	一〇〇〇
營繕費	二八四四三
臨時雇員給與	一五〇〇
臨時雇員旅費	三〇〇
臨時雇員賃金	三〇〇
臨時在外研究員給與	二四〇〇
臨時在外研究員旅費	二四〇〇
臨時在外研究員賃金	二四〇〇
臨時傭員給與	一六〇〇
臨時傭員旅費	一六〇〇
臨時傭員賃金	一六〇〇
事務費	四八〇〇
雑給	三〇〇〇
雑支出	五〇〇
雑収入	一〇〇
計	三六九六円

科目	金額
東京商科大學支出金	一六九六円
學校及圖書館支出金	一〇〇〇
計	一六九六円
農商務省所管	
合計	一六九六円
遞信省所管	
合計	一〇、五六九六円

科目	金額
鉄道建設及改良費	一〇、一〇〇円
鉄道補助	六、〇〇〇
漁港修築費	一〇〇
漁業組合事業改良奨勵費	一〇〇
水産物檢査費	一〇〇
水産試驗場及水産講習所新營費	一〇〇
水産調査費	一〇〇
水産奨勵費	一〇〇
水産補助費	一〇〇
水路及燈臺新設費	一〇〇
水路及燈臺修繕費	一〇〇
水路調査費	一〇〇
水路測量費	一〇〇
水路標識新設費	一〇〇
水路標識修繕費	一〇〇
水路標識調査費	一〇〇
水路標識測量費	一〇〇
水路補助費	一〇〇
水路補助標識新設費	一〇〇
水路補助標識修繕費	一〇〇
水路補助標識調査費	一〇〇
水路補助標識測量費	一〇〇
水路補助費	一〇〇
水路補助標識補助費	一〇〇
水路補助標識補助標識新設費	一〇〇
水路補助標識補助標識修繕費	一〇〇
水路補助標識補助標識調査費	一〇〇
水路補助標識補助標識測量費	一〇〇
水路補助標識補助標識補助費	一〇〇
水路補助標識補助標識補助標識新設費	一〇〇
水路補助標識補助標識補助標識修繕費	一〇〇
水路補助標識補助標識補助標識調査費	一〇〇
水路補助標識補助標識補助標識測量費	一〇〇
水路補助標識

科目	金額
事業費	
電信鐵道及改良費	九六、〇〇〇、〇〇〇圓
俸給	一、六四〇、〇〇〇
事務費	九六〇、〇〇〇
臨時外國行諸費	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時米通信事業視察費	一〇〇、〇〇〇
臨時通信費	四五五、〇〇〇
臨時電氣工業用發電水力調査費	四五五、〇〇〇
俸給	九三〇、〇〇〇
事業費	一、六四〇、〇〇〇
船舶試驗設備費	三〇〇、〇〇〇
郵便事業五十年記念費	五〇、〇〇〇
郵便事業五十年記念費	五〇、〇〇〇
船舶漁業吃水線指定費	六一〇
俸給	四、五〇〇
事務費	一、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇
國債事務費	
總計	一、〇〇〇、〇〇〇
歲出總計	一、〇〇〇、〇〇〇

科目	金額
器具機械設備費	三、六三〇、〇〇〇圓
電信電話裝置改良研究費	三、〇〇〇、〇〇〇
電信電話裝置改良研究費	三、〇〇〇、〇〇〇
電信電話發展改良研究費	三、〇〇〇、〇〇〇
受託造修費	四、六〇〇、〇〇〇
受託造修費	四、六〇〇、〇〇〇
事業費	四五五、〇〇〇
俸給	四五五、〇〇〇
電氣工業用發電水力調査費	四五五、〇〇〇
事業費	九一〇、〇〇〇
俸給	九一〇、〇〇〇
事業費	三、六四〇、〇〇〇圓
器具機械設備費	三、六三〇、〇〇〇

科目	金額
臨時外國行諸費	一、〇〇〇、〇〇〇圓
臨時米通信事業視察費	一〇〇、〇〇〇
臨時通信費	四五五、〇〇〇
臨時電氣工業用發電水力調査費	四五五、〇〇〇
俸給	九一〇、〇〇〇
事業費	一、六四〇、〇〇〇
船舶試驗設備費	三〇〇、〇〇〇
郵便事業五十年記念費	五〇、〇〇〇
郵便事業五十年記念費	五〇、〇〇〇
船舶漁業吃水線指定費	六一〇
俸給	四、五〇〇
事務費	一、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇
國債事務費合計	
總計	一、〇〇〇、〇〇〇
歲出總計	一、〇〇〇、〇〇〇

科目	金額
器具機械設備費	三、六三〇、〇〇〇圓
特殊無線電信局設置費	三、〇〇〇、〇〇〇
恩給更正費	三、〇〇〇、〇〇〇
恩給更正費	四、六〇〇、〇〇〇
行賞賜金取扱費	四、六〇〇、〇〇〇
行賞賜金取扱費	四五五、〇〇〇
貯金爲替金取扱費	四五五、〇〇〇
臨時通信費	九一〇、〇〇〇
臨時通信費	一、六四〇、〇〇〇
船舶試驗設備費	三〇〇、〇〇〇
郵便事業五十年記念費	五〇、〇〇〇
郵便事業五十年記念費	五〇、〇〇〇
船舶漁業吃水線指定費	六一〇
俸給	四、五〇〇
事務費	一、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇
國債事務費合計	
總計	一、〇〇〇、〇〇〇
歲出總計	一、〇〇〇、〇〇〇

科目	金額
下關港修築費	六一〇、〇〇〇圓
清水港修築費	三五〇、〇〇〇
北海道土地改良費	五五〇、〇〇〇
鐵道港灣修築費	八四五、〇〇〇
神宮式年遷宮費	一、三五〇、〇〇〇
金庫新築費	一、六二〇、〇〇〇
住吉神社參道擴張費	二五〇、〇〇〇
小笠原島水產調查費	一〇五、〇〇〇
印刷局設備費	三五〇、〇〇〇
神戶稅關陸上設備費	九五、〇〇〇
門司稅關陸上設備費	三八〇、〇〇〇
調量費	二五、〇〇〇
札幌控訴院建築費	一四〇、〇〇〇
釧路分監建築費	二五〇、〇〇〇
特許局陳列館改築費	三五〇、〇〇〇
小笠原島航路標識新設費	一四〇、〇〇〇
坊ノ岬燈臺新設費	二六〇、〇〇〇
船舶試驗場設置費	三五〇、〇〇〇
計	六、〇〇〇、〇〇〇
合	

科目	金額
下關港修築費	六一〇、〇〇〇圓
清水港修築費	三五〇、〇〇〇
北海道土地改良費	五五〇、〇〇〇
鐵道港灣修築費	八四五、〇〇〇
神宮式年遷宮費	一、三五〇、〇〇〇
金庫新築費	一、六二〇、〇〇〇
住吉神社參道擴張費	二五〇、〇〇〇
小笠原島水產調查費	一〇五、〇〇〇
印刷局設備費	三五〇、〇〇〇
神戶稅關陸上設備費	九五、〇〇〇
門司稅關陸上設備費	三八〇、〇〇〇
調量費	二五、〇〇〇
札幌控訴院建築費	一四〇、〇〇〇
釧路分監建築費	二五〇、〇〇〇
特許局陳列館改築費	三五〇、〇〇〇
小笠原島航路標識新設費	一四〇、〇〇〇
坊ノ岬燈臺新設費	二六〇、〇〇〇
船舶試驗場設置費	三五〇、〇〇〇
計	六、〇〇〇、〇〇〇
合	

新規繼續費表

事項	總額	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	自同十五年度至同二十二年度
在安東領事館新築費	三、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓
江合鳴瀨兩川改修費	四、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓
下關港修築費	三、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓

第二款　追加豫算

大正十年度總豫算に對する追加豫算は、第四十四回帝國議會に於て四件、第四十五回帝國議會に於て三件提出せられたり。今其の內容及之が審議の經過を說明すれば左の如し。

第一　第四十四回帝國議會提出追加豫算

(一)本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各三百二十六萬六千二十三圓にして、右は前年度剩餘金繰入を財源と爲し、海軍省所管歳出臨時部に於て、皇太子殿下海外へ御旅行の爲め御乘艦及供奉艦として軍艦二隻派遣に要する經費を計上せるものなり。本豫算案は大正十年二月十五日衆議院に提出せられしが衆議院は同月十七日、貴族院は同月十八日何れも全會一致を以て原案の通可決確定せしを以て、裁可を經て三月二十九日公布せられたり。

(二)本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各千七百八十八萬千五圓にして、其の追加を要する事項金額の重なるものを擧ぐれば左の如し。

歳入經常部	
特許料等の增收竝齒科醫師及藥劑師試驗料增收に依る印紙收入の增加	二三六、二七五円
歳入臨時部	
前年度剩餘金繰入の增加	一七、六四四、七三〇
歳出經常部	
外務省所管	
國際聯盟常設帝國事務局費	三〇四、二七〇
國債整理基金繰入の增加	一、七五八、六三五円
文部省所管	
萬國理學文書目錄編纂費分擔金の增加	一六、〇五一
農商務省所管	
特許法其他改正に伴ふ經費	一三八、五三二
移入植物取締費の增加	二八、七三〇

獸疫血清製造及購入費の增加	三六、二五四
歳出臨時部	
外務省所管	
在汕頭領事館新築費	二〇〇、〇〇〇
東亞同文會事業費補助	一五〇、〇〇〇
同仁會事業費補助	五〇、〇〇〇
日露協會學校補助	五〇、〇〇〇
講和條約實施委員派遣費	二、三六一、一五〇
國際勞働會議參列費	四五〇、二七八
國際聯盟事務局費分擔金	四〇一、五八八
在墺國公使館設備費	三〇、〇〇〇
在外公館臨時諸費	一七〇、〇〇〇
內務省所管	
山形縣縣債利子補給	二二、八四八
府縣風水害旅費	九四、〇一五
茨城外九縣災害土木費補助	六、六〇三、〇〇〇
北海道災害復舊費	一五七、三八六
北海道災害土木費補助	五九〇、七二一
小笠原島災害復舊費	八〇、〇〇〇
移殖民保護費	一〇〇、〇〇〇
臨時教育行政調查會諸費	三九、五〇三
國勢調查記念章調製費	四八八、六八〇
陸軍省所管	
奥羽種馬牧場其他火災復舊費	一四、七七〇
海軍省所管	
馬公要港部建造物風水害復舊費	二三、〇一〇
吳鎭守府管內風水害復舊費	八四、〇〇〇
鎭海要港部官舍火災復舊費	一七、九一八
舞鶴鎭守府管內雪害復舊費	二二、一一三
司法省所管	
供託局設置準備費	一五〇、二七〇
文部省所管	
齒科醫師及藥劑師試驗費の增加	三五、七七六
日華學會補助	一五〇、〇〇〇
各種萬國會議參列費	四五、五〇六
萬國理學文書目錄編纂資金分擔金	三三、一九五
農商務省所管	
獸疫調查所新營費	一四、四〇〇
特許局廳舍改築費	三〇〇、〇〇〇

植物檢查所新營費	七〇、〇〇〇円
花蓮檢查所新營費	一、四〇〇、〇〇〇
國際勞働會議參列準備費	六、八五〇
水產講習所其他火災復舊費	一六二、九〇〇

遞信省所管

右追加豫算案は大正十年三月十七日衆議院に提出せられたり。衆議院に於ては同豫算案中歳出臨時部大藏省所管に於て臨時教育行政調査會諸費三萬九千五百三圓を削除するの修正案提出せられしも、採決の結果少數にて否決となり、豫算案は三月十八日全部原案の通可決確定せられしを以て、裁可を經て三月三十一日公布せられたり。

(二)本議會提出の第三號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各五萬九千五百十五圓にして右は前年度剩餘金繰入を財源と爲し、陸軍省所管歳出經常部に於て陸軍軍法會議法實施準備に要する經費四萬五千八百二十八圓、海軍省所管歳出臨時部に於て海軍軍法會議法實施に要する經費一萬三千六百八十七圓を計上せしものなり。

(四)本議會提出の第四號追加豫算案に計上する所の金額は歳入百萬千百四十五圓、歳出四十七萬五千四百五十圓にして、其の追加を要する事項金額は左の如し。

歳入經常部

關稅の增加	九八一、八二五円
稅關雜收入の增加	一九、三二〇

歳出經常部

關稅定率法改正に伴ふ經費	一一六、六八五円

歳出臨時部

大藏省所管

電信線路移築費	四七、七三四円
海底電線修理費	三四、八九七
大阪遞信局工務課廳舍新營費	三〇〇、〇〇〇
電信電話風水害其他復舊費	六一七、二三〇

農商務省所管

製鐵業奬勵法改正に伴ふ經費　二五四、一一一

右第三號及第四號追加豫算案は大正十年三月二十二日、衆議院に提出せられしが、衆議院は同月二十三日、貴族院は同月二十六日何れも異議なく原案の通可決確定せしを以て、裁可を經て三月三十一日公布せられたり。

以上第四十四回帝國議會の協賛を經たる一般會計追加豫算案四件を一括表揭すれば左の如し。

大正十年度歳入歳出總豫算追加表（一）

科目	金額	科目	金額
歳入		前年度剩餘金繰入	二〇、九七〇、二六八円
經常部		前年度剩餘金繰入	二〇、九七〇、二六八
租稅	九八一、八二五円	**歳入總計**	**三、二〇七、六八八**
關稅	九八一、八二五	**歳出**	
印紙收入	三五六、二五五	**經常部**	
印紙收入	三五六、二五五	**外務省所管**	
雜收入	一九、三二〇	國際會議諸費	三〇四、二七〇
稅關雜收入	一九、三二〇	國際聯盟常設帝國事務局費	三〇四、二七〇
經常部合計	**一、三二七、四二〇**	**大藏省所管**	
臨時部		大藏本省	一九、九七〇
		俸給	八、四六〇円
		事務費	九、七九九
		萬國協約分擔金	一、七二二
		關稅	九八、四四六
		俸給	四八、八八〇
		事務費	三〇、二五六
		特派官吏費	一九、三二〇
		國債整理基金繰入	一、七五八、六五五
		國債整理基金繰入	一、七五八、六五五
		合計	**一、八七七、〇五一**

造船鐵材調査費　七二、七一〇

科目	金額
陸軍省所管	
軍事費	九億八千万円
軍備費	四億六千万円
海軍省所管	
軍事費	一億七千万円
軍備費	四億六千万円
文部省所管	
本省経費	一千三百万円
国庫補助費	一億二千万円
外務省所管	
本省経費	一千三百万円
在外公館経費	一千三百万円
在外公館臨時諸費	一千三百万円
在外公館設備費	一千三百万円
在外公館修繕費	一千三百万円
在外公館借入金利子補給	一千三百万円
内務省所管	
地方費補助	一千三百万円
災害土木費補助	一千三百万円
災害土木費補助	一千三百万円
災害土木

科目	金額	科目	金額
水產講習所其他火災復舊費	一六二、六〇〇円	營繕費	四〇〇、〇〇〇円
合計	二、三〇八、三二一	新營費	四〇〇、〇〇〇
遞信省所管		災害費	六一七、三〇〇
電信電話營繕費	六二、六二一	電信電話風水害其他復舊費	六一七、三〇〇
電信電話營繕費	六二、六二一	造船鐵材調查費	七二、七一〇
		造船鐵材調查費	七二、七一〇
		合計	一、〇四二、四二〇
		臨時部合計	一二、三一一、三四〇
		歳出總計	三一、六二一、二四二

第二　第四十五回帝國議會提出追加豫算

（一）本議會提出の第一號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各八萬圓にして、右は前年度剩餘金繰入を財源と爲し、大藏省所管歳出臨時部に於て公爵山縣有朋國葬費を計上したるものなり。本追加豫算案は大正十一年二月二日衆議院に提出せられしが、衆議院は同月三日多數を以て原案の通可決し、貴族院は同日全會一致を以て原案の通可決確定せしを以て、裁可を經て二月三日公布せられたり。

（二）本議會提出の第二號追加豫算案に計上する所の金額は歳入歳出各三十八萬八千九百三十三圓にして、右は前年度剩餘金繰入を財源と爲し、外務省所管歳出臨時部に於てゼノア經濟財政會議參列費二十萬千六百六十圓、内務省所管歳出臨時部に於て英國皇太子殿下御來遊に伴ふ歡迎諸費十八萬七千二百七十三圓を計上したるものなり。本追加豫算案は大正十一年二月十五日衆議院に提出せられしが、衆議院に於ては同月十七日、貴族院に於ては同月二十五日何れも原案の通可決確定せられしを以て、裁可を經て三月二日公布せられたり。

（三）本議會提出の第三號追加豫算案に計上する所の金額は歳入六百六萬七千三百六十八圓、歳出六百五十九萬三千六十三圓にして、歳入歳出差引歳入不足額五十二萬五千六百九十五圓は、第四十四回帝國議會の協賛を經たる第四號追加豫算に於ける歳入超過額を以て之を支辨するの計畫なり。今其の追加を要する事項金額の重なるものを擧ぐれば左の如し。

歳入臨時部	
前年度剩餘金繰入	六、〇六七、三六八円
歳出經常部	
外務省所管	
在外公館電信料の增加	五〇〇、〇〇〇
内務省所管	
徵兵檢丁及新兵旅費の增加	三一三、四三〇
警察費連帶支辨金の增加	八五三、四〇〇
大藏省所管	
内閣事務費の增加	五、〇〇〇
貴族院事務費の增加	四七、七四四
衆議院事務費の增加	九五、三二〇
内國稅徵收費委員會費の增加	一三五、八九三
海軍省所管	
患者費の增加	四八、一四六
司法省所管	
在監人費の增加	四二九、〇九八
農商務省所管	
萬國協約金分擔金の增加	二三、二二九
遞信省所管	
恩給の增加	三、二五六、四八一
歳出臨時部	
内務省所管	
群馬外十一縣に於ける災害復舊工事費借入金利子補給の增加	五五七、九二一
神宮御修造諸費	五九、〇九九
府縣風水害旅費	六七、二二八
陸軍省所管	
流行性感冒治療諸費	五五、一〇〇
海軍省所管	
航空勤務遭難者保護賜金	一三、〇〇〇

萬國農事協會委員派遣費　一、九〇二円

遞信省所管

海底電線修理費　一二七、七六九

右追加豫算案は大正十一年二月二十三日衆議院に提出せられしが、衆議院に於ては三月二日、貴族院に於ては三月十六日、何れも原案の通可決せられしを以て、裁可を經て三月二十二日公布せられたり。

以上第四十五回帝國議會の協賛を經たる一般會計追加豫算三件を一括表揭すれば左の如し。

大正十年度歳入歳出總豫算追加表（二）

科目	金額
歳入	
臨時部	
前年度剩餘金繰入	六、三五六、三〇一円
前年度剩餘金繰入	六、三五六、三〇一
歳出	
經常部	
外務省所管	
在外公館	
電信料	五〇〇、〇〇〇
内務省所管	
徴兵費	
徴兵費	五〇〇、〇〇〇
内閣	
事務費	三二、三三〇円
貴族院	
事務費	八三五、四〇〇
衆議院	
事務費	九五、三三〇
内國稅徴收費	一三五、八五五
委員會費	一三五、八五五
合計	二六五、九七〇
大藏省所管	
印刷局	
事務費	四八、一四六
專賣局	
事務費	四八、一四六
造幣局	
事務費	四三九、〇九八
監獄	
事務費	四七、七四四
造幣局	
事務費	五五、一〇〇
在監人費	四二九、〇九八
農商務省所管	
農商務本省	
萬國協約分擔金	三三、三二九
遞信省所管	
年金及恩給	
恩給	三、三五六、四八二
經常部合計	三、三五六、四八二
臨時部	
外務省所管	
國際會議參列費	二〇二、六五〇
ゼノア經濟財政會議參列費	二〇二、六五〇
内務省所管	
補助費	
土木費借入金利子補給	五五七、九三二
造神宮使廳	五九、〇九九
御修造諸費	五九、〇九八
災害費	
府縣風水害旅費	六七、三三八
國賓歡迎費	一八七、三五二
國賓歡迎費	一八七、三五二
合計	八七一、五三一
大藏省所管	
特設金庫諸費	
國葬費	四八六
特設金庫諸費	四八六
遞信省所管	
電信電話普緒費	八〇、〇〇〇
電信電話普緒費	八〇、〇〇〇
合計	八〇、四八六
陸軍省所管	
流行性感冒治療諸費	五五七、九三二
流行性感冒治療諸費	五五七、九三二
海軍省所管	五九、〇九九
航空勤務遭難者保護賜金	六七、三三八
航空勤務遭難者保護賜金	六七、三三八
文部省所管	
中央氣象臺附屬臨時測候所費	一八七、三五二
俸給	一八七、三五二
事務費	八七一、五三一
農商務省所管	
臨時外國行旅費	四八六
萬國農事協會委員派遣費	四八六
遞信省所管	
電信電話普緒費	八〇、〇〇〇
電信電話普緒費	八〇、〇〇〇
臨時部合計	八〇、四八六
歳出總計	五五、一〇〇
監獄	五五、一〇〇
事務費	五五、一〇〇

以上第四十四・四十五兩議會の協賛を經たる追加豫算額を、其の本豫算額に加算して、大正十年度總豫算の總額を示せば左の如し。

大正十年度歳入歳出總豫算總計表

航空勤務遭難者保護賜金	一三、〇〇〇
航空勤務遭難者保護賜金	一三、〇〇〇
文部省所管	
中央氣象臺附屬臨時測候所費	二、八一七
俸給	六六五
事務費	二、一五二
農商務省所管	
臨時外國行旅費	一、九〇二
萬國農事協會委員派遣費	一、九〇二
遞信省所管	
電信電話普緒費	二七、五九九
電信電話普緒費	二七、五九九
臨時部合計	一、三五四、二五五
歳出總計	七、〇六一、九九六

區分		本豫算額	第四十四議會追加豫算額	第四十五議會追加豫算額	總計
歳入	經常部	一、二三七、二一九、二〇八円	一、二三七、四二〇円	○円	一、二三八、四五六、六二八円
	臨時部	三二五、三二三、五八九	二〇、九七〇、二六八	六、五三六、三〇一	三五二、八三〇、一五八
	合計	一、五六二、五四二、七九七	二二、二〇七、六八八	六、五三六、三〇一	一、五九一、二八六、七八六
歳出	經常部	九〇二、九四〇、八二三	二、四六〇、四〇三	五、七〇七、七四一	九一一、一〇八、九六七
	臨時部	六五九、六〇一、九七四	一九、二二一、五九〇	一、三五四、二五五	六八〇、一七七、八一九
	合計	一、五六二、五四二、七九七	二一、六八一、九九三	七、〇六一、九九六	一、五九一、二八六、七八六

第三款　豫備金支出

大正十年度第一豫備金の豫算額は六百萬圓にして、大正十年勅令第二百五十九號に依り之を各費途に補充したる金額は五百九十九萬九千九百九十三圓九十八錢なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、外務本省及在外公館電信料・檢丁及新兵旅費・傳染病豫防檢疫諸費・褒賞費・織物組合交付金・陸軍一年志願兵諸費・退官及死亡賜金・裁判及登記諸費・在監人費・染料及火藥・爆藥原料製造奬勵金・獸疫費及害蟲驅除豫防費等なり。

大正十年度第二豫備金の豫算額は八百萬圓にして、之を以て豫算外に生じたる必要の費途に充用したる金額は七百八十三萬五千四十六圓なり。今其の支出の重要なる事項を擧ぐれば、國際聯盟總會參列費・國際通信豫備會議參列費・華盛頓會議參列費・在外鮮人保護取締費・神宮御修造諸費・風水害復舊費・火災復舊及應急諸費・汎太平洋敎育會議參列費・伯剌西爾國獨立百年祭記念內國博覽會參同費・海底電信線修繕費等なり。

右大正十年度豫備金支出の件に關しては、政府は第四十六回帝國議會の事後承諾を求むる爲め大正十二年二月十日之が總計算書を衆議院に提出せしが、衆議院は三月九日、貴族院は三月二十一日何れも異議なく全部承諾を與ふることに決定したり。

第四款　決　算

大正十年度の歳入歳出總決算に計上する所の經常部歳入額は十二億八千三百八十一萬二千五百二圓七十一錢、臨時部歳入額は七億八千百八十九萬八千六百七十一萬千百八十五圓六十五錢二厘にして、之に對する經常部歳出額は八億四千百七十四萬九千八百六十圓五十五錢八厘、臨時部歳出額は六億四千八百十萬五千七百五十二圓六十八錢七厘歳出合計十四億八千九百八十五萬五千六百十三圓二十四錢五厘なり。故に歳入歳出差引五億七千五百八十五萬五千五百七十二圓四十錢七厘の剩餘を生じたり。該剩餘金は大正十年法律第四十二號會計法第二十六條に依り、之を大正十一年度の歳入に繰入せり。今右決算額を豫算額に比較して其の大要を說明すれば左の如し。

第一　歳　入

大正十年度歳入の決算額二十億六千五百七十一萬千百八十五圓六十五錢二厘を以て、其の豫算額

十五億九千百二十八萬六千七百八十六圓に對比すれば、四億七千四百四十二萬四千三百九十九圓六十五錢二厘を增加せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常歳入の決算額は十二億八千三百八十一萬二千五百二圓七十一錢にして、之を其の豫算額十二億三千八百四十五萬六千六百二十八圓に對比すれば、四千五百三十五萬五千八百七十四圓七十一錢を增加し、臨時部歳入の決算額は七億八千百八十九萬八千六百八十二圓九十四錢二厘にして、之を其の豫算額三億五千二百八十三萬百五十八圓に對比すれば、四億二千九百六萬八千五百二十四圓九十四錢二厘を增加せり。今歳入の增減を生じたる重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）經常部

租稅は有稅品の輸入多かりし等の爲め關稅の收入增加せしと、課稅標準額の多かりしが爲め營業稅の收入增加せしと、課稅價額の多かりしが爲め織物消費稅の收入增加せしと、其の他砂糖消費稅・酒稅・相續稅等の收入增加せしとに依り、一億三百九十四萬四千六百五十七圓四十二錢七厘を增加せりと雖も、所得金額の少かりしが爲め所得稅の收入減少せしと、其の他鑛業稅・兌換銀行券發行稅・石油消費稅の收入減少せしとに依り、七千五十三萬九千二百七十九圓九十一錢五厘を減少せしを以て、差引三千三百四十萬五千三百七十七圓五十一錢二厘を增加せり。

印紙收入は收入印紙賣捌代の收入少かりし等に依り、四百七萬三千七百四十二圓九十八錢を減少せり。

官業及官有財產收入は、製造煙草賣渡數量の多かりし等の爲め專賣局益金の增加せしと、木竹拂下代の收入多かりし等の爲め森林收入の增加せしと、其の他囚徒工錢及製作收入・印刷局益金等の增加せしとに依り、三千八百九十二萬五千六百三十四錢三厘を增加せりと雖も、切手賣捌代・海外電報料及電話通話料の收入少かりし等の爲め郵便電信及電話收入の減少せしと、製品販賣數量の少かりし等の爲め製鐵所益金の收入減少せし等に依り、三千五百九十六萬八千五百二十七圓六十五錢二厘を減少せしを以て、差引二百九十五萬六千百九十二圓九十九錢一厘を增加せり。

雜收入は貨幣交換差增の多かりし等の爲め雜入金等の收入增加せしとに依り、千三百八十三萬四千九百四十七圓二十一錢七厘を增加せりと雖も、十五萬七千三百四十三圓三十七錢二厘を減少せしを以て、差引千三百六十七萬七千六百三圓八十四錢五厘を增加せり。

預金特別會計より繰入は、普通預金に係る利子の仕拂に要する繰入少かりし等に依り、六十萬九千五百五十六圓六十五錢八厘を減少せり。

（二）臨時部

官有物拂下代は、不用地拂下代の增加せしに依り、九十四萬二千四百四十五圓三十六錢を增加せりと雖も、不用物品の拂下少かりしが爲め物品拂下代の減少せしと、其の他建物拂下代・船舶拂下代等の收入減少せしとに依り、七十六萬四千九百二十九圓六十三錢七厘を減少せしを以て、差引十七萬七千五百十五圓七十二錢三厘を增加せり。

雜收入は國庫金預入等に係る利子の收入多かりしが爲め地所拂下代の增加せしに依り、千四百六十一萬九千八十八圓八十八錢八厘を增加せりと雖も、山東鐵道收入・受託造修收入等の收入減少せしに依り、九百二十七萬五千六百三十七圓七十六錢を減少せしを以て、差引五百三十四萬三千四百四

十三圓十二錢八厘を增加せり。

高等諸學校創設及擴張費受入金は、高等諸學校創設及擴張費の財源に充用すべき寄付金の收入多かりしに依り、二十七萬八千圓を增加せり。

建築費寄付金は學校建築費寄付金の收入少かりしに依り九萬九千圓を減少せりと雖も、裁判所建築費寄付金の收入多かりしに依り八千圓を增加せしを以て、差引九萬千圓を減少せり。

公共團體工事費納付金は、港灣修築費納付金の收入多かりしに依り二十五萬圓を增加せりと雖も、河川改修費納付金の收入少かりしに依り二十二萬九千圓を減少せしを以て、差引二萬千圓を增加せり。

公共團體工事費分擔金は、廳舍建築費分擔金の收入なかりしに依り四十四萬圓を減少せりと雖も、治水事業費分擔金・澱川改修工事增補費分擔金の收入多かりしに依り一萬七千三百七十九圓を增加せしを以て、差引四十二萬二千六百二十一圓を減少せり。

學術研究奬勵金受入は寄付金の收入少かりしに依り二萬圓を減少せりと雖も、下賜金の收入多かりしに依り一萬圓を增加せしを以て、差引一萬圓を減少せり。

特別會計資金繰入は、造幣局資金繰入・森林資金繰入等資金の繰入を要すること少かりしに依り四十三萬七千三百四十九圓十五錢八厘を減少せり。

公債金は電話交換擴張費・電信擴張及改良費等の財源に充用すべき公債金の收入少かりしに依り、百四十二萬六千十九圓七十五錢四厘を減少せりと雖も、高等諸學校創設及擴張費の財源に充用すべき公債金の收入多かりしに依り、十九萬三千八百六十圓五十八錢七厘を增加せしを以て、差引

百二十三萬二千百五十九圓十六錢七厘を減少せり。

前年度剩餘金繰入は歳計剩餘金の繰入多かりしに依り、四億二千七萬千五百十二圓六十五錢六厘を增加せり。

戰時利得稅は前年度より繰越に係る既往年度未納金の收入ありし等に依り、五百八萬六千五百七十四圓五十五錢を皆增せり。

講和條約實施委員派遣費償還金受入は、講和條約實施の爲め派遣せられたる委員に係る經費の償還として、對手國より受入れたる金額ありしに依り、二十八萬三千六百八圓二十一錢を皆增せり。

第二　歳　出

大正十年度歳出の決算額十四億八千九百八十五萬五千六百十三圓二十四錢五厘を以て、其の豫算額十五億九千百二十八萬六千七百八十六圓に對比すれば一億百四十三萬千百七十二圓七十五錢五厘を減少せり。今之を經常臨時に區分すれば、經常部歳出の決算額は八億四千百七十四萬九千八百六十圓五十五錢八厘にして、之を其の豫算額九億千百十萬八千九百六十七圓に對比すれば、六千九百三十五萬九千百六圓四十四錢二厘を減少し、臨時部歳出の決算額は六億四千八百十萬五千七百五十二圓六十八錢七厘にして、之を其の豫算額六億八千十七萬七千八百十九圓に對比すれば、三千二百七萬二千六十六圓三十一錢三厘を減少せり。

大正十年度歳出豫算額は十五億九千百二十八萬六千七百八十六圓なるも、豫算決定後に於て明治二十二年法律第四號會計法第二十一條・第二十二條及明治四十四年法律第二號に依り、前年度の殘額を本年度に繰越したるが爲め九千九百二十九萬四千七百四十九圓一錢六厘を增加せり。依て右歳

出豫算額及豫算決定後增加額を合計すれば十六億九千五十八萬千五百三十五圓一錢六厘にして、同年度支出濟額は十四億八千九百八十五萬五千六百十三圓二十四錢五厘、同年度に於て支出を終らずして翌年度に繰越したる金額は一億三千八百七十三萬四千四百九十二圓九十八錢五厘なるを以て差引六千百九十九萬千四百二十八圓七十八錢六厘の不要額を生せり。今翌年度繰越及豫算不用に係る重要の事項を擧ぐれば左の如し。

（一）翌年度繰越

艦船及兵器の製造修理・營繕土木の工事・林野の經營・陸海軍の演習・航海の補助其の他產業の奬勵等に關し、天候不良其の他避くべからざる事故に依り事業を遲延し、又は豫定の計畫を遂行すること能はざるものありし等の爲め、年度內支出を終らざりし經費にして、明治二十二年法律第四號會計法第二十一條及大正十年法律第四十二號會計法第二十七條に依り翌年度に繰越したる金額は、二千七百五十五萬九千四百七十四圓九十六錢七厘なり。

水陸整備及國防充備電信及電話の擴張・河川及港灣の修築・高等諸學校の創設及擴張、其の他營繕工事等の繼續事業にして、天候不良其の他の事故に依り豫定の如く事業進行せざるものありしが爲め、大正十年法律第四十二號會計法第二十八條に依り翌年度に繰越したる金額は、一億百十八萬七千四百八十五圓二十四錢八厘なり。公共團體の經營に係る工事の經費に對する補助にして、年度內支出を終らざりし爲め、明治四十四年法律第二號に依り翌年度に繰越したる金額は、九百九十八萬七千五百三十二圓七十七錢なり。

以上翌年度繰越額の合計は一億三千八百七十三萬四千四百九十二圓九十八錢五厘なり。

（二）豫算不用

俸給及館費等の支出少かりしが爲め、在外公館の經費に於て不用に歸したる金額は二百九十六萬二千二百七十二圓七十一錢九厘、阿片費等の支出少かりしが爲め、衞生試驗所の經費に於て不用に歸したる金額は六十四萬七千八百七十九圓三十一錢、水道鐵管其の他增費補助等の支出少かりしが爲め、內務省所管補助費に於て不用に歸したる金額は八十八萬五千六百二十三圓八十八錢、預金利子等の支出少かりしが爲め、預金利子及手數料に於て不用に歸したる金額は六十萬九千五百五十六圓六十五錢八厘、市町村交付金等の支出少かりしが爲め、內國稅徵收費に於て不用に歸したる金額は四百十四萬七百三十一圓十三錢五厘、關稅拂戾金等の支出少かりしが爲め、諸拂戾及補塡金に於て不用に歸したる金額は百六十三萬七百四十五圓九十四錢、大藏省證券の發行を要せざりし等の爲め、國債整理基金繰入に於て不用に歸したる金額は九百七十三萬九千五百四十一圓十四錢四厘、俸給及衣糧費等の支出少かりしが爲め、陸軍省所管軍事費に於て不用に歸したる金額は千七十七萬四千七百二十六圓五十八錢三厘、俸給等の支出少かりしが爲め、海軍省所管軍事費に於て不用に歸したる金額は二百九十四萬七千二百四十二圓四十四錢、採炭費等の支出少かりしが爲め青島守備軍民政部費に於て不用に歸したる金額は百八十六萬七千六十八圓五十三錢九厘、艦營費等の支出少かりしが爲め、外國派遣軍艦費に於て不用に歸したる金額は百五萬二千九百三十五圓五十七錢八厘、遞信事業費及諸拂戾金等の支出少かりしが爲め、遞信費に於て不用に歸したる金額は千七百四十七萬千九百九十三圓二錢七厘、航路補助の支出少かりしが爲め、遞信省所管補助費に於て不用に歸したる金額は七十七萬八千八百九十八圓二十八錢、其の他諸般の經費に於て不用に

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
租税			
地租	一、〇三五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	
営業収益税	一、〇三五、〇〇〇	一、〇三五、〇〇〇	
所得税	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	
相続税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
登録税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
取引所税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
砂糖消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
醤油消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
酒税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
煙草専売収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官業及官有財産収入			
鉄道収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
郵便電信及電話収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
山林収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
専売局収益金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産収入			
地所貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
建物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
船舶貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
動物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
物品貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉱業収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
石炭売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉄鉱売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
地金売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入			
官有物払下代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
臨時部収入			
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
歳入合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
租税			
地租	一、〇三五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	
営業収益税	一、〇三五、〇〇〇	一、〇三五、〇〇〇	
所得税	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	
相続税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
登録税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
取引所税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
砂糖消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
醤油消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
酒税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
煙草専売収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官業及官有財産収入			
鉄道収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
郵便電信及電話収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
山林収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
専売局収益金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産収入			
地所貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
建物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
船舶貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
動物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
物品貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉱業収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
石炭売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉄鉱売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
地金売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入			
官有物払下代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
臨時部収入			
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
歳入合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
経常部歳入			
租税			
地租	一、〇三五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	
営業収益税	一、〇三五、〇〇〇	一、〇三五、〇〇〇	
所得税	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	
相続税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
登録税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
取引所税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
砂糖消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
醤油消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
酒税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
煙草専売収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官業及官有財産収入			
鉄道収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
郵便電信及電話収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
山林収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
専売局収益金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産収入			
地所貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
建物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
船舶貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
動物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
物品貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉱業収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
石炭売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉄鉱売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
地金売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入			
官有物払下代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
臨時部収入			
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
歳入合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
経常部歳入			
租税			
地租	一、〇三五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	
営業収益税	一、〇三五、〇〇〇	一、〇三五、〇〇〇	
所得税	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	
相続税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
登録税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
取引所税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
砂糖消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
醤油消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
酒税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
煙草専売収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官業及官有財産収入			
鉄道収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
郵便電信及電話収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
山林収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
専売局収益金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産収入			
地所貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
建物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
船舶貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
動物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
物品貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉱業収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
石炭売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉄鉱売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
地金売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入			
官有物払下代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
臨時部収入			
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
歳入合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
経常部歳入			
租税			
地租	一、〇三五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	
営業収益税	一、〇三五、〇〇〇	一、〇三五、〇〇〇	
所得税	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	
相続税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
登録税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
取引所税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
砂糖消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
醤油消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
酒税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
煙草専売収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官業及官有財産収入			
鉄道収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
郵便電信及電話収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
山林収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
専売局収益金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産収入			
地所貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
建物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
船舶貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
動物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
物品貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉱業収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
石炭売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉄鉱売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
地金売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入			
官有物払下代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
臨時部収入			
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
歳入合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
経常部歳入			
租税			
地租	一、〇三五、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円	
営業収益税	一、〇三五、〇〇〇	一、〇三五、〇〇〇	
所得税	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	
相続税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
登録税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
取引所税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
砂糖消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
醤油消費税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
酒税	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
煙草専売収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官業及官有財産収入			
鉄道収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
郵便電信及電話収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
山林収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
専売局収益金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
印紙収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産収入			
地所貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
建物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
船舶貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
動物貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
物品貸下料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉱業収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
石炭売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
鉄鉱売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
地金売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入			
官有物払下代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
臨時部収入			
利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
預金利子収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
特別会計ヨリ繰入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
歳入合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	

科目	決算額	増減（△）	比較増減（△）
歳入			
恩賜金及国庫補助金	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
雑収入	一、二三七、三九五	四四、三九五	四四、三九五
歳入総計	四、五〇一、二三七、三九五	四、五四四、三九五	四、五四四、三九五
歳出			
常部			
第一款　皇室費	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
第二款　国債費	一、二三七、三九五	四四、三九五	四四、三九五
第三款　歳出額	四、五〇一、二三七、三九五	四、五四四、三九五	四、五四四、三九五

科目	決算額	増減（△）	比較増減（△）
歳入			
鉄道等運輸収入金及創設費受入	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	一、二三七、三九五	四四、三九五	四四、三九五
歳入総計	四五、〇一、二三七、三九五	四五、四四、三九五	四五、四四、三九五
歳出			
常部			
第一款　鉄道等運輸収入金及創設費	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇
第二款　雑支出	一、二三七、三九五	四四、三九五	四四、三九五
歳出総計	四五、〇一、二三七、三九五	四五、四四、三九五	四五、四四、三九五

科目	決算額	増減（△）	比較増減（△）
歳入			
鉄道等運輸収入金及創設費受入	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇
雑収入	一、二三七、三九五	四四、三九五	四四、三九五
歳入総計	四五、〇一、二三七、三九五	四五、四四、三九五	四五、四四、三九五
歳出			
常部			
第一款　鉄道等運輸収入金及創設費	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇
第二款　雑支出	一、二三七、三九五	四四、三九五	四四、三九五
歳出総計	四五、〇一、二三七、三九五	四五、四四、三九五	四五、四四、三九五

科目	決算額	豫算額	比較減(△)
歳入	円	円	円
官業収入	二、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
官有財産収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
諸収入	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
歳入合計	三、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
歳出			
官業費	二、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
官有財産費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産売払費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑費	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
諸費	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
歳出合計	三、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇

科目	決算額	豫算額	比較減(△)
歳入	円	円	円
官業収入	二、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
官有財産収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
諸収入	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
歳入合計	三、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
歳出			
官業費	二、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
官有財産費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産売払費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑費	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
諸費	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
歳出合計	三、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇

科目	決算額	豫算額	比較減(△)
歳入	円	円	円
官業収入	二、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
官有財産収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産売払代	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
諸収入	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
歳入合計	三、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
歳出			
官業費	二、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇
官有財産費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
官有財産売払費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
雑費	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
諸費	四四、〇〇〇	四四、〇〇〇	
歳出合計	三、〇四四、〇〇〇	三、〇四四、〇〇〇	△一、〇〇〇、〇〇〇

科目	決算額	豫算額	比較増減(△)
在英國公使館臨時諸費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
在外公館臨時諸費	三八、五三五	三五、〇〇〇	二、五三五
國際聯盟會議參列費	三八、七三五	三五、〇〇〇	三、七三五
在外國帝國居留民救護費	二、三六五	二、〇〇〇	三六五
在外鮮人保護取締費	四七、三六五	四五、〇〇〇	二、三六五
雜給	八、六五〇	八、〇〇〇	六五〇
旅費	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
庁費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
諸謝金	四、〇〇〇	四、〇〇〇	
諸手當	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
諸賃金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
諸雜給	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
諸雜費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局印刷費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局印刷費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局製本費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局製本費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局用紙費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局用紙費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局雑費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局雑費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局建物修繕費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局建物修繕費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局機械修繕費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局機械修繕費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局建物新築費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局建物新築費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局機械新設費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局機械新設費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局土地建物購入費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局土地建物購入費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局土地建物売却代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局土地建物売却代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局建物移転費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局建物移転費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局雑収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局雑収入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局用紙売払代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局用紙売払代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣印刷局製本売払代	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
内閣官報局製本売払代

科目	決算額	豫算額	比較減(△)
軍人恩給年金費	四五、七	四五、〇	△ 二、八
軍事費	三五、八	三五、九	△ 一
馬政費	三四、六	三四、六	
兵器修繕費	三三、八	三三、九	△ 一
營繕費	三二、八	三二、八	
移動式鐵道器械調辨費	三一、五	三一、五	
在外研究員費	二九、四	二九、四	
臨時雇員費	二八、六	二八、六	
臨時教員養成所費	二六、六	二六、六	
臨時編纂費	二五、〇	二五、〇	
臨時史料調査及編纂費	二四、〇	二四、〇	
高等諸學校創設及擴張費	二二、〇	二二、〇	
校舍新築費	二〇、〇	二〇、〇	
學校設備費	一八、四	一八、四	
文部省所管計	一五五、八	一五五、八	
合計	一五五、八	一五五、八	
災害費	一四、七	〇	△ 一四、七
供託局設置準備費	一四、七	一四、七	

科目	決算額	豫算額	比較減(△)
臨時災害費	二八、六	〇	△ 二八、六
臨時外國貿易調査費	二九、一	二九、一	
臨時國勢調査費	三一、五	三一、五	
臨時國有林野及森林調査費	三二、九	三二、九	
臨時治水費	三五、〇	三五、〇	
臨時公有林野及森林調査費	三六、六	三六、六	
臨時災害費	三八、六	三八、六	
臨時外國貿易調査費	四〇、一	四〇、一	
臨時災害費	四一、一	四一、一	
臨時災害費	四二、一	四二、一	
臨時災害費	四二、一	四二、一	
臨時災害費	四二、一	四二

科目	決算額	豫算額	比較増減（△）
合計	三四〇、〇〇〇、〇〇〇円	三三一、五二四、一四一円	四九二、八八九円
逓信省所管			
補助費	六、一七一、一〇一	七、三四九、三〇〇	△一、一七八、一九九
電信電話普及費	一、二四六、八三七	九二一、〇四〇	三三五、七九七
航路標識費	三五一、〇三八	三〇〇、〇〇〇	五一、〇三八
營繕費	二、〇三八、〇八三	二、六三〇、〇〇〇	△五九一、九一八
電話交換擴張費	三一、二五五、五三五	三四、四〇〇、〇〇〇	△三、一四四、四六五
電信擴張及改良費	七、九三一、六八一	九、八〇〇、〇〇〇	△一、八六八、三一九
電氣工業用發電水力調査費	四三五、一一〇	四二六、五九五	△一、一七五
受託造修費	四九、二八二	四三、八四八	五、四三四
電信電話裝置改良研究費	四八、七七	五三、四三四	△三、六四七
器具機械設備費	四八、六五一	三七、〇三三	二九、六二九
臨時外國行諸費	三四、二九	三五、〇〇〇	△八〇一
臨時通信費	七二、六一九	九三、二九七	△二〇、六七八
貯金奬勵費	三〇〇、〇八六	三〇二、八四四	△二、九五八
行賞賜金取扱費	一〇五、三八	一〇六、四三五	△一、〇五七
恩給更正費	七三、三八四	七三、九七七	△五九三
特殊無線電信局設置費	九五、五七五	一八三、六一七	△八七、〇四三
船舶試驗場設置費	九〇、三八六	一二四、四九九	△三四、〇九三
郵便事業五十年祝典費	四九、七三八	五〇、〇〇〇	△二六二
船舶滿載吃水線指定費	三三、八三八	六〇、八一〇	△二七、九七二
災害費	一、一四四、六九三	六七七、三三〇	五六七、三六三
造船鐵材調査費	四三、一七	七三、七一〇	△二九、五三三
合計	五一、八九七、〇三八	五七、八二〇、一六八	△三一、〇二三、一三〇
臨時部合計	六八、一〇五、七五三	六〇、一七九、八一九	△三一、〇四三、一六六
歳出總計	一、四八九、八五五、六一三	一、五九一、二六六、九六六	△一〇一、四二一、一五三

右大正十年度歳入歳出總決算は、同年度各特別會計歳入歳出決算及會計檢査院の檢査報告と共に大正十三年七月一日第四十九回帝國議會に提出せられたり。衆議院決算委員會に於ては審議の末一般會計歳入に於て課稅標準の決定其宜しきを得ざるもの二件、租稅の徵收不足に屬するもの十九件、租稅の徵收過に屬するもの十三件、監督其宜しきを得ず歳入金を横領費消せられたるもの二件、土地使用料の低廉に失したるもの一件、登記價格の低廉に失したるもの一件、立木の拂下に當り材積の見積寡少に失したるもの一件、伐倒木の處分に關し其措置を誤りたるもの一件、合計四十件、同歳出に於て虚構の事實に對し仕拂を爲したるもの一件、國庫金を騙取せられたるもの四件、豫算目的外の支出を爲し且年度所屬を紊りたるもの一件、工事の設計及施行其宜しきを得ざるもの一件、年度内納入に至らざる物品に對し之が代償を仕拂ひ且年度所屬を紊りたるもの一件、物品完納前に代價の全部を仕拂ひたるもの一件、合計二十二件、總計六十二件を不當なるものと議決し、又一般會計歳出に於て競爭入札に付すべき物件の購入を隨意契約に依りたるもの一件、豫算目的外の支出を爲したるもの一件、合計二件を不法なるものと議決し、七月十七日決算委員長は之を本會議に報告せしが、採決の結果滿場異議なく委員會議決の通可決確定したり。

貴族院決算委員會に於ては審議の末、一般會計歳入に於て三十九件、同歳出に於て三十八件、合計七十七件は政府に對し將來の注意を促すべきものと認め、其の他は異議なきものと議決し、七月十七日決算委員長は之を本會議に報告せしが、採決の結果多數を以て委員會議決の通可決確定したり。

第二十一節　大正十一年度歳計

第一款　豫　算

第一項　豫算案の大綱

大正十一年度豫算の編成に當りては、政府は諸般の情勢に鑑み政費の膨脹を抑制し、財政の基礎を鞏固にするを主旨として、其の編成上最も愼重なる注意を加へ、歳入の狀況に顧み緊急措き難きもの

の外は新規の計畫は成るべく之を見合せ、既定計畫の遂行を期するを以て念とせり。

右方針に基き編成せられたる大正十一年度歳入歳出總豫算の數額は歳入歳出各十四億六千六百五萬六千九百二圓にして、內歳入經常部十二億四千四百四十八萬九千五百三十八圓、同臨時部二億二千百五十六萬七千三百六十四圓、歳出經常部九億三千九百九十七萬四千六百二十一圓、同臨時部五億二千六百八萬二千二百八十一圓なり。今之を前年度豫算額に比較すれば左の如し。

區分		大正十一年度豫算額	大正十年度豫算額	比較 增	比較 減
歳入	經常部	一、二四四、四八九、五三八円	一、二五四、二三六、三五一円		九、七四六、八一三円
	臨時部	二二一、五六七、三六四	三三〇、五一四、一三四	○	一〇八、九四六、七七〇
	合計	一、四六六、〇五六、九〇二	一、五八四、七五〇、四八五	○	一一八、六九三、五八三
歳出	經常部	九三九、九七四、六二一	九一一、七六一、二二九	二八、二一三、三九二	
	臨時部	五二六、〇八二、二八一	六七二、四六三、五六一	○	一四六、三八一、二八〇
	合計	一、四六六、〇五六、九〇二	一、五八四、二二四、七九〇	○	一一八、一六七、八八八

（備考）一、前年度豫算は本豫算額及第四十四議會通過追加豫算額の合計なり。

二、前年度豫算額中經常部と臨時部との間に組替掲記せるものあるを以て、該年度決定金額と符合せず。

大正十一年度歳入豫算中前年度に比して增加したるものに就き、其の事項金額の重なるものを擧ぐれば左の如し。

經常部

營業稅の增加	一八、一六七、二三六円
相續稅の增加	二、一二七、三二一
酒稅の增加	一七、六〇〇、八八二
砂糖消費稅の增加	一、二〇一、九五五
織物消費稅の增加	九、三五三、二六二
關稅の增加	八九〇、五二九
郵便電信及電話收入の增加	六七二、三七二
森林收入の增加	七、一六四、四三五
專賣局益金の增加	七、三四一、一六五
海軍燃料廠益金の增加	四七六、三七四

大正十一年度歳出豫算中新規要求に係るもの及前年度に比して增額したるものに就き、其の事項金額の重なるものを擧ぐれば左の如し。

所管省	事項	金額 經常部	金額 臨時部	金額 計	備考
	改正會計法施行に伴ひ要する經費	三〇、〇〇〇円	○円	三〇、〇〇〇円	
	ニューオルレアンス領事館設置に關する經費	六七、〇六三			
	間島總領事館百草溝分館設置に關する經費	四四、三六九	三、〇〇〇	八九、〇六三	
	サンパウロ總領事館に職員增加に關する經費	三八、八七九	三、〇〇〇	四五、三六九	
			○	三八、八七九	

配當金收入の增加　三、九一五、四五九円

囚徒工錢及製作收入の增加　九五三、三九五

預金利子及手數料繰入の增加　二、五二八、八三六

臨時部

受託造修收入の增加　三〇三、七八四

港灣修築費納付金の增加　一、二一二、〇〇〇

國有財產整理資金繰入　五、六〇一、〇六四

道路公債及繰替借入金の增加　二、七〇〇、〇〇〇

高等諸學校創設及擴張費公債金の增加　一、七二五、五九四

森林資金殘額繰入　一、八三一、二三九

所管省	事項	金額 計	金額 臨時部	金額 経常部	備考
外務省	国際聯盟事務局に関する経費	六三、五〇〇円	〇円	六三、五〇〇円	
	東亜同文会事業費補助の増加	一三九、六〇〇	一三九、六〇〇	〇	
	在外児童教育費補助の増加	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇	
	在外邦人保護取締費の増加	九三、四〇〇	九三、四〇〇	〇	
	同仁会事業費補助の増加	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	
	日露協会学校費補助	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	
	講和条約実施に関する経費	一、四五五、四四四	一、四五五、四四四	〇	
内務省	改正令計法施行に伴ひ要する経費	四二、〇〇〇	三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
	衆衆研究に関する経費の増加	五二、六〇〇	二〇、〇〇〇	三二、六〇〇	
	北海道庁職員充実に関する経費	三五、六〇〇	〇	三五、六〇〇	
	社令事業に関する地方庁事務処弁に要する経費	一四、三五〇	〇	一四、三五〇	
	薬品試験及賞与検査に関する経費	五、七五〇	〇	五、七五〇	
	家畜伝染病予防に関する経費	七、四〇〇	五、〇〇〇	二、四〇〇	
	工場監督に関する経費の増加	一〇、三五〇	〇	一〇、三五〇	
	狩猟取締に関する経費の増加	九、九四〇	〇	九、九四〇	
	開門港検疫事務電話設置費補給	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇	
	治水事業費の増加	五、四七、六六八	五、四七、六六八	〇	
	新潟港修築費の追加（依託工事費）	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	〇	
	横須賀港修築費	二、九五〇	二、九五〇	〇	
	議院建築費の追加	一、〇〇二、〇〇〇	一、〇〇二、〇〇〇	〇	
	同有財産整理費	四五、三〇〇	四五、三〇〇	〇	
	国債整理基金繰入の増加	一〇、六五二、六五〇	一〇、六五二、六五〇	〇	
	市町村交付金の増加	六五〇、六五〇	六五〇、六五〇	〇	
	織物組合交付金の増加	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	〇	
	鉱区税増加	一七、〇五〇	一七、〇五〇	〇	
	預金利子及手数料の増加	二、五六、六六〇	二、五六、六六〇	〇	
	改正令計法施行に伴ひ要する経費	八〇、〇〇〇	〇	八〇、〇〇〇	
	三島神社修築費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	〇	
	吉野神宮修築並境内整理費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	
	神宮別宮創建費の追加	一、二九五	一、二九五	〇	
	大阪府知事警察部長其他官令新俸費	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇	〇	
	北海道拓殖費の増加	六六、九六〇	六六、九六〇	〇	
	敦賀港修築費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	
	高松港修築費（同）	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	〇	
	境港修築費（同）	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇	
	清水港修築費の追加（同）	二〇五、〇〇〇	二〇五、〇〇〇	〇	
	長崎港修築費の追加（同）	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇	
大蔵省	大蔵本省廨令其他増築費	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	〇	

（備考）同に逓度に増額に逓増額支加し、出し、す、る大三、も正、の十一、な一〇、り年七、度間以を降既十定二箇繰年度費

所管省	事項	金額 計	金額 臨時部	金額 経常部	備考
大蔵省	大阪造幣局貨幣製造費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	
	横須賀造船所造船費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	
	臨時国庫証券発行費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	
	国債整理基金繰入の増加	一〇、六五二、六五〇	一〇、六五二、六五〇	〇	
	市町村交付金の増加	六五〇、六五〇	六五〇、六五〇	〇	
	織物組合交付金の増加	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	〇	
	鉱区税増加	一七、〇五〇	一七、〇五〇	〇	
	預金利子及手数料の増加	二、五六、六六〇	二、五六、六六〇	〇	
	改正令計法施行に伴ひ要する経費	八〇、〇〇〇	〇	八〇、〇〇〇	
	三島神社修築費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	〇	
	吉野神宮修築並境内整理費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	
	神宮別宮創建費の追加	一、二九五	一、二九五	〇	
	大阪府知事警察部長其他官令新俸費	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇	〇	
	北海道拓殖費の増加	六六、九六〇	六六、九六〇	〇	
	敦賀港修築費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	
	高松港修築費（同）	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	〇	
	境港修築費（同）	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇	
	清水港修築費の追加（同）	二〇五、〇〇〇	二〇五、〇〇〇	〇	
	長崎港修築費の追加（同）	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇	

（備考）総額以降二五〇、〇〇〇、〇〇〇円にして、同上。　総額以降二五、〇〇〇、〇〇〇円にして、同上。　横須賀造船所造船費　横須賀港修築費の追加（同）　清水港修築費の追加（同）　境港修築費（同）　高松港修築費（同）　敦賀港修築費　北海道拓殖費の増加　大阪府知事警察部長其他官令新俸費　吉野神宮修築並境内整理費　神宮別宮創建費の追加　三島神社修築費　改正令計法施行に伴ひ要する経費　預金利子及手数料の増加　織物組合交付金の増加　市町村交付金の増加　国債整理基金繰入の増加　同有財産整理費　議院建築費の追加　開門港検疫事務電話設置費補給　狩猟取締に関する経費の増加　工場監督に関する経費の増加　家畜伝染病予防に関する経費　薬品試験及賞与検査に関する経費　社令事業に関する地方庁事務処弁に要する経費　北海道庁職員充実に関する経費　衆衆研究に関する経費の増加　改正令計法施行に伴ひ要する経費　新潟港修築費の追加（依託工事費）　治水事業費の増加　横須賀港修築費　議院建築費の追加　同有財産整理費　国債整理基金繰入の増加　市町村交付金の増加　織物組合交付金の増加　鉱区税増加　預金利子及手数料の増加　改正令計法施行に伴ひ要する経費　三島神社修築費　吉野神宮修築並境内整理費　神宮別宮創建費の追加　大阪府知事警察部長其他官令新俸費　北海道拓殖費の増加　敦賀港修築費　高松港修築費（同）　境港修築費（同）　清水港修築費の追加（同）　長崎港修築費の追加（同）

陸軍省		海軍省	
軍法会議法施行に伴ひ要する経費	一〇〇、〇〇〇円	軍法会議法施行に伴ひ要する経費	〇
改正令計法施行に伴ひ要する経費	三、〇〇〇	改正令計法施行に伴ひ要する経費	三、六二〇
兵隊等馬匹衣糧費の増加	三、〇〇〇	軍法令議法施行に伴ひ要する経費	七一、三〇〇
外国駐在員に給する手当の増加	三〇、〇〇〇	外国駐在員増加俸給の増加	三五、〇〇〇
一年志願兵及幼年学校自費生徒費の増加	六、〇〇〇	既定計画に基く新艦の建造費	一〇、〇〇〇、〇〇〇
物価騰貴に依る衣糧費・兵器及厩舎費等の増加	八、三〇〇、〇〇〇	既定計画に基く航空隊定年制の増加	一、三〇〇、〇〇〇
土地建造物修理費	四、〇〇〇、〇〇〇	既定計画に基く艦隊行動準備に要する経費	四〇、〇〇〇
兵舎被服寝具什器費	一〇〇、〇〇〇	軍用自動車修業員増加の経費	六、〇〇〇
糧秣費	一〇〇、〇〇〇	外国駐在員増加の経費	三、〇〇〇
被服費	四〇〇、〇〇〇	軍事教育に要する経費	三、〇〇〇
馬匹費	一〇〇、〇〇〇	各学校演習費に要する経費	一、〇〇〇
演習費	一〇〇、〇〇〇	艦船特定修理費	一、五〇〇、〇〇〇
軍事費用倉庫新築費	一〇〇、〇〇〇	物価騰貴に依る軍艦製造費の追加	六、〇〇〇、〇〇〇
兵器廠工場新築費	一〇〇、〇〇〇	艦船特定修理費	一、五〇〇、〇〇〇
兵器廠工場機械費	一〇〇、〇〇〇		
兵器廠工場修繕費	一〇〇、〇〇〇		
兵器廠工場新築費	一〇〇、〇〇〇		
兵器廠工場機械費	一〇〇、〇〇〇		
兵器廠工場修繕費	一〇〇、〇〇〇		
被服廠工場新築費	一〇〇、〇〇〇		
被服廠工場機械費	一〇〇、〇〇〇		
被服廠工場修繕費	一〇〇、〇〇〇		
糧秣廠工場新築費	一〇〇、〇〇〇		
糧秣廠工場機械費	一〇〇、〇〇〇		
糧秣廠工場修繕費	一〇〇、〇〇〇		
馬匹廠工場新築費	一〇〇、〇〇〇		
馬匹廠工場機械費	一〇〇、〇〇〇		
馬匹廠工場修繕費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍造兵廠工場新築費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍造兵廠工場機械費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍造兵廠工場修繕費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍火薬廠工場新築費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍火薬廠工場機械費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍火薬廠工場修繕費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍被服廠工場新築費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍被服廠工場機械費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍被服廠工場修繕費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍糧秣廠工場新築費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍糧秣廠工場機械費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍糧秣廠工場修繕費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍馬匹廠工場新築費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍馬匹廠工場機械費	一〇〇、〇〇〇		
陸軍

所管省	事項	金額			備考
		経常部	臨時部	計	
		円	円	円	
	艦船臨時製造費の追加	〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	
	艦船無線電信機改装費	〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	
	警備軍需品臨時充実費の追加	〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	
	軍法会議法施行に伴ひ要する経費	〇	六五、〇〇〇	六五、〇〇〇	
	陸軍省委託兵器製造費	〇	一、一一七、五四〇	一、一一七、五四〇	
	大演習費	〇	五、〇六八、三四四	五、〇六八、三四四	
	臨時兵器補充費	〇	一、三〇四、〇〇〇	一、三〇四、〇〇〇	
	平壌鑛業所移管費	〇	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	
司法省	少年法及矯正院法制定施行に関する経費	一〇六、三六	四六〇、〇〇〇	五六六、三六	
	借地借家調定法制定施行に関する経費	九三、四八	〇	九三、四八	
	改正令計法施行に伴ひ要する経費	一〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇	
	改正供託法施行に伴ひ要する経費	五四、一四三	〇	五四、一四三	
	区裁判所出張所設置に関する経費	一三五、八〇〇	〇	一三五、八〇〇	
	監獄職員俸給平均額の増加	四八、四八〇	〇	四八、四八〇	
	訴訟費用法の制定に伴ふ裁判及登記	一三八、三六四	〇	一三八、三六四	
	函館刑務所監獄建築費	〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	総額一五、〇〇〇、〇〇〇円ニシテ、大正十一年度以降五箇年度間ノ継続費トナル。
	前橋監獄建築費	〇	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	総額一四〇、〇〇〇、〇〇〇円ニシテ、大正十一年度以降七箇年度間ノ継続費トナル。
	宇都宮監獄建築費	〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	総額一〇、〇〇〇、〇〇〇円ニシテ、大正十一年度以降三箇年度間ノ継続費トナル。
	訴訟費用法の追加に伴ふ裁判所の経費及登記の増加	二、〇五〇、〇七七	三、〇五〇、〇七七	五、一〇〇、一五四	総額五、一〇〇、一五四円ニシテ、大正十一年度以降十箇年度間ノ継続費トナル。
	改正令計法施行に伴ひ要する経費	一〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇	
	家畜伝染病予防に関する経費	九六、八六	一五、一五六	一一二、〇二二	
	監獄取締及鳥獣調査に関する経費	一四、六五五	一五、八五〇	三〇、五〇五	
	物価騰貴に依る学校創立費の追加	一、六四四、六五五	一、六四四、六五五	三、二八九、三一〇	
	経費北海道帝国大学鉄鋼研究所拡張に要する	一三〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	
	京都帝国大学理学部附属植物園経営に伴ふ施設費	一一〇、八	七一、〇〇〇	一八一、一〇八	
	直轄学校校令改案費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	管船鑑査官及帝国海員掖済会理事及船舶検査官高等商船学校護岸工事費	〇	三六二、一五五	三六二、一五五	
	学制頒布五十年記念事業に要する経費	〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
	歯科医術開業試験及薬剤師試験受験者増加に伴ふ経費	一〇、〇〇〇	一二五、一四三	一三五、一四三	
	遠洋航海練習船及遠洋気象事業進歩に伴ふ経費	一五、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇	
	大学及学校図書館支出金の増加	三六、五七九	〇	三六、五七九	
	中等教員の養成及検定に要する経費	三〇、〇〇〇	一五、三〇〇	四五、三〇〇	
	一年現役服役教員俸給国庫負担額の増加	一五、三〇〇	〇	一五、三〇〇	
	学術記事編纂配付に要する経費	三五、〇〇〇	〇	三五、〇〇〇	
	改正令計法施行に伴ひ要する経費	一〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇	
	京都監獄物置監建築費	六〇、〇〇〇	〇	六〇、〇〇〇	総額六〇、〇〇〇円ニシテ、大正十一年度以降二箇年度間ノ継続費トナル。
	佐賀監獄建築費	一四、〇〇〇	〇	一四、〇〇〇	
大正十一年度歳計	訴訟費用法の追加に伴ひ政府支出金の増加既定継続費の	二、〇五〇、〇七七	三、〇五〇、〇七七	五、一〇〇、一五四	総額五、一〇〇、一五四円ニシテ、大正十一年度以降十箇年度間ノ継続費トナル。
	物価騰貴に依る学校創立費の追加	一、六四四、六五五	一、六四四、六五五	三、二八九、三一〇	
	経費北海道帝国大学鉄鋼研究所拡張に要する	一三〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	
	京都帝国大学理学部附属植物園経営に伴ふ施設費	一一〇、八	七一、〇〇〇	一八一、一〇八	
	直轄学校校令改案費	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	管船鑑査官及帝国海員掖済会理事及船舶検査官高等商船学校護岸工事費	〇	三六二、一五五	三六二、一五五	
	学制頒布五十年記念事業に要する経費	〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
	歯科医術開業試験及薬剤師試験受験者増加に伴ふ経費	一〇、〇〇〇	一二五、一四三	一三五、一四三	
	遠洋航海練習船及遠洋気象事業進歩に伴ふ経費	一五、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇	
	大学及学校図書館支出金の増加	三六、五七九	〇	三六、五七九	
	中等教員の養成及検定に要する経費	三〇、〇〇〇	一五、三〇〇	四五、三〇〇	
	一年現役服役教員俸給国庫負担額の増加	一五、三〇〇	〇	一五、三〇〇	
	学術記事編纂配付に要する経費	三五、〇〇〇	〇	三五、〇〇〇	
	改正令計法施行に伴ひ要する経費	一〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇	
	佐賀監獄建築費	一四、〇〇〇	〇	一四、〇〇〇	
	京都監獄物置監建築費	六〇、〇〇〇	〇	六〇、〇〇〇	

所管省	事項	経常部	臨時部	計	備考
		金額	金額	金額	
農商務省	間伐木調査に關する經費	四九、六四〇円	〇円	四九、六四〇円	
	造林事業に關する經費の增加	三四三、〇七八	〇	三四三、〇七八	
	獸疫血清類の製造增加等に關する經費	五三、三六	六、〇〇〇	五九、三六	
	大阪工業試驗所事業擴張に關する經費	四三、二四二	三五〇、〇〇〇	三九三、二四二	
	穀類檢查事業の改善に關する經費	〇	四八、三七〇	四八、三七〇	
	綿羊飼育奬勵に關する經費の增加	〇	五八九、二九一	五八九、二九一	
	物價騰貴に依る開墾奬勵費の增加	〇	三一四、四〇〇	三一四、四〇〇	
	工業奬勵費の增加	〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
	製鐵業奬勵費の增加	〇	七七八、七三五	七七八、七三五	
	臨時窒素研究所設備擴張に關する經費	〇	三六四、九二	三六四、九二	
	物價騰貴に依る治水事業費の追加	〇	三〇五、二〇〇	三〇五、二〇〇	
	公有林野官行造林費の增加	〇	八八八、九九七	八八八、九九七	
	伯剌西爾國獨立百年祭記念內國博覽會參同費	〇	三三〇、四八〇	三三〇、四八〇	
	改正會計法施行に伴ひ要する經費	二五、〇〇〇	〇	二五、〇〇〇	
	前年度施設長距離無線電信受信局維持費	一九、一九三	〇	一九、一九三	
	本年度電話事業擴張に伴ふ維持費	九七五、〇六七	〇	九七五、〇六七	
	本年度電信擴張及改良に伴ふ維持費	四一、六三四	〇	四一、六三四	
	現業局洛場設備に關する經費の增加	一四七、二〇七	〇	一四七、二〇七	

遞信省					
	電氣計器檢定事務增加に伴ふ經費	四〇、〇〇〇	〇	四〇、〇〇〇	
	既往の實績等に依る恩給の增加	二、五八四、七二七	〇	二、五八四、七二七	
	宜昌重慶線航行補助	〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	ペトロバブロフスク線航海補助	〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
	長崎縣五島航海費補助	〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
	白銅貨改鑄に伴ふ自働電話機改造費	〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
	電氣試驗所大阪出張所設備擴張に要する經費	〇	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	

大正十一年度歳出既定豫算額中經常部に於て整理節減を爲したる金額は二千三百七十八萬八千八百六十六圓にして、其の事項金額を擧ぐれば左の如し。

陸軍省所管

兵卒入退營期日變更に依る軍事費の減	一、一三九、九三八円	既定經費節約に依る軍事費の減	一八、二三〇、九九〇円
被服廠縫靴工卒廢止に依る軍事費の減	五五、一七四	廢艦船に依る軍事費の減	三、八四四、二九一
第三師團軍樂隊廢止に依る軍事費の減	二六、四三〇	艦隊及司令部廢止に伴ふ軍事費の減	四二四、四九四
計	一、二二一、五四二	望樓整理其他に伴ふ經費の減	六七、五四九
		計	二二、五六七、三二四
		合計	**二三、七八八、八六六**

大正十一年度歳出豫算額中臨時部に於て繰延減額を爲したる金額は九千五百九十三萬九千七百六十二圓にして、其の事項金額を擧ぐれば左の如し。

大藏省所管					
事項	既定額	改定額	差引繰延減額	事項	既定額	改定額	差引繰延減額
	七〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	神戸稅關陸上設備費	七〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円

大正十一年度に於て新に要求に係る繼續費は千七百五十一萬三百八十二圓、既定繼續費に對し新に追加を要するもの一億九百三十四萬二千二百八十一圓、既定繼續費に對し減額を要するもの二百四十九萬千七百八十五圓、增減差引增加額一億二千四百三十六萬八百七十八圓にして、之を大正十一年度以降の既定繼續費總額十九億九千八百四十八萬五千六百六十九圓に加ふるときは、大正十一年度以降の繼續費の總額は二十一億二千二百八十四萬六千五百四十七圓となるの計算なり。

大正十一年度に於て國庫豫備金は第一豫備金六百萬圓、第二豫備金八百萬圓なり。

會計法第六條の規定に據る大藏省證券及借入金の最高額は、大正十一年度に於ては通じて五千萬圓とす。

會計法第十一條の規定に據り翌年度に亙る契約を爲すことを得べき金額は、大正十一年度に於ては四百萬圓とす。

事項	既定額	改定額	差引繼延減額
陸軍省所管	一四、五五九、二三九 円	五、五五九、二三九 円	九、〇〇〇、〇〇〇 円
要塞整理費	五、三五九、二三九	三、三五九、二三九	二、〇〇〇、〇〇〇
整備費	九、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
海軍省所管	三四、〇四八、九九九	一四九、八三二、三五五	八四、二六、六四四
軍艦製造費	二〇〇、九三五、六五九	一三九、二六四、八一二	六一、六六〇、八四八
水陸整備費	三二、二三、三四〇 円	一〇、五六七、五四四 円	三一、五五五、七九六 円
農商務省所管	五、四三、一二八	三、〇〇〇、〇〇〇	二、四三、一二八
製鐵所擴張費	五、四三、一二八	三、〇〇〇、〇〇〇	二、四三、一二八
合計	二五四、七二一、三五六	一九八、七九二、五九四	九五、九二九、七六二

第二項　豫算の成立及公布

以上は大正十一年度歳入歳出總豫算案の大綱なり。右豫算案は大正十一年一月二十一日第四十五回帝國議會の開會に當り、同年度各特別會計歳入歳出豫算案と共に衆議院に提出せられしが、同日大藏大臣高橋是清は右豫算案等に關し衆議院に於て左の演說を爲したり。

『余は玆に大正十一年度歳計豫算に關し其の大要を說明するの光榮を有す。大正十一年度の歳計に就き述ぶるに先ち、大正十年度中に於ける歳入の概況に就て一言すべし。同年度は目下經過中なるのみならず、財界各方面の狀況は平常と異り、今後の變化を豫測し難きもの多きを以て正確なる報告を爲すを得ざれども、大體の見込に於て歳入は營業稅・砂糖消費稅・織物消費稅・關稅・專賣局益金等は增收の見込なるも、所得稅・印紙收入・郵便電信及電話收入等は減少の見込にして歳入の狀況は遺憾ながら概して良好とは稱し難きものあり。去れば大正十一年度豫算の編成に當りては、政府は努めて政費の膨脹を抑制し、財政の基礎を鞏固にするを趣旨とし、緊急差措き難きものの外は新規の計畫は成るべく之を見合せ、主として既定計畫の遂行を期することを以て念としたり。卽ち其の梗概を述ぶれば、大正十一年度豫算總額は歳入歳出各十四億六千六百餘萬圓にして、歳入は經常部十二億四千四百餘萬圓、臨時部二億二千百餘萬圓、歳出は經常部九億三千九百餘萬圓、臨時部五億二千六百餘萬圓なり。之を前年度豫算額に比するに、歳入歳出各總額に於て一億千八百餘萬圓の減少なり。其の中歳入に於ては經常部九百餘萬圓、臨時部一億八百餘萬圓の減少にして、歳出に於ては經常部に於て二千八百餘萬圓の增額なるも、臨時部に於て一億四千六百餘萬圓の減少なるを以て、差引一億千八百餘萬圓を減少せり。今歳入歳出の主なる事項に就て述ぶれば、歳入豫算經常部中租稅は七億三千四百餘萬圓にして、前年度に比し千八

百餘萬圓の減少なり。其の內增減の著しきものを擧ぐれば、所得稅は六千四百餘萬圓の減少なるも、營業稅は千八百餘萬圓、酒稅は千七百餘萬圓、繰物消費稅は九百餘萬圓の增加にして、其の他は大體前年度に比して大なる相違を見ず。印紙收入は八千三百餘萬圓にして、前年度に比し六百餘萬圓を減少し、又官業及官有財產收入は三億四千七百萬餘圓にして、前年度に比し千六百餘萬圓を增加せり。其の內增加の稍著しきものを擧ぐれば、森林收入に於て七百餘萬圓、專賣局益金に於て七百餘萬圓の增加なり。雜收入は三千三百餘萬圓にして、前年度に比し四百餘萬圓を減少せり。歲入臨時部に於ては、國有財產整理資金特別會計の創設に伴ひ、從來一般會計の歲入に屬したるものを移し替へたる爲め減少するものあり、又森林資金特別會計の廢止に伴ひ、同資金殘額繰入の如き一時的に增加せるものを存するも、其の他は前年度剩餘金繰入を除くの外は大體豫算の增減に過ぎず。前年度剩餘金繰入は一億千餘萬圓にして、內六千三百餘萬圓は既定計畫に依るもの、四千七百餘萬圓は歲入補塡の爲め新規に繰入を要するものなり。次に歲出に就て述ぶれば、前述の如く成るべく節約を旨とし、又既定計畫の遂行に支障なき限り繰延を行ひたり。其の經常部に於ける節約高は二千三百餘萬圓にして、臨時部に於て後年度に繰延べたる金額は約九千六百萬圓なり。尤も諸般の情勢に鑑み緊急措き難きものに就ては增加せるものもなきに非ず。國防の充實に就ては、軍備制限に關する諸般の國際協定の確立を俟ちて將來の方針を定むべきものなるが、現在に於ては未だ其の時機に達せざるを以て、暫く既定計畫に依る豫定額の範圍內に於て、之が遂行に支障なきを期したり。其の他の事項に就ても既定計畫の遂行を期し、物價騰貴に因る增費を計上し、又若干の新規事項を加ふることとせり。朝鮮總督府關

東廳及樺太廳の各特別會計に對しては、諸般の施設に關し其の財源を補足する爲め多少の經費補充金を增加し、又委任統治諸島の爲め南洋廳特別會計を新に設けて之が經理を爲すこととし之が爲めに三百三十萬圓の經費補充金を支出することとせり。次に公債發行の計畫に就て述ぶれば、大正十年中に發行したる公債は總額六億六千五百萬圓にして、內新規發行の分三億五千九百萬圓、借換の分三億六百萬圓なり。公債發行に就きては政府は大體の方針として、公債の發行と金融市場との間に能く調和の保たるる樣注意を加へ、又財政上の必要に應ずるが爲め成るべく償還期限を長くし、且其の期限が將來に重複して一時に巨額の償還を要するが如きことなき樣特に考慮を加へたり。而して大正十年度に屬する事業公債は、一般募集に依らざるものを控除して、總額一億八千二百萬圓を募集する豫定なりしが、其の大部分は既に發行を終へ、尙若干の募集額は本年度中に之を終了する見込なり。臨時軍事費關係のものは昨年四月以來約一億二百萬圓を發行せり。尙未濟のもの一億千萬圓を存すれども、右は今後實際の支出を要するに從ひ、借入又は公債募集を爲す豫定なり。大正十一年度に於ける公債支辨事業は大體既定計畫に止むることとせり。卽ち一般會計に屬するもの八千萬圓、朝鮮·臺灣·樺太及關東州に於ける事業費に屬するもの五千三百餘萬圓、合計一億八千八百餘萬圓にして、前年度豫定額二億九百萬圓に比較して約二千萬圓の減少なり。而して右一億八千八百餘萬圓の內約二千二百萬圓は、借入金其の他の方法を以て調達する見込なるを以て、大正十一年度に於ける實際の新規公募額は一億六千六百餘萬圓となり、前年度に比し六百萬圓の減少なり。尙臨時軍事費の財源として借入金又は公債に依るべき金額は約七千五百萬圓

にして、是亦前年度の豫定額に比較して約二千五百萬圓の減少なりとす。

最後に一般經濟界の狀況に就て一言すべし。世界財界の大勢を見るに、歐洲戰爭に依る創痍は尙未だ癒えず、殊に獨逸の賠償支拂問題、歐洲の經濟復興問題、聯合國間の負債整理問題等は未だ具體的進捗を見ざるを以て、之が爲め國際間の商取引は圓滑に行はれず、爲替相場は亂高下を呈し、隨て貿易は阻害せられ、一般經濟界は安定を見るに至らず、爲に我國の財界も亦之が影響を免るる能はざるは止むを得ざる次第なり。而して此の過渡期に於て吾人の最も急務と感ずることは、速に過去數年間に於ける財界一時の好調に慣れたる奢侈放縱の情勢より覺醒して、勤儉質實の美風に就き、事業の組織竝經營の整理改善に努め、專ら生産費の遞減と能率の增進とを圖り以て我が經濟界の實力を充實するに在りと信ず。終に臨み余は玆に提出したる豫算案に對し審議の上速に協贊を與へられんことを切望す。』

衆議院に於ては一月二十五日より豫算委員會を開きて審議の結果、總豫算案に就ては全部原案の通可決すべきものと決定し、二月十四日豫算委員長田邊熊一は豫算委員會に於ける經過及結果に關し、大要左の如く本會議に報告したり。

『大正十一年度歳入歳出總豫算は歳入歳出各十四億六千六百餘萬圓にして、歳入は經常部十二億四千四百餘萬圓、臨時部二億二千百餘萬圓、歳出は經常部九億三千九百餘萬圓、臨時部五億二千六百餘萬圓にして、之を前年度の總豫算に比較すれば、歳入歳出各一億千八百餘萬圓の減少なり。斯くの如く大正十一年度豫算に於ては內外の情勢上自然增收を見込むこと能はざりしが故に政府は努めて政費の膨脹を抑制して、財政の基礎を鞏固にするが爲め、緊急措き難きものの外は

原內閣當時に確立せられたる積極政策に基く既定計畫を遂行するを主眼と爲し、其の他の點に就ては能ふ限り緊縮の方針を執りたり。而して既定方針に基く積極政策としては、治水事業の遂行、新規港灣の計畫、高等諸學校の計畫、各種產業政策、交通通信政策、社會政策等に關する經費を計上し、又鐵道特別會計に於ても新に線路建設費を計上すると同時に、國防費に就ては陸軍省及海軍省の所管に於て相當巨額に上る經費の節約又事業の繰延を斷行する所ありたり。委員會に於ける質問應答は各方面に亙りて頗る多數に上りしも、玆には豫算に關係ある比較的重要なる事項と認むるもののみに就き、總括的に其の概要を報告するに止むべし。先づ第一に政府は從來積極主義を高唱したる結果、歳計は過大の膨脹を來し、爲に物價の騰貴を釀し、遂に財界の大變動に會して經濟界は大打擊を受けたり。此の際豫算編成の根本方針も之を消極主義に變更し、行政上の大整理を斷行し、以て財政の行詰りを打開する方策を採るを適當とせずやとの質問ありしに對し、政府は積極政策なるものは建設の意味を以て之を唱道せしものに過ぎず。數年來每年歳入の見積過大に失すとの非難存せしも、之を既往の七·八·九年度の實蹟に依るも何れも自然增收を續け、十年度に於ても租稅收入を除くの外は何れも增收の結果を示せり。政府の豫算編成の方針は入るを量つて出づるを制するに在りしを以て、十一年度に於ては十年度の實況に鑑み、既定計畫を遂行する以外は努めて緊縮の方針を採りしものなり。而も既定計畫には何等の變更をも加ふることなく、又海軍計畫の如きも終局の完成に於ては變化なし。此の意味に於ても積極政策を拋棄せしものに非ざることは明かなりと答辯したり。次に貿易問題に關し現在我國の貿易は極めて不況を呈し、戰時中開拓したる海外市場は悉く歐米諸國に蠶蝕せられ

商品の販路は著しく狹められたり。貿易振興の方策は物價の低落を圖るを以て最も急務なりと信ず。又金輸出禁止の如きは兌換券の縮小を阻止して物價の低落を妨ぐものなりと信ずるも、政府の所見如何との質問に對し、政府は貿易の不振は海外に於ける購買力の著しき減退を主要原因と見るべきものにして、單に物價のみを以て貿易盛衰の原因と爲すことを得ず。物價如何に下落するも對手國の購買力減退する以上、如何とも爲し難きものなり。現下の貿易不振は單り我國のみならず、列國皆同樣の狀況に在るものにして、此の貿易不振を單に物價の低落のみに依りて回復せしめんとするは、徒りに單純なる考なりと云ふべく、之を以て政府の責任に歸せんとするは甚だ迷惑とする所なり。殊に我國の物價は現に低落に向ひつつあるに非ずや。又金輸出禁止は我國家經濟の信用上正貨を維持する必要あるを以て、今日は尙之を解禁する時機に非ずと答辯せり。次に政府は歳入減少の爲め國防に關する既定計畫の一部繰延を斷行せりと雖も、他面既定計畫の遂行に關して相當多額の經費增加を要求せるに非ずや。然らば十二年度以降の繼續費年度割に對し根本的の改訂を加ふることを當然とせずやとの質問に對し、政府は現に物價騰貴に依る豫算超過額は能率の增進・工場組織の改善・生產費の節約等に依り、成るべく追加豫算の必要なき樣極力之が節約に努めつつあり。十二年度以降の物價騰貴を今日に於て豫想することは困難なるが故に、今日年度割を改訂することを得ずと答辯せり。次に又曩に議會が增稅案に協贊を與へしは國防計畫に要する恒久的財源を供するに在りしものなり。今や華府會議に於て軍備縮小條約成立せんとするに當り、政府は之に依りて生ずる財政上の餘裕を敎育費、治水費等に振向けんとするものの如くなるが、右は之を以て國民負擔の輕減を圖るを以て當然と爲さずやとの質問に對し、政府は軍備縮小條約が成立し、財政上の餘裕を生じたるときは、速に豫算の組替を行ひ、臨時議會を召集して之が協贊を求むべく、且軍備制限に依りて生じたる財政上の餘裕は、國家の發展上之を文化的施設に振向くるの豫定にして、其の上尙餘裕あれば減稅を行ふことは固より辭せざる所なるも、現在に於ては之を明言することを得ずと答辯せり。次は陸軍軍備縮小に關する質問にして、卽ち政府の陸軍軍備整理の方針は、現在の規模は之を變更せずして單に人員の一部を減少し、之に代ふるに武器を以てせんとするものの如くなるが、右は時代に適應せざる姑息の改革案にして、政府は何故大改革を斷行するの勇氣を有せざるやとの質問に對し、政府は現在我國の二十一個師團を減少することは世界の情勢の俄に之を許さざるものあり、假令華府會議の結果四國協約成立すと雖も、之に依り戰爭が絕無となるものと卽斷することを得ず、却て時世の推移は兵員の移動を容易ならしむるを以て、萬一の場合に必要なる兵員は豫め之を備ふることを必要とするものなり。而して我國財政の現狀は現狀の儘にて武器の充實を圖ることを困難とするを以て、當局は兵員の一部を減少して武器の充實を圖らんとして、目下研究中なり。又航空隊は十一・十二兩年度に亙りて各二個中隊宛增加の計畫を樹て居れるも、何れ完成の結果更に必要なる新規計畫を樹つることあるべし。兵役年限短縮の件に就ては各方面に及ぼす影響頗る大なるものあるを以て、俄に之を決定することは困難なりと答辯し、且陸軍軍備制限の具體的成案に就ては陸軍當局は誠意を以て作成し、他日之を提出すべきことを言明したり。次に營業稅は負擔の不公平・徵收手續の煩雜其他種々の缺陷ありて、商工業の發達を阻害すること甚しきものあり、政府は國庫に餘裕を生じたる場合之を全廢するの

意志なきやとの質問に對し、政府は營業稅は久しきに亙りて施行せられ來りしものにして、今俄に之を廢止することは困難なりと雖も、若し缺點ありとせば固より之を改正するに吝なるものに非ず。現に政府は營業稅を始め一切の稅制整理に就ては臨時財政經濟調査會に諮問して調査中にして、其の結果を俟ちて改善を圖るに躊躇するものに非ずと答辯せり。次に正貨問題に就ては、我國の輸入超過は年々三四億の巨額に上る狀況にして、斯くの如き狀況を持續せば我が在外正貨は遂に皆無とならんことを恐るるものなるが、之に對する政府の見解如何との質問に對し、政府は貿易上の輸入超過は一昨年以來相當巨額に達せしも、貿易以外の受取勘定の超過亦尠からざるを以て、急激に在外正貨の減少するが如き虞はなかるべしと答辯せり。次に公債政策に關し、十年度に於ける公債募集殘額と十一年度に於ける新規募集及借換額とを合算すれば今後に於ける公債募集額は約十億に達するも、政府は斯かる巨額の公債募集が財界の現狀より見て、金融市場を壓迫することなくして成功する見込ありやとの質問に對し、政府は約十億圓の公債中約二億圓の軍事公債は必ずしも年度內に之を募集する必要なきものにして、殘八億圓に就ても政府は十一年度中に之が募集に成功する十分の確信を有すと答辯せり。斯くて討論に入り憲政會の早速整爾君は、大正十一年度豫算案は財政計畫の根本に於て缺點頗る多きを以て編成替を求むる爲め之を政府に返付すべしとの動議を提出し、國民黨の大口喜六君も右豫算は財政の基礎を鞏固にせんが爲め修正を加ふべき箇所頗る多きを以て、編成替を求むる爲め之を返付すべしとの動議を提出せしが、採決の結果右動議は何れも否決せられ、大正十一年度豫算案は、朝鮮總督府特別會計に於て一部修正を加へたるの外は、全部政府原案の通可決せられたり。』

尋いで早速整爾大口喜六は豫算の編成替を爲さしむる爲め之を政府に返付すべしとの動議を提出せしが、採決の結果何れも少數を以て否決せられ、豫算案は全部委員長報告の通可決せられたり。

貴族院に於ては二月十四日衆議院より豫算案を受領し、同二十日より引續き豫算委員會を開きて審議を遂げたる結果、豫算案全部衆議院議決の通可決すべきものと決定し、三月二十四日豫算委員長子爵前田利定は、委員會に於ける審議の結果を大要左の如く本會議に報告したり。

『委員會に於ては審議の結果豫算案全部に對し何等の修正なく總て衆議院議決の通可決したり。而して其際に於て一委員より、華府會議の結果に伴ひ陸海軍費其他減少すべきもの多々あり、又時勢に鑑み陸軍の縮小及各省の行政整理を實行し、之に伴ひ經費の減少すべきもの少からずと認むるを以て、政府は宜しく一大決心を以て嚴密の調査を遂げて節約計畫を立て、之に依りて生じたる歳計剩餘の一部を以て租稅の輕減竝に一時中止に係る公債償還の計畫を定め、次期議會に提出せられんことを望む旨の希望あり。又或る委員は(一)政府は初等教育は從來の通專ら市町村の義務と爲し、其の設備經營費とも之を負擔するの原則を支持すること(二)右義務教育費負擔の本分を盡すべき場合に於て財源なきときは之を得せしむるの方法を講ずるも其の餘地なき貧弱市町村に對しては國庫より相當補助すること(三)財源を得るの方法としては財政及稅制の一大整理を行ひ、且之を府縣及市町村にも及ぼすことを得せしむる方法としては財政及稅制の一大整理を行ひ、且之を府縣及市町村にも及ぼすことの諸希望を開陳し、更に又他の委員は本邦蠶絲業の基礎を鞏固にし秩序ある進歩發達を企圖する爲め根本政策を樹立せんことを望む旨の希望意見を述べたり。以上は何れも委員一箇の希望意見なるが、更に第四分科會に於て決議せられたる希望あり、卽ち「軍備の縮小に關しては當局